

現象学と社会科学

JAPANESE SOCIETY
FOR PHENOMENOLOGY
AND SOCIAL SCIENCES

日本現象学・社会科学会 編

第七号

2024 年 9 月 30 日発行

【特集】法と権利の現象学の現在

前文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・鈴木崇志・・(1)

国際法志向性の現象学的分析——静態・発生・世代——・・・・・・・・根岸陽太・・(5)

「厳しき法、されど法なり」——レヴィナス法哲学のために——・・・松葉類・・(23)

法への現象学的アプローチの課題と可能性——法哲学者の観点から——
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・宮田賢人・・(37)

【投稿論文】

自閉スペクトラム症のある子どもと関わる特別支援学校教師の現象学——「世界」、「道具」、「気分」に着目して——・・・・・・・・・・・・・・・・呉文慧・・(51)

エディット・シュタインにおける「心的なものの因果性」の問題——レアールな生状態と生感情の告知——・・・・・・・・・・・・・・・・中川暖・・(69)

【特集】法と権利の現象学の現在

鈴木 崇志

「法」と「権利」は、現象学において長らく論じられてきた話題であった。例えばミュンヘン・ゲッティンゲン学派に属するA・ライナッハは、『民法のアプリオリな基礎』(1913)において、社会的関係のなかで形成される志向的体験のうちに法的な諸概念の起源を求め、それらの概念に関するアプリオリな法則を解明しようとしている。またH・ケルゼンの純粹法学の影響下でフッサール現象学を受容し、1920年代以降に活躍した研究者としてはF・カウフマン、F・シュライアー、尾高朝雄らを挙げることができる。さらに第二次世界大戦後には、E・レヴィナスが他者への責任を起点として独自の法・権利の議論を提示し、その着想はB・ヴァルデンフェルスらに受け継がれている。

このように法と権利の現象学は豊かな広がりをもっている。のみならず、その研究は現在でも進行中であり、ますますその存在感を強めていると言ってよい。例えば現代の現象学研究者ソフィー・ロイドルトは上述のような研究史に幅広く目配りをして「法と権利の現象学(Rechtsphänomenologie)」に関する著作を数多く公表している(Loidolt 2010, 2017, *et al.*)。また2023年に*The New Yearbook for Phenomenology and Phenomenological Philosophy*においてライナッハに関する特集が組まれたことも記憶に新しい。さらに、政治哲学者ミゲル・アバンスールの「無始原」論のうちに、レヴィナス読解の一つの可能性を見いだすこともできるだろう(アバンスール 2019)。法や権利はいかにして形成されるのか、そしていかにして揺るがされ修正に向かうのか——こうした問題を私たちの経験に即して理解しようとする現象学的アプローチは、戦争・感染症・環境・セクシュアリティなどの諸問題において既存の法と権利の枠組みが問いただされている今、ますます重要性を増している。

こうした問題意識のもとで、本会委員の青山治城(神田外語大学)、家高洋(東北医科薬科大学)、鈴木崇志(立命館大学)の企画により、2023年12月2日に、立命館大学衣笠キャンパスにおいて日本現象学・社会科学会第40回シンポジウム「法と権利の現象学の現在」が開催された。このシンポジウムの目的は、上述のような現代に至るまでの法と権利の現象学の展開を踏まえつつ、その理論的側面と実践的側面の両面に目配りをした議論を行うことであった。すなわち、法や権利に現象学的にアプローチするとはどういうことかという理論的問題に加えて、そのようなアプローチが現代の法や権利をめぐる諸課題においてどのような意義を持ちうるかという実践的問題にも取り組むことが目指されたのである。

そしてこのシンポジウムにおいては、これらの問題を多面的に論じるべく、根岸陽太氏(西南学院大学)、松葉類氏(立命館大学)、宮田賢人氏(小樽商科大学)を登壇者としてお迎えして議論が進められた。根岸陽太氏は、近年、フッサールの生活世界論に依拠した現代の国際法学への問題提起や、他者の生きられた経験を分析の中心に据える現象学的「人権法意識論」の提示を行っている(根岸 2021, 2022)。また松葉類氏は、レヴィナス研究の観点

から、倫理的責任とは区別される意味での「政治的責任」概念にもとづいたデモクラシー論を展開し、レヴィナスの現象学が政治や法へとつながる道筋を描き出している（松葉 2023）。そして宮田賢人氏は、尾高朝雄やフッサールの議論を手がかりとした「法的確信」についての現象学的分析などを行い、法という対象の構成に関する研究に取り組んでいる（宮田 2022）。このように現代社会に生きる人びとへの細やかな目配せをしつつ魅力的な議論を展開するお三方によって、「法と権利の現象学の現在」に関して、それぞれの専門分野からの提題がなされた。

根岸陽太氏の提題「国際法志向性の現象学的分析」においては、国際法学の分野への現象学の適用可能性が、静態的分析、発生的分析、世代的分析の三つの水準で論じられた。静態的分析とは、慣習国際法の分野に作用・意味・対象という現象学の道具立てを取り入れることで法的信念・慣習国際法・一般慣行の関係を解明することである。そして発生的分析とは、上述の三項関係を、過去把持・原印象・未来予持等の概念を用いて発生の過程に即して説明することである。さらに世代的分析においては、故郷世界と異郷世界という枠組みを用いて西洋中心的な国際法観を是正することなどが課題となる。豊富な具体例を用いつつ提示されたこれらの分析方法は、国際法学の主流をなす法実証主義を批判的に検討するうえで重要だろう。

松葉類氏の提題「「厳しき法、されど法なり」——レヴィナスの法哲学のために」は、提題のタイトルにもなっている格言を手がかりとして進められた。この格言は、通例は「厳しい法であっても、法である以上は遵守されるべきである」と解されるが、レヴィナスはこれを「どんな厳しき法であっても、法である限り更新しうる」と解釈する。そのような更新を促すのが、隣人としての他者への責任の関係、すなわち倫理である。私が責任を負うべき他者が複数存在することは法を要請するが、一旦成立した法は決して不変のものではなく、責任の観点から問い直され、作り変えられうる。こうした責任と法の相互関係にもとづくレヴィナスの法哲学は、現実の法のあり方、そしてあるべき姿を考えるための洞察を与えてくれるだろう。

宮田賢人氏の提題「法への現象学的アプローチの課題と可能性——法哲学者の観点から」は、法的対象の構成に関するフッサールの着想にもとづいて、ロイドルトらの最新の法現象学の成果にも目配りをしつつ、法への現象学的アプローチの可能性を探究するものであった。こうした探究によって明らかになったのは、国家法にとどまらない法の形態の多様性、法を経験する人々の視点の相違、そして法的価値を本来的に与える感情などについて考えるうえで現象学が有効だということである。また提題を通じて示された現象学的アプローチの五つの課題（法的本質直観の分析、法秩序の静態的／動態的現象学、法的価値の構成分析、批判的法現象学）は、これから法現象学を研究しようとする人にとって不可欠の手引きとなるだろう。

これらの提題の内容は、それぞれの専門領域に立脚しつつも密接に関連しあうものであり、登壇者間での対話やフロアとのディスカッションは非常に盛り上がった。さまざまな分

野の研究者が集まる本学会において「法と権利」という大きなテーマを扱うことについては若干の不安があった。それがまったくの杞憂であったことを、シンポジウム企画者の一人として、そしてこのテーマに関心をもつ研究者の一人として嬉しく思う。登壇者として力のこもった発表をしていただいた根岸陽太氏、松葉類氏、宮田賢人氏、司会としてディスカッションを主導していただいた青山治城氏、そして議論に参加していただいたフロアの皆様に厚く御礼申し上げる。

今号の特集には、シンポジウムでの提題をもとにした根岸陽太氏、松葉類氏、宮田賢人氏の論文が収められている。お三方の貴重な論考は、「法と権利の現象学の現在」について考えるうえで決定的に重要ともものになるにちがいない。

文献

- Loidolt, Sophie, 2010, *Einführung in die Rechtsphänomenologie*, Tübingen: Mohr Siebeck.
- 2017, *Phenomenology of Plurality: Hannah Arendt on Political Intersubjectivity*, New York and London: Routledge.
- アバンスール、ミゲル、2019、『国家に抗するデモクラシー：マルクスとマキャヴェリアン・モーメント』、松葉類・山下雄大訳、法政大学出版局。
- 根岸陽太、2021、「国際法『学の危機と超越論的現象学』：事実学から人間的生へ向けられた学問へ」、『世界法年報』、第40号、103-134。
- 2022、「不可視の人権侵害を可視化する：現象学的「人権法意識」論」、『国際法学』第33号、39-43。
- 松葉類、2023、『飢えた者たちのデモクラシー：レヴィナスの政治哲学のために』、ナカニシヤ出版。
- 宮田賢人、2022、「法的確信 (opinio juris) の現象学的解明：フッサール現象学を慣習法論へ応用する試み」、『現象学と社会科学』第5号、75-89。

(すずきたかし・立命館大学)

国際法志向性の現象学的分析
——静態・発生・世代——

A Phenomenological Analysis of International Legal Intentionality:
Stasis, Genesis, and Generativity

根岸 陽太
Yota Negishi

要旨

本稿は、特にフッサールが展開した(1) 静態的・(2) 発生的・(3) 世代的現象学の観点から、国際法規範の志向性を分析するための方法を提示することを目的とする。特に慣習国際法の同定という文脈に焦点を当て、自己決定権の慣習法性を同定した国際司法裁判所のチャゴス諸島分離事件勧告的意見を素材しながら考察を進める。国際法の主流である法実証主義は、(1) 客観主義のもとで規範を物的に捉え、(2) 時間や(3) 空間も固定して想定する。これに対して、本稿の現象学的国際法学は、国際法があくまでも国際法律家の(1) 主観的かつ相対的な意識作用と、それ以前から働いている(2) 過去把持—原印象—未来予持の同時性や(3) 故郷／異郷世界の共—構成といった働きから構成されていることを明らかにした。このような現象学の知見により、人間的生と分かち難く結びついている「事象そのものへ」と立ち返り、本来の精神に溢れた「真なる実証主義」が国際法理論にもたらされる。

はじめに

本稿は、国際法学と現象学を架橋し、前者が考究する国際法規範の志向性を分析するための方法を提示することを目的とする。筆者はすでに別稿において、国際法学が人間的「生への意義の喪失としての学『の危機』」、すなわち、「事実学への実証主義的還元 (positivistische Reduktion)」に陥っており、それを乗り越えるために、「あらゆる客観的科学に関する判断中止 (Epoché)」としての現象学的還元 (phänomenologische Reduktion) が有効であることを指摘した¹。この現象学的方法によって、国際法律家は「主観的—相対的」かつ「普遍的—不変的」な「生活世界 (Lebenswelt)」と呼ばれる時空的事物の世界を経由することになる²。このような一見して相反する生活世界の両性質は、「それなしには対象と世界がわれわれにとって現存しえない」アプリアリな原理として、経験対象と与えられ方との「相関関係 (Korrelation)」を示す「志向性 (Intentionalität)」概念によって調和される³。生活世界の普遍的相関原理は、観念的規範意味の成立を問う法学にも導入可能であり、意識と世界を切り

¹ 根岸陽太、2021、「国際法『学の危機と超越論的現象学』——事実学から人間的生へ向けられた学問へ」『世界法年報』40号；Husserl, Edmund, 1954, *Husserliana* (Hua) VI, p. 70.

² *ibid.*, pp. 173–177.

³ *ibid.*, pp. 161–163.

分ける法実証主義とは一線を画した視角を提供しうる。

本稿は、先行する研究を敷衍して、より具体的に国際法規範の志向性を分析するための現象学的方法を提示する。第1節では、作用と意味の相関性により対象が構成される構造を分析する静態的 (static) 現象学、第2節では、そのような対象の背景にある時間的な地平を分析する発生的 (genetic) 現象学、第3節では、共時的・通時的な世代・文化を分析する世代的 (generative) 現象学をそれぞれ国際法学に応用する。その応用に際しては、主客二元論が長年議論的になってきた慣習国際法の同定 (identification of customary international law) を取り上げ、具体例として、国際司法裁判所が人民の自己決定権の慣習法性を同定した「1965年のチャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的帰結」事件勧告的意見 (2019年2月25日) を素材とする。

1. 国際法志向性の静態的分析

(1) 静態的現象学——作用—意味—対象

「意識とは何かについての意識である (Bewußtsein von etwas)」という有名なテーゼで語られる志向性概念は、実証主義的国际法学にも通底する「主観—客観」という近世認識論の図式を打ち破る可能性を秘めている。実証主義的還元が内 (意識) と外 (対象) を切り離して客観的に観察可能な後者が前者から独立して存在すると観念するのに対して、現象学的還元は意識の「作用 (Akt)」が「意味 (Sinn)」を仲介してのみ「対象」へと関係しうるという志向的な紐帯を出現させる⁴。その過程において、知覚される事物の「感覚与件 (Empfindungsdatum)」が「作用」に取り上げられ魂を吹き込まれる (生化 (Beseelung)) ことで⁵、「対象」を何として (als etwas) 統握するかという「意味」を規定する媒介となる⁶。

「作用」と「意味」の相関性により「対象」が構成される構造を静態的 (statisch) に分析する手法は、現象学的法哲学と呼ばれる領域でも実際に試みられてきた。その目的は、法実証主義の素朴な先入見を一掃し、法がわれわれの意識との相関性において自らを構成された存在として開示されるという構造を静態的に記述することにあつた⁷。より具体的に言えば、志向性概念は、法があたかも「認識し適用する主観 (人間) から離れた独立の客観量」を持つかのように「物的対象のように目の前に置いて」「抽象的で固定した規範として」矮小化する実証主義的還元を克服し、「認識し実践する主体としての人間の連関で法がいかにして与えられてくるのか」を問い直す⁸。

法実証主義の「主観—客観」図式を意識の作用から出発して克服しようとする試みは、必

⁴ Hua III/1, p. 297.

⁵ Hua XIX, p. 399.

⁶ ibid, pp. 429–430.

⁷ 駒城鎮一、1978、『理論法学の方法』世界思想社、191–192。

⁸ 西野基継、1997、「法の根底への遡行——“生 (Leben)”をめぐる思想圏と法哲学の一断面」『法哲学年報』、103–104。

ずしも現象学に明示的に言及しているわけではないが、国際法学のなかにも散見される。たとえば、石本泰雄は、実学への実証主義的還元が抱える難点を「形式的『合法性』への崇拜」としていち早く見抜いており、その客観主義的な物的思考を乗り越える必要性を唱えていた⁹。その脱却の兆しとして、20世紀において「国際法意識を支える担い手の拡大と意識の質的变化」が起きていることが強調される¹⁰。石本は国際法意識が拡充している傾向を受けて、法的信念がもはや「諸国家の意識という意味ではなく、むしろ「人間の肉体に宿る規範意識の総体こそ、国際社会における法を生み出し、維持してきた」と指摘している¹¹。また、国際法が物理的に把握し難い「書きとめられない法」とであると捉え直す齋藤民徒も、それを地球大の人間関係との相関性のなかに見い出している¹²。齋藤によれば、文書や実行など物質的に存在する国際法資料とは異なり、そこから読み解かれる意味内容としての国際法規範は、個々の分散的な現場における人間の営為と連動しながら「意味の世界に存在している」¹³。

(2) 慣習国際法同定における作用—意味—対象

現象学の「作用—意味—対象」図式が法実証主義の「主観—客観」図式に取って代わる具体的な場面として、慣習法の同定が挙げられる。法哲学の分野では、宮田賢人が慣習法同定に現象学的知見を導入しており、本稿にとっても有益な視座となる。宮田は、イエリネクが提唱した事実の規範力論に反論した尾高朝雄の現象学的慣習法論を検討する。その検討を総括するなかで、尾高が「慣行の反復という単なる事実ではなく、その反復に由来する秩序安定の目的が、事実上の慣行に『法』という規範意味を付与する作用を引き起こす」ことを強調していたことが指摘されている¹⁴。このように尾高の慣習法論が秩序安定という目的への志向に基礎づけられた慣習法の側面を捉えていたことを受けて、宮田は次のように要約する。すなわち、「ある行為を法として認め、当該行為に慣習法という意味を与えるような法的確信とは、二種類の価値、つまり規範価値と秩序価値への志向に基礎づけられた複合的な価値的・規範的な意識作用である」¹⁵。

この現象学的慣習法論は、伝統的に法実証主義により理論化されてきた慣習国際法の同定を問い直すための指針にもなる。国際司法裁判所規程 38 条 1 項 b に規定される「法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習」は、客観的要件としての一般慣行 (general

⁹ 石本泰雄、1988、「国際法——その『物神崇拜』」『国際法の構造転換』有信堂高文社、46。

¹⁰ 桐山孝信、2016、「石本泰雄の国際法学——その軌跡と展望」『法学雑誌 (大阪市立大学)』62 巻 3・4 号、360。

¹¹ 石本泰雄、1988、「国際法の構造転換」『前掲書』、11。

¹² 齋藤民徒、2013、「『書きとめられない法』のプロセスとプラクティス」孝忠延夫・安武真隆・西平等編『多元的世界における「他者」』関西大学マイノリティ研究センター。

¹³ 齋藤民徒、2014、「国際法の生成と創設——国際法資料から国際法規範へ」『〔岩波講座——現代法の動態 1〕法の生成／創設』岩波書店、77-78。

¹⁴ 宮田賢人、2022、「法的確信 (opinio juris) の現象学的解明——フッサール現象学を慣習法論へ応用する試み」『現象学・社会科学』5 号 (強調原文)。

¹⁵ 同上 (強調加筆)。

practice) と主観的要件としての法的信念 (*opinio juris*) という「主観—客観」図式で説明されてきた (図 1)。法実証主義の立場からは、規範的な曖昧さを抱える抽象的な法的信念に比して、記述的な正確性をもたらす具象的な一般慣行が重視される。しかしながら、国連国際法委員会の「慣習国際法の同定に関する結論」(2018 年) の議論過程でも明らかになったように、物心二元論の立場を厳密に貫こうとすればするほど、「両要素がときに同一の素材から見出されうる」という相関関係を逆説的に露わにってしまう¹⁶。

このような実証主義的還元による「主観—客観」図式に抗して、筆者は以前の論稿で、現象学の対象志向性を慣習国際法の文脈に当てはめ、下記の「作用—意味—対象」図式を提示したことがある (図 2)¹⁷。すなわち、ある法的信念という「作用」により、ある慣習国際法という「意味」において、ある行為群がはじめて一般慣行という「対象」として構成される。より具体的には、無数に存在する物的な諸行為のうち特定の行為群の「感覚与件」(規範内容) が「作用」としての法的信念により取り上げられ魂を吹き込まれる。その対極で同時に、その「感覚与件」(規範内容) に即して特定の慣習国際法に関する「意味」が相関者として形成される。そして、その「意味」を介してはじめて、それら行為群が一般性を備えた特定の慣行という「対象」として構成される。以上のような対象志向性の静態的分析は、すでに措定された法の「意味」の内容を問い直すことを通じて個別的な法解釈に基礎を与える。

このような現象学的慣習国際法論は、一般慣行よりも法的信念に相対的な重点を置く国際判例とも合致する。実際に、武力不行使原則の慣習法性が問題となったニカラグア事件本案判決 (1986 年) では、法的信念が一定の国連総会決議 (この文脈では特に友好関係原則宣言 (1970 年)) に対する紛争当事国や諸国家の態度から演繹されうると述べられた¹⁸。また、核兵器使用の合法性に関する勧告的意見 (1996 年) では、核兵器使用を禁止する慣習国際法規範の有無を判断する際に、「総会決議は、たとえ拘束力を持たないとしても、時として規範的価値を持つことがある」こと、「ある状況においては、規則の存在や法的信念の出現を立証するために重要な証拠となりうる」ことが示された¹⁹。これらの判例では、記述的な正確性をもたらす具象的な「一般慣行」(客観) が規範的な曖昧さを抱える抽象的な法的信念 (主観) に優先するという法実証主義の単純な図式は維持されていない。むしろ、国際機関などの多数国間枠組で醸成される国際社会の諸アクターの法的信念 (作用) により、ある慣習国際法 (意味) が概念的に形成され、それを通じて一定の行為群が一般慣行 (対象) として捉えられることになるのである。

¹⁶ 根岸陽太、2020、「慣習国際法と強行規範に関する国際法委員会「結論」——「国際立法」の公理 (Axiom) と定理 (Theorem)」寺谷広司編・伊藤一頼編集補助『国際法の現在——変転する現代世界で方の可能性を問い直す』日本評論社。

¹⁷ 根岸、2021、「前掲論文」、125。

¹⁸ ICJ Reports 1986, p. 14, paras. 183–193.

¹⁹ ICJ Reports 1996, p. 226, para. 70.

(3) 自己決定権の慣習法性同定における作用—意味—対象

上記の現象学的慣習国際法論を具体的な事例に応用していく。本稿で扱う事例は、国際司法裁判所が2019年2月25日に勧告的意見を下した「1965年のチャゴス諸島のモーリシャスからの分離の法的帰結」事件である。本事件は、モーリシャスが独立する過程でイギリスによって切り離され、イギリス領インド洋地域(BIOT)として知られる新たな植民地に組み込まれたチャゴス諸島をめぐるものである。1814年のパリ条約締結後、チャゴス諸島を含む「モーリシャス島とモーリシャス扶属国」は、イギリスによって統治されていた。これらの植民地は、国連憲章のもとでは、総会が作成した非自治地域(第11章)のリストに載ることになった(1946年12月14日の決議66(I))。1965年9月23日のランカスター・ハウス協定で、モーリシャスの首相とその他の代表者は、イギリスの権限下にあったモーリシャスからチャゴス諸島を切り離すことに原則的に同意したが、同諸島がいかなる第三者にも割譲されず、後日モーリシャスに返還されることを条件としており、この条件は当時イギリスも受け入れていた。しかし、1966年12月30日のイギリス—アメリカ間協議の結果、「英領インド洋領土の防衛目的での使用可能性に関する協定」が締結され、同日付で合意議事録が作成された。その後、モーリシャスは1967年の普通選挙を経て1968年に独立を果たしたが、1973年にかけて、チャゴス諸島の全人口がイギリスによって帰還を阻止されるか、強制連行され、帰還を阻止された。その後もチャゴス諸島はモーリシャスに返還されることはなく、1980年代初頭からモーリシャスがイギリスに対して問題を提起し両国間の紛争になっていた。2010年にイギリスがチャゴス諸島とその周辺に海洋保護区を創設すると発表したことを受けて、モーリシャスは2010年に国連海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁に提訴した(2015年に仲裁判決)。2016年12月30日、イギリス—アメリカ間1966年協定の50年の期間が終了したが、その条件に従って20年間延長された。

この事態を受けて、国連総会は決議71/292(2017年)を採択し、国際司法裁判所に対して次の点を含む勧告的意見を諮問した。すなわち、「モーリシャスの脱植民地化の過程は、モーリシャスからのチャゴス諸島の分離に引き続く、1968年のモーリシャスの独立の際に、国連総会の1960年12月14日決議1514(XV)、1965年12月16日決議2066(XX)、1966年12月20日決議2232(XXI)および1967年12月19日決議2357(XXII)に反映された義務を含む国際法を考慮して、合法に完了されたか」という論点である。この点、総会はモーリシャスの脱植民地化過程を1965年のチャゴス諸島の分離と1968年の独立の間の時期に位置づけているため、その期間に人民の自己決定権(right to self-determination)が適用可能な国際法であったかが問題となった。

裁判所は、以下のように法的推論を展開して、(C)検討中の期間である1965年から1968年の間に適用された国際法である(その期間に慣習法として成立していた)ことを結論づけた²⁰。(A)1945年の国連憲章が非自治地域に関する規定を盛り込んだことは、自己決定権が

²⁰ ICJ Reports 2019, p. 95, para. 161.

慣習法として結晶化した時点を確認するための文脈を成す²¹。(B) 1960 年の植民地独立付与宣言の採択は、脱植民地化に関する国家実行の統合における決定的な瞬間である。本宣言は、採択された 1960 年にアフリカの 17 カ国を含む 18 カ国が独立し、1960 年代にはさらに 28 の非自治領の国民が自己決定権を行使して独立を達成したことから、その採択後の脱植民地化過程とも明確な関係がある。形式的上は勧告であるが、その内容と採択条件から見て、慣習規範としての自己決定権に関して宣言的性格を有している²²。(D) 1966 年に採択された国際人権規約は、すべての人民の自己決定権を再確認した²³。(E) 1970 年に採択された友好関係原則宣言は、自己決定権の慣習法上の規範性を確認した²⁴。

裁判所の法的推論では、慣習国際法の客観的要件である国家の一般慣行（旧植民地の独立）は当然であるが、その主観的要件である法的信念の証拠として、多数国間条約（(A) 国連憲章・(D) 国際人権規約）と国連総会決議（(B) 植民地独立付与宣言・(E) 友好関係原則宣言）が証拠として重視されている。裁判所は、核兵器使用の合法性に関する勧告的意見（1996 年）での前述の言明を引用することで、法的信念の証拠としての国連総会決議の規範的価値について想起している。この推論過程では、一般慣行（客観）を法的信念（主観）に優先させるという法実証主義の立場は維持されていない。もし当時の国家実行を法実証主義によって記述しただけであれば、植民地宗主国による施政は一定程度継続していたのであり、人民の自己決定権に関する国家実行は二分しているという結論も導きえたであろう。実際に、イギリスは陳述書において、「国家実行は一定であるとは言い難い。世界各地の脱植民地化過程では、分離・分割・合併その他の取り決めが行われてきた。このような慣行は、イギリスだけでなく、……多くの他の施政国によっても広く採用されてきた」と主張していた²⁵。

しかし、裁判所はそのような法実証主義は貫徹せず、多数国間条約や国連総会決議に反映されていた諸国家の意識「作用」（法的信念）が自己決定権の「意味」（慣習国際法）を形成し、それによって当時の諸国家の慣行（対象）を生み出すという推論を展開した。特に (B) 植民地独立付与宣言については、そこに反映された諸国家の意識「作用」（法的信念）が自己決定権の「意味」（慣習国際法）を生み出し、実際にその採択後に諸国家の連続的な独立という国家実行（対象）をもたらしたことが裁判所により強調されている。

2. 国際法志向性の発生的分析

(1) 発生的現象学——原印象—過去把持—未来予持

フッサールは、前述の「作用—意味—対象」図式のみに志向性分析を限定していたわけではない。むしろ、志向性が顕在性という特殊な様態で遂行されていなくとも、すでに背景的

²¹ *Ibid.*, para 148.

²² *Ibid.*, paras 150 152.

²³ *Ibid.*, para 154.

²⁴ *Ibid.*, para 155.

²⁵ Written Statement (WS) of the United Kingdom, para. 8.56.

な「地平」において非顕在的に発動しているという理解を示していた²⁶。これらの地平的に発動する非顕在的な志向性は、能動的な(aktiv)対象志向性が遂行される以前に、感覚与件を対象化することなく地平へと受動的(passiv)に含蓄する特殊な志向性を指す²⁷。特に時間意識については、知覚それ自体も、「流れつつとどまっている／生き生きした現在(strömend-stehende/lebendige Gegenwart)として、側面に地平としての(過去)把持(Retention)と(未来)予持(Protention)を有することが説かれている²⁸。

メロディの例を用いると、ある感動的な音(C)が響き渡ることにより、受動的に過去把持され地平に沈んでいる音(BR¹-AR²)と、同じく受動的に未来予持され地平の先に控えている音(DP¹-EP²)が統一的に際立たされる。そして、それら音群の感覚与件が能動的な「作用」を触発(Affektion)し、対極ではそれら音群の感覚与件に即してメロディという「意味」(A-B-C-D-E)が相関的に形成され、それを通じて一つの「対象」としてのメロディが知覚される。ここで肝要なのは、感動的な音(C)が響く現在、それ以前に聞き流した音(A-B)を含蓄していた過去、それ以後に聞くことになる音(D-E)を抱える未来が「同時性」を持つ点である(AR²-BR¹-C-DP¹-EP²)。フッサールは、意識の受動的領野における時間形成について、「今において同時に(simultan(en))与えられている過去の、たえず進行する生成をもつのであり、この野において、遠隔連合(Fernassoziation)と対化(Paarung)と配置(Konfiguration)が働いている」と述べている²⁹。さらに、現印象・過去把持だけでなく未来予持も含めた現在の構造に関しては、「一方では共現在および過去把持的過去に働きかける連合と覚起が生じ、他方では未来の方向に向かう連合が生じている」と解説している³⁰。裏返せば、このような現在を中心とする「過去把持と未来予持の相互内属性(Ineinander)」を通さない限り、現在の核となる「原印象の今」は生成されえないことになる³¹。

非顕在的に発動する地平志向性を分析する発生的現象学は、現象学的法哲学の領域でさえも十分に開拓されてきたわけではない³²。その一つの原因としては、それら先駆的業績ではフッサールが初期に提唱していた対象志向性の静態的分析のみが考慮されており、彼が後期において深化させた地平志向性の発生的分析は射程に含まれていなかったという盲点がある³³。裏返せば、現象学的法哲学は、「作用—意味—対象」図式において完成済み(fertig)の志向性を記述的に分析することに終始せず、法が「沈殿した歴史(sedimentierte Geschichte)」を地平的に持つ存在として不断に生み出される過程を説明的に分析する手法へと発展するのである³⁴。

²⁶ Hua III/1, p. 189

²⁷ Steinbock, Anthony, 2001, 'Translator's Introduction' in Edmund Husserl, *Analyses Concerning Passive and Active Synthesis: Lectures on Transcendental Logic*, Springer 2001, xxxviii–xliii.

²⁸ Hua VI, pp. 170–173.

²⁹ Husserliana Materialien (HM) VIII, p. 87.

³⁰ Hua XI, p. 158.

³¹ Hua XXXIII, p. 11. 山口一郎、2018、『フッサールの時間論』知泉書館、118。

³² 阿南成一、1960、『現代の法哲学——法形而上学序説』有斐閣、49。

³³ 駒城、『前掲書』、138–144。

³⁴ 同上、219頁。

(2) 慣習国際法同定における原印象—過去把持—未来予持

「生き生きした現在における『今と過去把持と未来予持』による『現在と過去と未来の同時性』の現象学的記述」は、法規範の発生過程を分析する際にも有効な方法となりうる。実際に先に引用した宮田の現象学的慣習法論は、フッサールの内的時間意識論に基づく予期作用が生じる過程に反省を加えている。宮田によれば、「確実な予期作用は、把持—原印象—予持・連合原理・類似の経験の反復によって生ずる」のであり、これは規範遵守をめぐる予期の安定化の過程にも応用されうる。まず、規範的確信にもとづいて規範遵守をする共同体の成員同士で、把持されている過去の類似的経験と連合原理とにもとづいて相互の規範遵守を承認し合うことを予期するようになる（規範価値）³⁵。さらに、両者はこのような規範遵守の予期が安定化を前提に、そこから由来する新たな行為を企図することにも注意を向けることになる（秩序価値）³⁶。

このような現象学的な時間把握を国際法学に導入することで、実証主義的な時間把握の限界を乗り越えることが可能となる。国際法では、法実証主義の相対的な時間把握を反映して、異なる時代が交錯する際の事実・法を調整するために、時際法（intertemporal law）の概念が導入された（パルマス島仲裁判決（1928 年））。その提唱者であるマックス・フーバーによれば、ある法律事実の「創設」に関しては、それと同時代の法に照らして判断される一方で（第一原則）、その法律事実の「存続」に関しては、その後の法の発展に照らして判断される（第二原則）³⁷。

形式的に表明された国家意思を重要視する法実証主義は、安定性を志向して単一の時点に固定させる第一原則と親和性が高いが、その試みは以下の2点の限界を抱えている。第1に、実証主義的方法は、ある時点（C）に効力を有する国際法規範のみに焦点を当て、それまでに蓄積された国家意思（A, B）を尊重する形式主義をとることで、未来（D, E）に向けた法の発展を反映する第二原則を軽視してしまう。より本質的な第2の限界として、慣習国際法の主観的要件である法的信念の定義、すなわち、「問題となる慣行が法的権利または義務の感覚を伴って遂行されねばならない」（国際法委員会「結論」9）との関連で指摘される矛盾がある。それは、「もし問題となる慣行が、そのような慣行はすでに（already）法であるという確信を伴わねばならないとしたら、どのようにして新たな慣習国際法が出現しえようか」という逆説である³⁸。この時間的矛盾では、決定的時点（C）に至るまでの過程（A, B）において、客観的要件としての「問題となる慣行が法的権利または義務の感覚を伴って遂行され」ているとすれば（a, b）、決定的時点で改めて「認められる」という主観的要件としての「法的信念」（c）は意義を有さないことになる（図3）。このパラドクスは、物的な一般慣行と心的な法的信念を切り離す法実証主義の二元論的構図を維持したうえで、両者を時間的にも別個独立した存在として想定する素朴な時間意識に立脚するために生じてしま

³⁵ 宮田、「前掲論文」、83。

³⁶ 同上。

³⁷ (1928) II RIAA 829, p. 845.

³⁸ ILC, 2014, UN Doc. A/CN.4/672, para. 66.

う。

このような慣習国際法同定の時間的パラドクスを克服するためには、生き生きした現在における原印象—過去把持—未来予持の同時性という現象学的記述が必要となる。別稿で示した時間図式は原印象と過去把持の関係のみであったが、未来予持の地平を加えると以下のように更新される(図4)。ある行為Aが国際社会において生じたものの、その感覚与件は慣行としての一般性を備えるにはあまりにも希薄で、法意識の能動的な作用を触発せずに、一般慣行として顕在的に対象化されることはなかった。そのとき行為Aは、下降する斜線に描かれるように空虚な慣行として地平に沈んでいくが、その感覚与件は受動的に発動している地平的志向性により行為AR¹として過去把持される。その後、行為Aに類似した行為Bが国際社会に生まれ、その感覚与件が過去把持されていた行為AR¹の感覚与件を触発し、相互に意味を覚起して合致を生じさせる。しかし、行為群A-Bの感覚与件も法意識の能動的な作用を触発するには及ばず、それぞれ空虚な行為AR²-BR¹として過去地平へと沈殿して鮮明度を失っていく。ところが、あるとき強烈な印象を国際社会に刻み込む行為Cが行為群A-Bに連なるように生じたことにより、その感覚与件が過去地平に沈み込んでいた行為AR²-BR¹の感覚与件と相互に覚起し合う。その対極では、未来の方向に向かう連合が生じることで、同様の行為(D-E)が連続するであろうことが予持される(DP¹-EP²)。

このように原印象(C)を挟んだ過去把持(AR²-BR¹)と未来予持(DP¹-EP²)の相互内属性により、行為群A-B-C-D-Eの感覚与件(規範内容)が相互かつ(時間的矛盾なしに)同時に覚起し、はじめて能動的な作用に至らせるほどの触発力を持つことになる。この段階に来てようやく前節で示した能動的な対象志向性の「作用—意味—対象」図式へと顕在化するのであるが(図4→図2)、その前提として行為群AR²-BR¹-C-DP¹-EP²の感覚与件が受動的な地平志向性により非顕在的な発生の次元において条件づけられていることが分かる。以上のように現象学の内的時間意識を導入することで、法実証主義が抱える(過去時点との)時間的パラドクスを解消するとともに、(未来時点へと)規範が発展する予期を踏まえた動態的な慣習国際法の同定が可能となる。

(3) 自己決定権の慣習法性同定における原印象—過去把持—未来予持

チャゴス事件における裁判所の推論過程については、「1965年から68年の期間に適用された法の理解を確認するために1970年の〔友好関係原則〕宣言に注目したとき、国際司法裁判所は法を間違っていたのだろうか」という問題が提起されている³⁹。たしかに、「2019年に国際司法裁判所は、総会が1970年に友好関係宣言を採択して自決規範の存在を確認したという確かな知識のもと、後知恵を利用してこの問題を判断していた」とも受け取ることができる⁴⁰。特に、時際法の第一原則(ある法律事実の「創設」に関しては、それと同時代の法に照らして判断される)を強調する法実証主義の立場からは、このような遡及的な証拠

³⁹ Whatley, Steven, 2021, 'Revisiting the Doctrine of Intertemporal Law' 41 OJLS, p. 500.

⁴⁰ *Ibid.*, p. 486.

援用による慣習法同定はアナクロニズムであるという批判もありうる。実のところ、イギリスは、(E) 友好関係原則宣言 (1970 年) の採択に際してはコンセンサスが形成されていたが、それ以前の (B) 植民地独立付与宣言 (1960 年) や (D) 国際人権規約 (1966 年) 採択時にはそのような法的信念は存在しておらず、したがって、(C) 検討中の期間である 1965 年から 1968 年の間には適用可能な慣習国際法は存在していなかったと主張していた⁴¹。

しかし、そもそも時際法の第一原則を貫徹する法実証主義に依拠すると、本件でも慣習法同定における時間のパラドクス (「もし問題となる慣行が、そのような慣行はすでに法であるという信念を伴わねばならないとしたら、どのようにして新たな慣習国際法が出現しえようか」という逆説) から逃れることはできない。イギリスやアメリカは (E) 友好関係原則宣言 (1970 年) の採択時点で初めて法的信念が確立したと主張するが、その時点に達するまでに蓄積されていく国家実行にも「問題となる慣行が法的権利または義務の感覚を伴って遂行されねばならない」ことになる。すでに客観的要件である「一般慣行」が蓄積していく時点 (A-D) で国家が遵守せねばならない「法として」存在しているのであれば、その後の時点である (E) 友好関係原則宣言 (1970 年) で主観的要件としての「法的信念」は意義を有しないことになる。それどころか、モーリシャスなどが主張するように、(C) 検討中の期間である 1965 年から 1968 年の間には、すでに国家が遵守せねばならない法として存在することを認めることにもなりかねない。

このような時間のパラドクスを解消し、裁判所による自己決定権の慣習法同定を適切に理解するためには、時際法の第二原則 (その法律事実の「存続」に関しては、その後の法の発展に照らして判断される) に親和的な現象学的慣習国際法論に立つ必要がある。裁判所は、前提として、勧告的手続に参加した様々なアクターが、国際法は領域に関する自己決定権の実現に向けて最初の一步が踏み出された日に凍結されるわけではないと述べたことに留意している⁴²。そして、決定的な期間が 1965 年から 1968 年であることを念頭に置きながら、特に慣習規則が問題となる場合には、国家の慣行と法的信念は、「時間の経過とともに徐々に強化され、確認されていく」ため、1960 年の植民地独立付与宣言の採択以降の法の発展 (evolution) を考慮することを妨げるものではないと強調した⁴³。さらに、裁判所は、既存の規則または原則を確認または解釈する場合に、当該期間より後の法律文書に依拠することもできることを明らかにした⁴⁴。

このような前提のもと、現象学的洞察に基づく内的時間意識により、国際司法裁判所による自己決定権の慣習法同定は以下のように整理できる。すなわち、(C) 検討中の期間である 1965 年から 1968 年の間に生じたチャゴス諸島の分離により、受動的に過去把持され地平に沈んでいた (A) 国連憲章と (B) 植民地独立付与宣言における自己決定権 (BR¹-AR²) と、同じく受動的に未来予持され地平の先に控えている (D) 国際人権規約と (E) 友好関係原

⁴¹ WS of the United Kingdom, para. 8.75.

⁴² ICJ Reports 2019, p. 95, para. 141.

⁴³ *Ibid.*, para. 142.

⁴⁴ *Ibid.*, para. 143.

則における自己決定権(DP¹-EP²)の内容が統一的に際立たされる。これらの原印象(C)－過去把持(BR¹-AR²)－未来予持(DP¹-EP²)は連合により、相互かつ(時間的矛盾なしに)同時に覚起することで、能動的な法的信念(作用)を触発し、対極では慣習国際法としての人民の自己決定権の同時代的な内容(意味)(A-B-C-D-E)が相関的に形成され、それを通じて自己決定権の行使による独立という一般慣行(対象)が構成される。

3. 国際法志向性の世代的分析

(1) 世代的現象学——故郷世界と異郷世界の共－構成

現象学の始祖であるフッサールは晩年に、エゴの経験を遥かに超える共同体の歴史・伝統・文化といった現象を説明する「世代性(Generativität)」の問題系に踏み込んでいた⁴⁵。フッサール現象学に埋もれていた世代性を掘り起こして「世代的」現象学を提唱するスタインボックによれば、故郷世界(Heimwelt)と異郷世界(Fremdwelt)は、相互に先行する独立の平面ではなく、異郷への越境(transgression)と故郷の我有化(appropriation)とという「構成的な二重奏」により進展していく⁴⁶。この世代的現象学の光学を通じて見えてくるのは、故郷世界の内部で伝統を通時的に我が物とする「幹－構成」と、故郷世界と異郷世界が共時的かつ間文化的に交流する「共－構成」の両面である⁴⁷。

世代的現象学を法哲学に導入したハンス・リンダールは、フッサールの世代的現象学における故郷世界という発想を参照しながら、合法性(legality)とも違法性(illegality)とも区別される異法性(a-legality)という概念を提示する。その前提として、リンダールは、「ある法的集合体による共同行為は、空間的・時間的・主体的・事項内容的な閉鎖(closure)を前提とするため、法秩序には必然的に限界がある」と述べる⁴⁸。その閉鎖により、一方では、合法性と違法性が判断されうるような法秩序の内部が形成されるが、他方では、その範囲外のあらゆるものが、秩序づけられざるもの(the unordered)という異法性の領分へと排除される⁴⁹。ある法秩序(故郷世界)から排除されてきた秩序づけられざるものの領域(異郷世界)では、異法性が前者の法秩序に疑問を付し、そこでの実践的可能性の実現を妨害ないし阻害する。たとえば、ブラジルで農民たちが土地を占領・封鎖する動きを見せた「土地なし農民運動」は、ブラジルの法的集合体の一人称複数視点からは「違法」に見えるものとして現れるが、それと同時に、ブラジル財産法のもとで「秩序づけられざるもの」とされてきた農民に権利を与えることを目指す点で「異法」の側面も持ち合わせている⁵⁰。

⁴⁵ Hua XV, p. 171.

⁴⁶ Steinbock, Anthony, 1995, *Home and Beyond: Generative Phenomenology after Husserl*, p. 179.

⁴⁷ 元明淳、2015、『フッサール超越論的現象学の転轍——「他性」の思惟へ』平成27年関西大学審査学位論文、60–62。

⁴⁸ Lindahl, Hans, 2013, *Fault Lines of Globalization: Legal Order and the Politics of A-Legality*, p. 156.

⁴⁹ *Ibid.*, p. 160.

⁵⁰ *Ibid.*, pp. 166–168.

このような故郷世界と異郷世界の共一構成という発想は、西洋中心に単線的に発展してきたという国際法観を相対化するうえで重要である。この現象学的知見に接近する社会的アプローチとして、絶えず変化し続ける動態的過程として国際法現象を照射する大沼保昭の「文際的 (trans-civilizational)」視点がある。状況依存的な文明や文化の経験に重点を置く大沼の分析は、国際法を空間と時間の両面で複眼的に把握し直す契機を含んでいる。特に歴史的な考察では、「地球規模で国際法の共通の規範意識と理解が共有されてきた」という経緯が解き明かされ、国際法が「人類の間主観的産物 (inter-subjective product of humankind)」として描かれている⁵¹。この文際的視点からは、規範意識の担い手は伝統的な権利義務の帰属先である法主体 (subjects) に限定されない多種多様な関与者 (participants) であり、国際法はその間で共有された知覚 (shared perception) として性格づけられる⁵²。

(2) 慣習国際法同定における故郷世界と異郷世界の共一構成

故郷世界と異郷世界の共一構成という現象は、慣習国際法の同定という場面においても見られる。「慣習国際法の同定に関する結論」(2018 年)を作成する過程において、国際法委員会は、客観的な慣習法同定のために国際法に特化した情報源の収集を事務局に依頼した。しかし、その成果物である事務局覚書では、収集した全 1,989 件の資料のうち、国際法に特に関連する資料が 66 カ国に関する 194 件しか確認できず、このうち、西ヨーロッパ及びその他のグループ (29 カ国中) の 23 カ国に関連する 102 件、アジア太平洋グループ (55 カ国中) の 14 カ国に関連する 36 件、ラテンアメリカ・カリブ海グループ (33 カ国中) の 14 カ国に関連する書誌資料は 24 件、東ヨーロッパグループ (23 カ国中) の 9 カ国に関連する書誌資料は 14 件、アフリカグループ (54 カ国中) の 5 カ国に関連する書誌資料は 8 件、残りの書誌資料は複数の国家と非加盟国 1 カ国に関するものであった⁵³。計算すると、「西欧その他地域グループ」がその他 4 つの地域グループと比較して、情報利用可能国数全体のうち約 35%、情報源数全体のうち半数以上を占める。国際法に特化した資料の利用可能性におけるこのような不一致を踏まえると、第一世界諸国 (自由主義・資本主義) が自らの一人称視点から「故郷世界」と捉え、それ以外の第二世界 (社会・共産主義) や第三世界を「異郷世界」と位置づけることによって、不平等な形で共一構成されてきたことが分かる (図 5)。

そのような慣習国際法の共一構成における偏向を是正する試みとして、国際法への第三世界アプローチ (TWAIL) の論者から様々な見解が示されている。その顕著な例として、ブピンダー・チムニーによる「ポストモダン慣習国際法」論が注目される。第三世界国際法アプローチを牽引する彼は、国際法委員会に代表される主流のアプローチが、「第三世界の声を周縁化させる特定の認識・文化・価値の担体」として慣習国際法が存在してきた事実を覆い隠してきたと批判している⁵⁴。たとえば、国際投資法における公正公平待遇 (Fair and

⁵¹ ONUMA, Yasuaki, 2017, *International Law in a Transcivilizational World*, CUP, pp. 55–84.

⁵² *Ibid.*, pp. 115–121.

⁵³ ILC, 2019, UN Doc. A/CN.4/710/Rev., para. 82.

⁵⁴ Chimni, B.S., 2018, 'Customary International Law: A Third World Perspective' 112 AJIL, 17.

Equitable Treatment) 原則は、第一世界(自由主義・資本主義陣営)の強力な影響力のもとに推進されたと指摘する⁵⁵。そこで彼が第一世界に有利な慣習国際法への対抗策として提唱するのは、慣習法の主観的構成要件である法的信念を「普遍的法的良心(universal juridical conscience)」と捉え直す発想である。市民社会や国際機関決議を重視する人類の法的良心を抽出することで、「グローバル市民社会における漸進的な発想・信念・実践」を慣習国際法に投影することになるという⁵⁶。

普遍的法的信念は、チムニー自身が明示的に参照しているように、アントニオ・アウグスト・カンサード・トリンダージ(米州人権裁判所元裁判長、国際司法裁判所元裁判官)の影響のもとで採用された概念である。ハーグ・アカデミーでの彼の講義録によれば、実証主義(または形式主義)―意思主義―国家中心主義の三位一体により、時間から独立して所与の歴史的瞬間から規範を導出するかたちで法を観念することになり、社会構造の断続的な変化に対応できないとの批判が展開されている⁵⁷。そのような限界を克服する概念として、彼は条約起草過程や国際判例などを通じて蓄積してきた普遍的法的良心、すなわち、公共的法的信念(*opinio juris communis*)を重視する。この概念は、伝統的に国際関係を規律してきた個別国家の自由意思(*free will*)よりも優越的な価値を有し、(国際司法裁判所規定第38条に例示される)形式的法源の実質(*substratum*)=妥当性(*validity*)を充填する実質的法源としての役割を担うことになる⁵⁸。カンサード・トリンダージは、普遍的法的良心が「国際条約の採択された条約文の作成過程、国際裁判所手続や国際裁判例、および国際法の学術的功績」から实际的に看取できると主張する⁵⁹。このような様々な国々・地域が普遍的法的良心(公共的法的信念)(作用)を表明し、それを通じて慣習国際法(意味)の形成へと包摂されることによって、真の意味での一般慣行(対象)が構成されることになる(図6)。

(3) 自己決定権の慣習法性同定における故郷世界と異郷世界の共一構成

チャゴス諸島分離事件における自己決定権の慣習法性同定は、まさに上記のような故郷世界と異郷世界の共一構成が如実に現れる事例であった。というのも、イギリスを含め当時の帝国主義を牽引してきた宗主国を中心に構築してきた国際法秩序(故郷世界)に対して、モーリシャスは植民地、すなわち、独立国間に適用可能な国際法が適用されない空間(異郷世界)と位置づけられ、その一部であるチャゴス諸島が処分されるという不平等な関係が成立していたからである。検討中の1965年から1968年は植民地(異郷世界)がまさに独立を果している最中であり、帝国主義的な国際法秩序(故郷世界)のもとで宗主国はいまだに植民地に対する権限を保持していた。したがって、同時代に有効な国際法を重視する法実証主

⁵⁵ *Ibid.*, 30–33.

⁵⁶ *Ibid.*, 41.

⁵⁷ Cançado Trindade, Antônio Augusto, 2013, *International Law for Humankind: Towards a New Jus Gentium*, Martinus Nijhoff, 139–161.

⁵⁸ *ibid.*

⁵⁹ *Ibid.*, 147–156.

義の立場からすれば、植民地独立という国家実行は蓄積中の段階であり、宗主国が積み上げてきた植民地支配の実行に支えられる国際法がなお妥当していたと主張される状況であった。

しかし、すでに確認したように、裁判所は多数国間条約や国連総会決議といった多角的枠組における意思決定を法的信念の証拠として援用し、従来の故郷世界と異郷世界の優劣関係を逆転させた。そのような多角的視座からの法的信念を抽出するうえで、国際司法裁判所の勧告的手続を利用したことが功を奏したように思われる。というのも、紛争当事国間で故郷世界と異郷世界の不平等さを際立たせる争訟手続とは異なり、参加国や国際機関が自身の見解を表明する機会が認められる勧告的手続では、自己決定権に関する普遍的法的良心（公共的法的信念）を見出す契機となっているからである。管見の限りでは、地球上の広範な範囲で植民地を経験してきたアフリカ諸国（モーリシャス⁶⁰・セーシェル⁶¹・ジブチ⁶²・南アフリカ⁶³・ナミビア⁶⁴・ボツワナ⁶⁵・ケニア⁶⁶・ザンビア⁶⁷）、ラテンアメリカ・カリブ海諸国（ベリーズ⁶⁸・アルゼンチン⁶⁹・グアテマラ⁷⁰・ニカラグア⁷¹・キューバ⁷²・ブラジル⁷³）、アジア太平洋諸国（インド⁷⁴・バヌアツ⁷⁵・キプロス⁷⁶）、また欧州地域において帝国主義の影響下にあったセルビア⁷⁷、さらには旧宗主国であったオランダ⁷⁸、国際機関としては55カ国を擁するアフリカ連合が⁷⁹、検討中の1965年から1968年にかけて自己決定権がすでに慣習法として成立していたことを主張している。

興味深いことに、カンサード・トリンダージは裁判官としての立場を用いて、勧告的手続の参加者に対して次の質問を投げかけることで、さらなる意見表明の機会を生み出している。その問いとは、「貴国の理解において、これらの総会決議で言及されている義務の遵守を確保するために、意義深い公共的法的信念が存在するかたちでの慣習国際法の形成から生じる法的帰結は何か」というものである。この問いかけは、彼の普遍的法的良心論から生

⁶⁰ WS of Mauritius, paras. 6.20–6.33.

⁶¹ Written Comment (WC) of Seychelles, para. 9.

⁶² WS of Djibouti, paras. 27–34.

⁶³ WS of South Africa, para. 63.

⁶⁴ WS of Namibia, p. 3.

⁶⁵ Oral Statement (OS) of Botswana, CR 2018/23, pp. 32–35.

⁶⁶ OS of Kenya, CR 2018/25, pp. 28.

⁶⁷ OS of Zambia, CR 2018/27, p. 11.

⁶⁸ WS of Belize, paras. 2.1–2.22.

⁶⁹ WC of Argentina, paras. 23–30.

⁷⁰ WC of Guatemala, para. 18.

⁷¹ WC of Nicaragua, para. 7.

⁷² WS of Cuba, p. 2.

⁷³ WS of Brazil, para. 18.

⁷⁴ WS of India, para. 62.

⁷⁵ OS of Vanuatu, CR 2018/25, pp. 30–31.

⁷⁶ WC of Cyprus, paras. 17–19.

⁷⁷ WC of Serbia, para. 30.

⁷⁸ WS of the Netherlands, para. 3.7.

⁷⁹ WC of the African Union, paras. 164–179.

じたものと思われるが、ボツワナ＝バヌアツ⁸⁰、ニカラグア⁸¹、モーリシャス⁸²、グアテマラ⁸³、アルゼンチン⁸⁴、そしてアフリカ連合が⁸⁵、1965年から1968年時点での自己決定権の慣習法性を支える「公共的法的信念」の存在を示唆した。このようなカンサード・トリンダージ裁判官の問いかけと参加国の対話による普遍的法的良心（公共的法的信念）の表明は、裁判所が様々な多角的フォーラムを通じて同定した法的信念を裏づけるものと言えよう。

おわりに

本稿では、フッサールが展開した（1）静態的・（2）発生的・（3）世代的現象学の観点から、国際法規範の志向性を分析するための方法を提示した。特に慣習国際法の同定という文脈において、自己決定権の慣習法性を同定した国際司法裁判所のチャゴス諸島分離事件勧告的意見を素材として考察を進めた。同意見を現象学的分析から整理すると以下になる。

（1）一連の多数国間条約（（A）国連憲章、（D）自由権規約）や国連総会決議（（B）植民地独立付与宣言、（E）友好関係原則宣言）を軸として、（C）1965年から1968年の時点でそれらに反映される法的信念（作用）から慣習国際法としての自己決定権の内容（意味）を形成することで、植民地独立の一般慣行（対象）が構成された。

（2）イギリスによるチャゴス諸島の分離が行われた（C）1965年から1968年の時点（原印象）から見て、それ以前（過去把持）の（A）国連憲章－（B）植民地独立付与宣言と、それ以後（未来予持）の（D）自由権規約－（E）友好関係原則宣言の内容が受動的な連合により同時に覚起し合うことで、能動的な法的信念（作用）が触発され、慣習国際法としての人民の自己決定権の同時代的な内容（意味）（A－B－C－D－E）が相関的に形成された。

（3）検討中の時期では、宗主国イギリスが構築に寄与してきた国際法秩序（故郷世界）に対して、植民地はいまだ秩序づけられざるもの（異郷世界）として位置づけられていた。しかし、かつて異郷世界を構成していた国々・地域の法的信念が多角的枠組（上記の多数国間条約・国連総会決議や本件の勧告的手続参加）を通じて表明されることで、故郷世界と異郷世界の共一構成における不平等性が是正され、人民の自己決定権が同時代的に慣習法として結晶化していたことが示された。

国際法の主流である法実証主義が（1）客観主義のもとで固定された（2）時間や（3）空間を想定するのに対して、本稿の現象学的国際法学は、国際法があくまでも国際法律家の（1）主観的かつ相対的な意識作用と、それ以前から働いている（2）過去把持－原印象－未来予

⁸⁰ Written Reply (WR) of Botswana and Vanuatu ICJ, p. 1.

⁸¹ WR of Nicaragua, p. 1.

⁸² WR of Mauritius, p. 1.

⁸³ WR of Guatemala, p. 2.

⁸⁴ WR of Argentina, p. 1.

⁸⁵ WR of the African Union, p. 1.

持の同時性や（3）故郷／異郷世界の共一構成といった働きから構成されていることを明らかにした⁸⁶。このような現象学の知見により、人間的生と分かち難く結びついている「事象そのものへ（Zu den Sachen selbst）」と立ち返り、本来の精神に溢れた「真なる（echt）実証主義」が国際法理論にもたらされる必要がある⁸⁷。

（ねぎしようた・西南学院大学）

⁸⁶ 本稿とは異なる方法に基づく同様の指摘として、最上敏樹、2024年、『国際法以後』みすず書房、293–295。

⁸⁷ Hua III/1, p. 45.

	世代的分析	発生的分析	静態的分析
実証主義的還元	【図5：慣習国際法同定の世界間格差】	【図3：慣習国際法同定の時間的矛盾】 a-b 過去にすでに法的信念が存在していた？ c 現在までに形成されている法的信念 d-e 未来に形成されうる法的信念	【図1：慣習国際法の主客二分論】
現象学的還元	【図6：慣習国際法同定の世界間平等】	【図4：慣習国際法同定の同時性】	【図2：慣習国際法の作用-意味-対象】

「厳しき法、されど法なり」
——レヴィナス法哲学のために——

“Dura lex, sed lex”: the philosophy of law in Levinas’ thought

松葉 類
Rui Matsuba

要旨

二〇世紀フランスで活動した哲学者、エマニュエル・レヴィナス（1906-1995）は、現象学を出発点としつつ、根源的言語をもたらす特異的な「他者」との倫理的関係を論じた。さらに彼は、この特異な他者の複数性を問うことで、独自の法制度論を立ち上げようとした。

レヴィナスの議論を端的に示しているのが、彼の「厳しき法、されど法なり（Dura lex, sed lex.）」の解釈である。一般にこの表現は、法治国家における法の正当性についての法諺、あるいは、法実証主義者ケルゼンのように法と道德の分離、そして法規範の自律性を説いた法諺とされる。ところがレヴィナスは、それとは反対に、「いかに堅固な法でも、法である限りは更新しうる」と解釈しようとしている。本論考は、彼のこの発想が何を問題としており、いかなる法制度をもたらしうるかを考える。

1. はじめに

現象学において「法」が直接的なかたちで問われることは比較的少ないが、少数の例外はいずれも、歴史的または習慣的な予断を排する仕方で、社会の根幹をなす法現象に光を当てようとする。本論考はとりわけ、20 世紀にフランスで活動したユダヤ系リトアニア人哲学者、エマニュエル・レヴィナス（1906-1995）の法思想を扱う。レヴィナス思想は現象学を出発点とした独自の他者思想によって一般に知られているが、本論考は彼の「法（loi）」概念を考えるために、彼が法諺「厳しき法、されど法なり（Dura lex, sed lex. 以下、「厳しき法）」¹を用いる仕方を精査する。

これまでの研究史において、おそらく次の二つの理由で、レヴィナスの法概念が法思想として主題化されることは稀であった²。それは第一に、彼の「ユダヤ性」を哲学的に解釈す

¹ なお、このラテン語の法諺には「悪法も法なり」という日本語訳もあるが、ラテン語 *durus* の「固い」「厳格な」という語義を反映するため、本論考では「厳しき法、されど法なり」と訳す。

² 数少ない例外のうち主要なものが、M・スローター、D・マンダーソン、M・ディアマンティデスによる論考であろう。スローターは、中世において法理論に組み込まれていた「赦し」をレヴィナスにみようとす（Slaughter, 2007）、マンダーソンは、レヴィナスの責任論と保護責任法理に近接性をみようとす

ることの正当性の判断が困難であるからだ³。彼はみずからのテキストの内容、出版方法、講演対象について、ユダヤ的なもの／非ユダヤ的なものを峻別していたとみられる。しかし、実際にはテキスト内の語彙と語義の選択について、それらを混在させているがゆえに、どこまで哲学的に主題化しうるかの判別は困難である。法についても、テキストによって「タルムード（または十戒）」を指す場合、一般的な「国家における法」を指す場合、それらが重ねあわされている場合があり、それらを統一的に論じる視点が困難だという理由である。

第二に、彼の他者思想が、原理的に他者の複数性を背景とする法と相容れないとみなされてきたからだ。レヴィナス哲学において「他者」とは、主体による知的把握を逃れ、主体へと呼びかけるものである（e.g. Levinas, 1995: 194）。この呼びかけによって、主体はあらゆるロゴスの秩序を差し止めて他者へと応答する責任を負い、倫理的関係に否応なく巻き込まれる。それゆえ、他者が複数存在する場合、不合理が生じる。つまり、応答すべき責任も複数となり、それらのあいだの比較・衡量が生じ、倫理的関係の特権的固有性がくずれるからである。レヴィナスが他者との法外な倫理関係をかくも強調するがゆえに、この他者の複数性の問題は後景化してしまっている。したがって、他者たちとの関係を規定するはずの法や政治は、レヴィナスにおいて副次的な主題にすぎないようにみえるという理由である⁴。近年ではレヴィナスの政治思想を再評価する向きもあるが⁵、法思想に着目するものはいまだ

る（Manderson, 2007）。ディアマンティデスは、レヴィナスの法思想における主体を「意味のある苦しみとそうでない苦しみ」を判断する「裁判官」になぞらえ、厳格な法適用の困難を論じる（Diamantides, 2007）。とくにディアマンティデスの議論は、レヴィナスの第三者論から法を考えようとする点でわれわれの先駆になるものだが、裁判官としての主体を、根底的には自由な「ミニ独裁者」と捉える点には同意できない。

³ フランソワ・ポワリエは『暴力と聖性』序文において、この点を指摘している（Poirié, 1987: 13）。小手川はここに哲学研究者のなかでの「レヴィナスを厳密な意味で「哲学者」と考えることへの強い抵抗」をみている（小手川, 2015: 18）。したがってレヴィナスの哲学的意義を取り出す場合は、渡名喜のいうように「ユダヤ思想」とは一旦切り離れた」哲学的読解が行われるべきであろう（渡名喜, 2021: 5）。ただしそのことは、当該テキストがタルムード講演原稿である、あるいは、ユダヤ的な語彙が用いられている等の理由で、哲学的読解を行うべきでないことを意味していない。

⁴ J=F・レイは、レヴィナスの（法思想を含めた）政治哲学的読解について、次のように総括している。「エマニュエル・レヴィナスについて政治哲学を語りうるのかどうか、いまだ問い続けられるであろう。ある者はこの問いそのものに眉をひそめてきたし、これからもそうしうるであろう」（Rey, 2012: 107）。したがって、アバンスールによれば、「倫理がすべて」であるようなレヴィナス読解が行われてきた（Abensour et Poizat, 2015）。

⁵ H・ケイギルによれば、近年のレヴィナス解釈の焦点は「政治哲学」へとシフトしてきたという（Caygill,

多くない。

以上の二つの理由にもかかわらず、本論考はレヴィナスの法思想の主題化を目論む。それは第一にレヴィナスが、彼の「哲学的」テキストに限ったとしても、つねに法を扱ってきたからである。彼が最初に国家を概念化した「自由と命令」(1953)から『われわれのあいだで』(1991)に含まれる後期テキスト群に至るまで、レヴィナスは哲学的読解に値する普遍的な法思想を提出している。また彼はユダヤの普遍主義を自称し、信仰をもたなくとも哲学的に理解しうるかたちで「歴史的事実性とは無関係に」(Levinas, 1988: 48)ユダヤ思想を議論に取り入れようとしている。このことから考えれば、法思想をもっぱら哲学的に取り出すことは可能であろう。

第二に、レヴィナスの法思想は、彼の倫理的関係がいかなる意味でロゴスの秩序を差し止め、いかにして法外なものであるかを考えるうえで不可欠なモーメントである。先に見た、他者の複数性という困難は、レヴィナスによって現象学が問われるなかで、社会をどう扱うかという新たな視座を与える問題設定として読み直されなければならない。この発想は、レヴィナスの独自性を「他者」のみならず別の他者、すなわち「第三者」概念にみる私の問題関心にもとづいている。

以上のような読解方針から、本論考はレヴィナスの法思想とその根本にあるとみられる「厳しき法」の議論を追う。そのことで理解されるのは、彼の主張が法実証主義に対する批判的立場からのものであること、そして彼のいう倫理と法が、他者を介して相互的な関係をなすことである。そうした読解によってはじめ、レヴィナスが論じた法哲学を粗描しうるであろう。またそのことによってより一般的な問題、すなわち、法制度の構築・基礎づけがいかにしてなされるか、それらが絶対的には固定的でないとするばいかにして流動化するのか、どうやってある程度固定化されるのか、といった法の根本問題にひとつの手がかりを与えることができよう。

2. 「厳しき法」の実証主義的解釈

「厳しき法、されど法なり」は、古いラテン法諺の一つである。その意味は、「厳しい法であっても、法である以上は遵守されるべきである」と解されるのが通例である⁶。

2007)。

⁶ 次に掲げる諸辞典では「法は厳しい(hard)、されど法である」と英訳している(Stone, 2013: 25; Hellmeth and Horwitz, 2009: 85)。

このような法思想は、たとえばソクラテスにも遡りうる。よく知られるように、若者を惑わした罪によって、アテナイの裁判は彼に死刑を言い渡した。ソクラテスは——クリトンらのすすめにしてがって牢から逃れることもできたのだが——国家と国法の遵守を貫いた (Platon, 1973: 54d8-e2)。彼が自身の弁明において、告発者たちの主張をことごとく論駁し、判決が不当であると主張するにもかかわらずである⁷。このことを指してソクラテスが件の法諺を述べたとみることにについては賛否あるが、彼が国法へ包括的同意を与えることから、みずからの刑罰の妥当性を導く仕方は、「厳しき法」を扱う本論考の発端に位置づけてよいであろう⁸。なお、いったん立てられた法には私情を捨ててしたがうべきだとする考え方は古今東西を問わず——韓非子の法治主義や諸葛孔明の「泣いて馬謖を斬る」のように——存在する。いずれの場合でもその本義は、法はそれがいったん立てられたのであれば、いかに厳しい帰結を伴おうとも適用されるべきであるという主張に求められる。

近代法哲学によってこの法諺が問題とされるのは、第一に社会契約論においてである。ホッブズは『リヴァイアサン』(1651)において、「万人に対する狼」たる自然状態の人間が、相互の暴力から逃れるために打ち立てた原初契約を基礎にもつ社会を近代国家のモデルとした (Hobbes, 2004: 79-87)。この国家は原初契約の正当性に基づいて法を制定するのであるから、国法にしたがわない者は、国家外の自然状態に引き戻されることになる (Hobbes, 2004: 122-128)。つまりホッブズは、法それ自体の正当性を問わないままで法の遵守を求める、「厳しき法」の法理を主張していることになる⁹。

20 世紀には法学者ケルゼンによって、法実証主義から同様の主張が展開されている。ここでの法実証主義とは、法が、その外部のイデオロギーや道徳とは独立の原理に基づいて機能するという立場をさす¹⁰。ケルゼンの『純粹法学』(1934)によれば、法は、それを命じる規範として「仮設的に」前提される「根本規範」に基づいて立法される (Kelsen, 2008: 78ff.)¹¹。法は、この立法によって命じられる限りで、あらゆる個別学問や法外の超越的領域——

⁷ クリトンは「国家こそ私たちに不正を行い、正当な判決を下さなかった」と考えたが、ソクラテスはこの主張を検討し、たとえそうだとしても、国法に逆らうことはできないとする (Platon, 1973: 50c1-3)。

⁸ 上原はこの言葉を「悪法 (苛酷な法) も法なり」と訳したうえで、「この法諺の出典はあまり定かではない」としながら、古代ローマ法学者のウルピアヌス、さらにはソクラテスにその源泉をみる (上原, 1978)。

⁹ 長尾は『リヴァイアサン』におけるこの側面を指摘し、「悪法も法なり」(Dura lex, sed lex.の別訳)に直結する法実証主義であるとしている (長尾, 2010)。

¹⁰ 横濱はこのような理解について、M・クレイマーを引きながら「法と道徳の分離」を論じる「記述的法実証主義」としてしている (横濱, 2008: 198-204)。

¹¹ なお、ケルゼンの根本規範概念の意義には時期によって揺らぎがある。H・L・A・ハートのそれと比較

「心理学や生物学 [...] 倫理学や神学」(Kelsen, 2008: 17)、あるいは形而上学的性格をもつ「自然法」(Kelsen, 2008: 31)——とは無関係に、いわば自律的に機能しうる。これが(法的)分離説である。この点をみれば、法は法外の基準によって正当性を判じられることがないため、その内容がいかなるものであれ法として機能しうることになり、この点で上述の「厳しき法」解釈とは近接性をもっていることになる¹²。ただし、ケルゼンは同時に「法が道徳的である、つまり善くあることの要請」は「自明のことである」とも述べている(Kelsen, 2008: 12)。各々の法は根本規範の立法があれば法学上は機能するといえるが、法秩序全体としては道徳的であるべきだと主張していることにもなる¹³。

以上にみた議論に共通する法理とは、各々の論者の想定する法は各時代と場所によって様々あれど、法が道徳と別の原理に基づいて機能しうるがゆえに、道徳によって直接的に法の適用がなされる(または、なされない)ことがあってはならないとする立場であることがわかる。

なお、この法理に対しては伝統的に、法の上に普遍的な自然法や道徳を位置づける自然法論または道徳主義が対置されてきた(上原, 1978: 476; 横濱, 2008: 200-203)。つまり、道徳的に正しいかといった上位の正当化基準——伝統的には自然法——に照らしてはじめて、法は法的執行力をもちうるという立場である。ここでいう基準とは、歴史的には形而上学や神学における超越的存在——自然、正義、神等——であったが、近代以降は社会的慣習や道徳といった、実定的な法秩序の外部にあって法の源泉となるようなものをも含みうる。こうした立場からは、正当性を欠くほど「厳しき法」であれば、「法ではない」と判断することも可能であることになる。

3. 「厳しき法」のレヴィナスによる解釈

したものとして、長尾の論考を参照のこと(長尾, 2016)。

¹² 上原によれば、ケルゼンは「悪法にも従うべきかという実践の問題をあえて分離して、もっぱら法学の対象領域を確定するという意図のもとに、悪法も法なりと論じた」法実証主義者である(上原, 1978: 479-480)。

¹³ O・ヘッフェによれば、ケルゼンの分離テーゼは個々の法ではなく、法秩序全体の道徳的正当性——ヘッフェの言葉では「政治的正義」——を問題にしている(Höffe, 2002: 121-129)。また、谷の論考では、ケルゼンにおける法の自己正当化の不可能性が強調される。実定法はつねに仮言的、相対的なものであり「いかなる美辞麗句をもってしても、超自然的な正当化を与えうるものではない」。ケルゼンは法が分離して機能しうることを主張したが、それは法の外部のイデオロギーによる正当化を批判するためであった(谷, 2002)。

レヴィナスは「厳しき法」に対して、前章で示した法実証主義とはまったく異なる解釈をほどこしている。彼の議論を追うために、あらかじめ次の二つの筋立てを確認する。第一節では、自由な意志によって打ち立てられた法が、いずれその自由を制限するようになりうるという、法のもたらす「圧政」についての議論をみる。第二節では、レヴィナスの法思想が、彼の他者思想に対してもつ意味を概観するなかで、冒頭で述べた、他者の複数性の問題を検討する。これらの議論を前提に、第三節で「厳しき法」のレヴィナスによる読解の意味を考えてみたい。

(1) 自由を守る／制限する法

レヴィナスは初期の論考から「法」を論じているが、その特色の一つは、法は自由を実現するものでありながら、いずれ自由を制限するものになりうるとみる点にある。初期の論考「自由と命令」をみてみよう¹⁴。

論考の主題は、いかにして自由な存在に対して命令しうるかという問いである。ここでいう自由とは、みずからの意志する行為を遂行しうることにある。命令はこの意志に対して働きかけるが、自由な存在はそれをつねに拒否することができる。もし力づくでこの存在をしたがわせようとしても、自由な存在は「死を受け入れる」ことすらできる (Levinas, 2008: 35)。そうだとすると、命令が執行力をもつのは、自由な存在がこの命令にしたがうことを意志するときに限られる。つまり、命令は基本的には合意である (Levinas, 2008: 34)。

ところが、合意のないままに自由な存在をしたがわせる、暴君による「圧政」も存在しうる。それは自由な存在に対し、「愛と金、拷問と飢え、沈黙と修辭といった、ありとあらゆる手段を用いて」彼の「動物性」へと影響し、当初とは別様な意志を抱かせることによって働く (Levinas, 2008: 37)。つまり、圧政は意志の内側から作用し、自由な存在にみずから服従させることによって命令を働かせるのである。

自由な存在がこうした合意なき命令を拒むための、「圧政から自由を守る唯一の手段」とは、あらかじめ圧政に抗する命令をみずからの外部に、みずからに対して立てることである (Levinas, 2008: 39)。彼のテキストを引こう。

したがって、私たちがこれまでの議論から導いたのは次のことである——自由で

¹⁴ この論考において、レヴィナスははじめて哲学的に「国家」概念を検討している。この国家論の射程については、拙論を参照のこと (松葉, 2023a)。

あるために命令をみずからに課すこと、しかし、まさしく外部の命令として課すことである。それはたんに合理的な法ではないし、圧政に抗する防御力をもたない定言命法ではない。そうではなく、圧政に抗する力を備えた外部の法 (*loi extérieure*)、書かれた法 (*loi écrite*) である。それは、政治的形態のもとで、自由の条件としての命令である。(Levinas, 2008: 40)

ここでレヴィナスは、自由がみずからに立てた「外部の法」「書かれた法」について論じている。それは、圧政に服従して不本意な合意を結ばないこと、みずからの意志を曲げないことを定めた法である¹⁵。法は、こうして固定されることで、圧政に抗する執行力をもつ。それにもかかわらず、この法は、それが外部に立てられたものであるがゆえにこそ、それ自体が「もう一つの圧政」となりうる。

しかし、書かれた法の命令、制度の非人称的理性は、それが自由な意志に由来しているにもかかわらず、瞬間ごとに更新されうる意志に対して、異他的なものとなりうる。[...] 意志は、みずからの墮落に抗して保障を立てるが、それをもう一つの圧政と感じるのである。(Levinas, 2008: 41)

自由な意志は、「瞬間ごとに」また新たに自由であることを妨げられない。したがって、自由であるためにみずからに立てた法であっても、それが「定言命法」とは違い自由の意志を規律する執行力のあるものである限り、いずれ自由の意志と抵触するものとなった場合には、自由を妨げる「圧政」ともなりうる。

ここで、当初の法がもとより自由を保障するものでない場合は、それが執行力をもつ限りは、その正当性にかかわらず、やはり自由を制限するものとなりうるであろう。そうだとすると法規範一般は、立法意図がいかなるものであっても、それが外部に固定されているがゆえに執行力をもち、また同時に圧政となる可能性を含んでいることになる。

¹⁵ レヴィナスは他のテキストにおいても、自由が石板に（法として）刻まれることによって成立しうることを論じるが (Levinas, 2012: 190-195)、この議論の起源は、彼の参照するタルムード『アヴォット』篇第6章2節にある (Levinas, 2012: 5)。こうした主張の含む「ユダヤ性」についてはさらに議論しうるのであろうが、同様の主張は彼の主著『全体性と無限』における、「制度を前提とした」自由論にもみることができる (Levinas, 1995: 271)。私たちはひとまず、その哲学的文脈に焦点をあてている。

(2) 倫理から生まれる法

続いて、レヴィナスの他者思想と法の間を論じる。彼によれば、他者関係としての倫理が複数存在することによって、法の要請が生じる。このことを、彼の他者と第三者をめぐる議論によってみてゆこう。

レヴィナスは、「自由と命令」では法をなす自由な意志について論じていたが、その後の彼の問いは、誰とともに法をなすかに移っていく。『全体性と無限』(1961)以降において強調されるのは、主体の自由ではなく、他者の呼びかけに対する主体の責任である。

他者とは、主体による主題化、知的把握が不可能なものであり、主体に対して呼びかけるものである。その呼びかけとは、早急に応答すべき、不可避の「切迫」を伴って主体へと届けられる。この他者は、切迫の具体的な様態である「飢え」をモデルとして、「飢えた者」とも呼ばれる (Levinas, 1995: 219-220)。さらに、そこで求められる応答は、主体がそれによって生きる「パン」を、みずからの「口から引き剥がして」与えることによってなされる。別様に言えば、他者の呼びかけは、主体が自身の生を保とうとする「存在への固執」にいたる、あらゆる主体性を問い直すまでに、「自己に反して」を与えるまでに、彼の規範を差し止めてしまう (Levinas, 1974: 71)。他者は、このように主体に対して待ったなしの全面的な応答責任を課す「呼びかけ」を与えるものである (e.g. Levinas, 1995: 194)。

さて、この呼びかけが複数存在する場合、他者とともに別の他者、すなわち「第三者」が存在する場合、主体は応答すべき他者を比較・衡量して決めることになる。もとより他者が全面的応答を求めるものである以上、この他者同士を比較することは不可能であるにもかかわらず、そうしなければ応答できない。この第三者をめぐるアポリアを述べるテキストを引こう。

第三者は隣人とは異なる。しかし、第三者は別の隣人であり、〈他者〉の隣人であり、たんに〈他者〉と似たものではない。だとしたら、他者と第三者はお互いに何ものなのだろうか。他者は第三者に何をしたのか。どちらが他方に先んじているのか。他者は第三者とのある関係に属している。私はたった一人——いかなる疑問も挟まずに——隣人に対して応答しているのにもかかわらず、この第三者に対して全面的には応答することができない。他者と第三者、私の隣人たち、同時的な者たちは、それぞれから私を遠ざけ合うのだ。(Levinas, 1974: 200)

ここでレヴィナスは他者と第三者の比較不可能性について論じている。「同時的な者たち」

である他者と第三者は「それぞれから私を遠ざけ合う」ことによって、全面的なものであるべき応答責任を遂行困難なものとしてしまう。そしてこのことが「人間を裁く」ための「普遍的な諸原則」を要求する。ふたたびレヴィナスを引こう。

倫理的秩序から国家が誕生することは、わたしの隣人「の隣の」第三者へもまた応答しなければならない限りで知解可能なものとなるであろう。しかし誰「の隣に」誰がいるというのか。私と隣人との関係の直接性は人間を人間のうちで比較し、裁く必要性によって矯正される。正義と客観性との場である普遍的な諸原則に訴えなければならないのだ。(Levinas, 1997: 62)

ここでレヴィナスは、他者(隣人)への責任の関係である「倫理」と、「国家」または「正義と客観性の場である普遍的な諸原則」とを対置し、前者から後者が要請されることについて述べている。倫理は第三者、つまり責任の複数性の問題を介して、矯正され、平準化される。ここに法が要請される。つまり、「私と他者との比較を絶する非対称性が——正義において——法、自律性、同等性をふたたび見出すことになる」(Levinas, 1974: 163)。それは、「ある種の法廷を前にした同等な共現前」である(Levinas, 1974: 200)。他者への責任は既存の法を問い直す、その他者が複数存在することによって、「ふたたび」法または法廷を要請する。このように、責任と法は、前者が後者を差し止め、問い直すことによって新たな法へと作り変えるという相互的な関係にある。作り変えられた法もまた、新たな責任によって問い直されうる。このように正義には「裁くこと」とは別の「機能」が存在し(Levinas, 1974: 202)、それによって法は更新され続けるのである。

以上でみたように、レヴィナスは法が他者関係の複数性を背景に生じると述べている。法は倫理(的応答)から直接導かれるわけではなく、複数の他者との関係のあいだの不可能な比較を介して要請される。この比較によって、当初の責任は歪められ、変容してしまうが、それによって他者関係は客観的に存在しうる。特異な他者との関係が社会的に共有され、可視化されるため、つまり一般的な意味で明文法となり、あるいは法規範に照らして裁定されるためにはこのような変容が不可避である。

前節との関連においてみれば、ここでの法は自由な意志ではなく、他者たちとの関係において立てられることになっている。それは、彼の主張が変化したからではなく、彼の問題関心が、自由な意志が前提とする共同性へと移っていったからであろう。じじつ、『全体性と無限』では無条件的な自由、恣意的行為の自由ではなく、他者との関係における自由、「叙

任された自由」(e.g. Levinas, 1995: 337) が主題化されている¹⁶。法は一人の自由な主体によって立てられるのではなく、それを担う者たちの関係のなかで立てられ、維持され、また更新されうる。

本論考で扱うことはできないが、レヴィナスにおける「法」と「国家」には概念的近接性がみられることにも注意が必要である。彼のいう国家とは、既存の特定の近代国家ではなく、まずは他者たちを通して要請される秩序のことであり、したがって法体系と、それを支持する政治的形態を指すと考えられる。

(3) 「厳しき法」の更新

彼の立場が明確化されるのが、最後に検討される法諺「厳しき法」の解釈である。レヴィナスは、「厳しき法」を、すでにみた法実証主義とは別様に解釈しており、この解釈が彼の法思想の特色を表現している。

彼によれば、かの法諺は、法は「いかなる制限や厳格さをもたらそうとも」、法である限り、他者との関係によって緩められるべきだと解釈されうる。後期の対談「他者、ユートピア、正義」(1988)において、彼はこの逆説的な解釈について次のように述べている。

私はかつて次のように言いました。まさに他者への責任、他の人間の顔が要求する慈悲、善性の名においてこそ、あらゆる正義の言説は作動するのです。他者への無限の厚情に、この言説が有する厳しき法 (*dura lex*) がいかなる制限や厳格さをもたらそうとも。この無限は忘却できず、厳格さはつねに緩められるべきです (Levinas, 2010: 241)。

ここでレヴィナスは、正義の言説が「厳しき法」を含み、制限や厳格さをもたらさうることについて述べている。正義の言説である法は、責任の比較を経て外部に固定されることで作動する。固定されているがゆえに、法は制限や厳格さをもたらすことがある。しかしまた、

¹⁶ この点、井上は政治哲学的観点から「自由に対する〔他者関係としての〕正義の先行性」を強調し、レヴィナス自由論の政治的含意を指摘しえている (井上, 1999: 227)。井上は続いて、『全体性と無限』でのレヴィナスが対面関係の「取り替え不能な唯一性」や「家族」に特権的な地位を与えている点を批判する (井上, 1999: 227-230)。ただし、本論考でみるようにレヴィナスには、他者の複数性あるいは「第三者」という論点を介して、法や「普遍的な諸原則」についての議論もあり、私はその価値を再評価すべきだと考えている。

正義はその前提となる他者との関係によってふたたび緩められうる。正義の言説の「厳しき法」は他者との関係(それがもたらす慈悲、善性)によってつねに更新される可能性がある。言い換えると、法とは「つねに未完成であり、つねに再開される法制、よりよいものに開かれた法制」(Levinas, 2010: 142)である。法は固定されなければならないが、他方で他者を前に緩められなければならない。レヴィナスが「厳しき法」の法諺を用いたのは、この二面性を強調するためだと考えられる。

別の点からみれば、レヴィナスの法思想は、ケルゼンの法実証主義のいう根本規範論を問題にしている。立法された法であっても、新たな他者によってその正当性が問い直された場合、他者たちとの関係を背景とした当初の根本規範がくずれ、そのことで生じた法的分離も相対化される。言葉を換えれば、他者を前に法適用の正当性が問われるとき、同時に司法過程論と立法論の法哲学的区分を越えて、新たな根本規範が問われているのではないか。法は外部に固定されることで執行力をもち、またそれによって圧政ともなりうるが、他者を前にした別の立法や法解釈によって根本から「緩められる」ことがありうるのだ。

4. おわりに

本論考はレヴィナスの法思想を、法諺「厳しき法、されど法なり」の解釈を介して明確化しようとした。彼の解釈は、一般的な法実証主義的解釈とは異なり「どんな厳しき法であっても、法である限り更新しうる」という一見、逆説的なものである。彼によれば、法は外部に固定されるものであるが、そのことによって法の対象となる諸存在の自由を損なう可能性がある。しかし、そのような「厳しき法」であっても、それが法である限り、法が前提とする他者との関係としての倫理を介して更新しうる。更新した後の法もまた別の倫理を介して新たに更新しうるので、この関係は相互的かつ永続的である。

他方、法は、一般に法実証主義が対置される自然法論とも異なり、個々の立法または法適用において何らかの自然法や道徳規範を参照するわけではない。むしろ特異な他者の複数性を前に、他者たちに対する責任の比較が不可能であることを背景としている。これらのことは、誤解を恐れずに簡略化すれば、誰と法をなすかによってその法が根本的に変わっていくこと、しかし、その法はその誰かとの関係から直接導かれるわけではないことなどを意味しており、日常的な法の経験にも合致しうる。

法実証主義への批判は、同時代ではデリダによる『法の力』(1994)がよく知られている。

そこで彼は根本規範テーゼなどを主題化し、法実証主義を批判しえている¹⁷。レヴィナスは「厳しき法」を参照する際に、こうした主題を正面から扱いはしないものの、法が根本的な基礎づけを欠いており、自己正当化が不可能なものであることを論じており、デリダのような批判法学的立場としてみることは可能なのではないだろうか¹⁸。

またモーリス・オーリウを始めとする司法的制度化論、あるいはメルロ＝ポンティ、ドゥルーズの制度化論とレヴィナス法思想の近さが測られなければならない¹⁹。というのも彼らは、実定法と自然法または道徳を対置することなく、あるいは一方を他方へ還元することなく、個々の実定法の自律性や堅固さとともにそれが制度化する過程の動性を重視する立場をとるからである。法実証主義と自然法論または道徳主義の対立からではなく、固定性と流動性の両面から法体系を論じる点には、レヴィナスと彼らのあいだの近接性が考えられるのではないか²⁰。

文献

Miguel Abensour, et Jean-Claude Poizat, 2015, « Entretien avec Miguel Abensour », *Philosophoire*, 14, 11-37.

Miguel Abensour, 2004, *La Démocratie contre l'État : Marx et le moment machiavélien*[1997], Paris: Le Félin.

Howard Caygill, "Levinas' silence," in Marinos Diamantides, et al., *Levinas, Law, Politics*, Abingdon,

¹⁷ 関根は、デリダが批判法学的視点から、法哲学の文脈でいかに法実証主義批判を行ったかを明確化している（関根, 2005）。

¹⁸ ただし法実証主義には、すでにケルゼンにおいてそうだったように、レヴィナスと近い側面も伺える。たとえば H・L・A・ハートは『法の概念』第二版補遺（1994）において「ある法体系が、道徳的原理ないし実質的価値との合致を、法的妥当性の基準として組み入れる場合がある」という考え方を示し、みずからの立場を「ソフトな実証主義」と呼んでいる（濱, 2020: 130-131）。

¹⁹ 國分は、ドゥルーズがオーリウの影響から、法よりも根本的な「制度」を論じたと述べている（大竹・國分, 2015: 24）。また M・アバンスールは、ドゥルーズ、メルロ＝ポンティ、オーリウについて、法秩序と制度を区別し、後者の動性を強調した点を評価している（Abensour, 2004: 37-39）。なお、アバンスールはレヴィナスにおいても、固定的なものとしての政体や法を問い直す、倫理的な「無始原」の動性を強調している（Abensour, 2004: 289）。

²⁰ 本論考では大きく扱うことができなかったが、外部に固定された法の法的安定性もまた重要である。レヴィナスにおいて、法を維持する責任を論じた拙著を参照のこと（松葉, 2023b, 158-173）。

- Oxon, UK; New York: Routledge-Cavendish, 83-92.
- Marinos Diamantides, “Levinas and critical legal thought: imbroglia, opera buffa, devine comedy?,” in
Marinos Diamantides, et al., *Levinas, Law, Politics*, Abingdon, Oxon, UK; New York: Routledge-
Cavendish, 179-215.
- Thomas Hobbes, 2004, *Leviathan: Or the Matter, Form and Power of a Common-Wealth Ecclesiastical
and Civil*, Hamilton: Department of Economics of McMaster University.
- Otfried Höffe, 2002, *Politische Gerechtigkeit: Grundlegung einer kritischen Philosophie von Recht und
Staat*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (北尾宏之ほか訳、1994、『政治的正義』法政大学出版局)
- Aaron Xavier Hellmeth, Maurice Horwitz, 2009, *Guide to Latin in international law*, Oxford: Oxford
University Press.
- Hans Kelsen, 2008[1934], *Reine Rechtslehre*, Tübingen: Mohr Siebeck Verlag. (横田喜三郎訳、1988、
『純粋法学』岩波書店)
- Emmanuel Levinas, 1995[1961], *Totalité et Infini. Essai sur l'extériorité*, Paris: Le Livre de Poche.
- Emmanuel Levinas, 1974, *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, La Haye: Martinus Nijhoff.
- Emmanuel Levinas, 2012[1976], *Difficile liberté. Essais sur le judaïsme*, Paris: Le Livre de Poche, 2012[1976].
- Emmanuel Levinas, 1997[1987], *Hors sujet*, Paris: Le Livre de Poche.
- Emmanuel Levinas, 1988, *À l'heure des nations*, Paris: Minuit.
- Emmanuel Levinas, 2010[1991], *Entre nous*, Paris: Le Livre de Poche.
- Emmanuel Levinas, 2008[1994], *Liberté et commandement*, Paris: Le Livre de Poche, 3e édition.
- Desmond Manderson, “Here I am: illuminating and delimiting responsibility,” in Marinos Diamantides,
et al., *Levinas, Law, Politics*, Abingdon, Oxon, UK; New York: Routledge-Cavendish, 145-164.
- Platon, 1973, *Platonis Opera 1*, J. Burnet (ed.), Oxford: Oxford Classical Texts. (久保勉訳、2023、「ク
リトン」『ソクラテスの弁明・クリトン』岩波書店)
- François Poirié et Emmanuel Levinas, 1987, *Emmanuel Lévinas, Qui êtes-vous?*, Lyon: La Manufacture.
- Jean-François Rey, 2012, «Introduction de partie», in R. Burggraeve et al, (dir.), *Levinas autrement*,
Leuven: Peeters, 107.
- Marty Slaughter, 2007, “Levinas, mercy, and the Middle Ages,” in Marinos Diamantides, et al., *Levinas,
Law, Politics*, Abingdon, Oxon, UK; New York: Routledge-Cavendish, 49-70.
- Jon R. Stone, 2013, *The Routledge Dictionary of Latin Quotations*, London: Routledge.
- 井上達夫、1999、『他者への自由』創文社。
- 上原行雄、1978、「悪法も法か」、一橋大学一橋学会編『一橋論叢』第79号、473-484。

- 大竹弘二、國分功一郎、2015、『統治新論——民主主義のマネジメント』太田出版.
- 小手川正二郎、2015、『甦るレヴィナス——『全体性と無限』読解』水声社.
- 関根小織、2005、「デリダ哲学と宗教論における約束と信」、宗教哲学会編『宗教哲学研究』第22号、51-67.
- 谷喬夫、2002、「ケルゼンにおけるイデオロギー批判と民主制」、日本政治学会編『年報政治学』第57号、49-70.
- 渡名喜庸哲、2021、『レヴィナスの企て——『全体背と無限』と「人間」の多層性』勁草書房.
- 長尾一紘、2016、「ケルゼンの根本規範論についての一考察：ロベルト・アレクシーの所論を手がかりとして」、中央大学法学会『法学新報』第123号、635-667.
- 長尾龍一、2010、「「敵対刑法」論とトマス・ホッブズ」、関西大学法学研究所編『ノモス』第27号、1-15.
- 濱真一郎、2020、『ハート対ドゥオーキン論争のコンテキスト』成文堂.
- 松葉類、2023a、「レヴィナスにおける「国家」の概念化：「自由と命令」における政治的な問い」、京都ユダヤ思想学会編『京都ユダヤ思想』第14号、52-69.
- 松葉類、2023b、『飢えた者たちのデモクラシー：レヴィナス政治哲学のために』ナカニシヤ出版.
- 横濱竜也、2008、「遵法責務問題を問うべき根拠」、日本法哲学会編『法哲学年報』、198-204.

(まつばるい・立命館大学間文化現象学研究センター)

法への現象学的アプローチの課題と可能性
——法哲学者の観点から——

A Phenomenological Approach to Law: Research Questions and Potentials
from a Legal Philosophical Perspective

宮田 賢人
Kento Miyata

要旨

ソフィー・ロイドルトの『法現象学入門』は、フッサール以降の法現象学の企てを網羅的に整理したもので、法現象学に関心を寄せる者にとって必読の一冊である。その一方で、現象学研究者が執筆した同書は、現代の法哲学＝法理学の議論に対して現象学がいかなる仕方でも貢献できるかを十分に考察していない。本稿の目的は、法への現象学的アプローチの可能性と課題を現代の法哲学の観点から整理・考察することである。法哲学の主題は三つに分けて整理されることが多い。すなわち、法とは何かという法の概念の解明を中心とする「法の一般理論」、法の解釈・適用過程や法的推論の構造の解明を試みる「法律学的方法論」、法の目指すべき価値とその具体的な制度構想を探究する「正義論(法価値論)」の三つである。本稿は、それらのうち法哲学に固有の前二者との関係で、現象学的アプローチの可能性を考察し、法的本質直観の分析、法秩序の静態的/動態的現象学、法的価値の構成分析、法的思考における暗黙知の現象学的解明、批判的法現象学という五つの課題を摘出する。

はじめに

一般に明らかなことだが、あらゆる心理主義的および自然主義的解釈を施されえずそれに解体することに抵抗するような、多くの種類の対象性が存在するのである。そうしたものとして挙げられるのは、あらゆる種類の価値客観および実践的客観であり、われわれの実際的生活を規定している厳しい現実としてのありとあらゆる具体的な文化形成体、例えば、国家、法、習俗、教会、等々である。これらの客体は、それらが与えられてくるありさまのままに、根本種類やその段階秩序の点から、記述されねばならず、こうして、それらの客体に対して、構成の問題が樹てられかつ解決されねばならない。(Husserl 1976: 354=邦訳第2分冊 334-5)

ここで宣言されているように、フッサールにとっては、物的対象のみならず、法もまた、意識において構成される対象の一つであり、それゆえにその構成の問題は取り組むに値する問題であった。とはいえ、彼自身は法現象学を体系的には展開せず、むしろそれは後進に

よって盛んに試みられた。ソフィー・ロイドルトの『法現象学入門』（Loidolt 2010）は、その一連の試みを網羅的にサーベイ・整理したものであり、法現象学に関心を抱くどの論者にとっても必読である。

その一方で『法現象学入門』には、その構成上、現代の法哲学（法理学）者が関心を寄せる諸問題に現象学はいかなる仕方で寄与しうるか、という点の論述が不十分だという恨みがある。H. L. A. ハートやジョン・ロールズの登場以降、英米の分析哲学が法哲学のなかで主流派を形成してきた（しつつある）ことを考えたとき、「法現象学」という言葉に接した法哲学者の多くは、なぜ現象学的アプローチが必要なのかという疑問を感じるであろう。筆者が読むかぎり、『法現象学入門』は、こうした疑問へ応答しうる議論を展開していない。

そこで本稿は、法への現象学的アプローチが実り豊かなものである可能性を法哲学者の観点から提示することを目的とする。つまり、現代の法哲学者が関心を寄せる重要な諸課題を同定したうえで、「一人称的な観点から私たちの経験を探究することで世界を理解」（植村・八重樫・吉川 2017: 7）しようとする現象学がそれらへアプローチする方法論として有益であることを論じたい。このようにして『法現象学入門』を法哲学の側から補足することで、同書によって拓かれた法学/法哲学者と現象学者との対話の土壌を一層整えようというのが本稿の狙いである¹。

本論に入る前に二つの留保を述べておく。第一に、以下で言及される法哲学の課題には個人的な偏りがある。次節の「法哲学の中心問題」では、取り組むに値する法哲学の諸問題が整理されるが、むろん、このときの「値する」とは筆者個人の所感であり、それ以外にも重要な課題は数多ある。第二に、第2節から第4節までは、次節で特定された法哲学の中心問題と現象学の接点について論ずるが、そこでの論述はフッサールの現象学の観点に偏っている。これはひとえに、筆者がこれまでフッサール現象学に親しんできたという偶然的事情とそれに比して他の現象学の理論に通じていないという能力上の限界とに由来する。本稿には以上の偏りがあることを注意喚起したうえで本論へ移りたい。

1. 法哲学の中心問題

田中成明によれば、法哲学の中心的課題は大きく次の三つに分類される。第一は、法の一般理論で、それは「法とは何かという法の内容自体の解明をはじめ、法源理論、法と道徳や強制との区別・連関の考察、法システム・法規範の構造と機能の解明、権利・義務・責任あるいは法の効力（妥当性）などの法の基本的諸概念の分析」（田中 2011: 1）を課題とする。この領域は、現に在る法としての実定法秩序を研究対象とし、法社会学や法人類学といった他の社会科学の諸分野と法哲学が交差する領域である。

¹ もっとも、ロイドルト自身も法理論への現象学的アプローチについて論じている（cf. Loidolt 2017; 2021）。ハンナ・アレントの思想にとりわけ依拠して展開される論考は示唆に富むが、現代の法哲学の議論動向との関係を検討するわけではない。この点は、青山（1992）も同様である。本稿の特色は、法現象学の可能性を、必ずしも現象学を方法論としない法哲学者が関心を寄せる諸課題との関連で整理することにある。むろん、それは上述の諸論考のアプローチを排除すべきという主張を含意しない。

第二は、正義論（法価値論）であり、そこでは「在るべき法の探究を課題とし、〔……〕正義とは何かをはじめ、自由や平等、法的安定性や法の合目的性など、法の実現すべき価値理念ないし実定法の評価・批判の規準を探究し、それらを具体的に実現する制度を構想すること」（田中 2011: 2）に関心が寄せられる。ここでは、現に在る法とは区別された在るべき法の探究が主題となり、ここで法哲学は倫理学や政治哲学・社会哲学といった他の実践哲学の諸分野と接点をもつ。

最後に、第三の領域である法律学的方法論が主題とするのは「法の解釈・適用ないし法的議論・推論の論理構造や合理性・正当性基準、法律学の学問的性質の解明」（田中 2011: 2）である。この領域では、法律家が事案を処理するにあたって行う（べき）法的推論・思考・議論のプロセスの分析がなされる。それゆえに、この領域は、前二者と比べて最も専門技術的な性格を帯び、法実務と密接な関係をもつ²。

本稿では、以上の問題領域のうち、第一の法の一般理論と第三の法律学的方法論に焦点を絞る。というのも、（第二の問題領域とも密接に関わる）道徳や倫理の現象学的研究には一定の研究蓄積が存在するからである³。先述のように、本稿の目的は法哲学者と現象学者の協働を可能にする土壌の整備にある。それゆえ以下では、従来は十分に検討されてこなかった第一・第三の課題領域への現象学的アプローチの可能性を考察する。まず次節では、法の一般理論のうち、（1）法概念論・法の本質論と（2）法秩序の静態的・動態的分析という主題との関連で現象学の可能性を考察する。次に第3節では、法律学的方法論との関係で、（1）法的判断の客観性と（2）法的思考における暗黙知の働きという主題を取り上げ、それらと現象学との接点を探る。最後に第4節で、具体的に生きられた法経験の批判的分析（批判的法現象学）の可能性について簡単に触れる。

2. 法の一般理論と現象学

（1）法の本質直観の分析

法哲学者のジョセフ・ラズによれば、法の理論を構築するということは、法を法たらしめる必然的真理・本質的特徴を明らかにすることにほかならない。

およそ〔法の〕理論は必然的真理（*necessary truths*）からなる。というのも、法についての必然的真理によってのみ、法の性質は明らかにされるからである。われわれが「法の性質」〔……〕について語るとき、われわれは、法が有する諸々の特徴のうち、法を法たらしめている法の本質的な諸特徴に言及しようとしているのである。つまり、それを欠いてしまつては法が法でなくなってしまうと思しき諸特徴が言及され

² なお、これらの問題領域は相互に密接な関連にある。また、別の仕方で問題領域を分ける論者もいることに注意。例えば、瀧川・宇佐美・大屋（2014）は、法哲学の根本問題を「法とは何か」（法概念論・法理論）と「法とは何であるべきか」（正義論・法価値論）の二つに大別する。

³ 例えば、吉川（2011）；Smith（2012）；Crowell（2013）。

ているのである。(Raz 2009: 24, □ は宮田)

このような法の本質、あるいは法とは何かという法の概念規定をめぐる問いは、古代ギリシャ以来の問いであり、例えばそれは、法は法であるかぎり道徳的に正当な内容を含むべきか否か(法実証主義と自然法論の対立)、ほとんどの人が実際に従っていない法規範はそれでも法であるか(実効性と妥当性の関係)、人々のあいだで通用している慣習はいかなる条件で法となるか(単なる慣行と慣習法の区別)、違反に対する強制的サンクションの存在は法の必要条件か(法と強制の関係)といった諸論点と関連する。

この古典的問いに答えることの重要性は低下するどころかむしろ高まっている。というのも、法秩序のグローバル化は、主流派の典型的な法理解から外れるような法現象をいたるところで可視化させるからである。例えば、近年、法整備支援(先進国や UNDP のような国際機関による発展途上国の法制度の改革・整備)は世界各地で数多く行われているが、それが可視化したのは、国家によって法的承認を受けていない規範が慣習法として実効性をもつという事態であった。また、グローバル化は、非国家主体(民間の非営利法人や国際業界団体)が作成したルールや規範が一定の通用力をもつという事態を引き起こした⁴。

こうした一連の動向を一つの背景に登場してきたのが、法多元主義(legal pluralism)や法の非本質主義である。法多元主義は、法を中央集権的な国家が創出した統一的体系とみる見解を「法中心主義(legal centrism)のイデオロギー」と呼び、社会における法体系の多元性の適切な記述の重要性を訴える(cf. Griffith 1986)。この見解によれば、法には、国家法のみならず、慣習規範・部族規範・多国籍企業や組合によって生み出された非公式の規範、グローバルな原理としての人権規範、等々が含まれる⁵。だが、そうすると、さまざまな種類の社会規範のうちどこまでが法なのかという法の本質規定をめぐる問いが先鋭化する(例えば、エチケットは法であるか)。

法の非本質主義は、法多元主義とも関連しつつ台頭してきた立場であり、文字通り、法的本質の存在を否定し、法の本質規定は不可能であると論ずる。例えばその主唱者であるブライアン・タマナハによれば、「人々がその社会実践をつうじて『法』として同定し取り扱うものであれば何であっても法」(Tamanaha 2017: 73, 強調は省略)であり、ある規範を法とするような本質的特徴は存在しない。このように、近年、法的本質の如何と有無をめぐる論争は一層激しくなっている(cf. Tong 2021; Fabra-Zamora 2022)。

さて、以上の法的本質の問いに取り組むうえで、フッサールの本質直観(Wesensanschauung, Wesenserschauung)の議論は参照に値する(Husserl 1954: §87)。本質直観とは、意識に与えられた個別的对象のうちに含まれた「普遍者」・「形相」を直観し、それとともに、本質を対象として構成する意識の働きである。家の本質を例に取ろう。まず私はある近所の一軒家を思い浮かべ、それを見本として定める。私はそれを意識において自由に変形させ、例えば、家の色や屋根や壁の材料を変えてみることで、見本の様々な変項を獲得できる。この自由変

⁴ その典型例は、ICANN(ドメイン名やIPアドレス等のインターネット資源を管理するために1998年に米国で設立された民間の非営利法人)が定めた諸々のルールが広く通用していることであろう(cf. 横溝 2015)。

⁵ 法多元主義の台頭の背景については、高野(2015: 第1章)。また、法多元主義は、日本法哲学会2018年度学術大会の統一テーマとなった(cf. 日本法哲学会編 2019)。

更 (freie Variation) を意識において繰り返えし継続し、見本と諸変項を比較するなかで、それらに共通する不変同一の特徴 (例えば、四方と上方が風雨を凌げる材料で囲まれた空間) が、それ無くしては見本からの逸脱となる普遍の本質として現れてくる。それを直観することで家の本質は構成される。こうして、いま目の前に現れている特定の私の家のみならず、ありうるすべての個体に適用可能な本質としての「家」が直観され、それとともに本質的類型として構成されることとなる。

同様の考えを法の本質の議論へ応用すれば、法的本質直観の分析という課題が立てられるであろう。ここには少なくとも次の二つの問いが含まれる。第一は、法理論家による法の概念化 (conceptualization of law) の意識過程の分析である。法理論家が法理論を構築するとき、理論家は、ある特定の法体系のうちで生きる自らの法経験を反省的に分析する、あるいは、他者の法経験に自己移入してそれを分析することで法の本質的特徴を同定し、法を概念化する。このような法の概念化・理論化の過程で重要な役割を担う法的本質直観はいかなる意識作用として特徴づけられるのか。

第二は、法秩序のもとで生き、法を経験する人々の意識の本質的構造の現象学的分析である。仮に (フッサールが考えていたように) 法が意識において構成される対象であり、かつ、それによって構成される法的対象に何らかの本質があり、かつ、対象を構成する作用 (ノエシス) とそれによって構成される対象 (ノエマ) とのあいだに相関関係があるのならば、以上のことが意味するのは、法を構成する意識の側に対象としての法的本質と相関する本質的特徴——それによって法理論家による法の本質直観は可能になる——が存在していなければならないという事態である。それゆえ、法的本質の如何や有無をめぐる論争は、法秩序のもとで法を経験する人々の意識の現象学的分析によって解決しうると期待できる⁶⁷。こうして法の本質探究は、次に述べる法秩序の現象学的探究へと繋がっていく。

(2) 法秩序の静態的/動態的現象学

一口に「法」と言っても、法を経験や法が現れるそのあり方は、法秩序と関わる主体の有する役割・立場・関心に依じてさまざまに異なる⁸。例えば、殺人罪を規定する刑法 199 条は、一般の私人には、人を殺すなかれという義務を命ずる行為規範として経験されるのに対して、裁判官には、ある者が人を殺した場合、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役という

⁶ この想定のもと宮田 (2022) は、法的確信 (*opinio juris*) という法学の概念を現象学的に考察しつつ、単なる慣行から慣習法を区別しうる本質的特徴を慣習的規範に遵う者の一人称的な意識の側に見出そうと試みた。

⁷ ここで注意すべきは、法的本質を、いかなる事実性からも純粋に存在する理念的対象と考えるのは恐らく誤った方向性だということである。法理論家が本質直観をくわえ、そこから法理論が構築されるところの諸々の法経験は、すでにそれ自体が、ある特定の時期に特定の人物や集団によって構築された法理論に偶然的な仕方で影響を受けている (例えば、ある法曹の法経験は、その人が学習した当時の主流の法理論の知識によって規定されている)。現時点で筆者は、法的本質をそうした事実性から純粋な理念的対象と捉えるよりは、むしろ、メルロ＝ポンティ (Merleau-Ponty 1964) の本質の理解に共鳴しつつ、ある特定の時点における法理論の構築・波及という事実性との絡み合いのなかで現象し変転するものとして理解したうえで、その絡み合いや変転の過程を分析する方がよいと考えている。以上の点について示唆に富むコメントをしてくださった家高洋氏に感謝する。

⁸ 以下の法秩序の現象学の構想については、宮田 (2024) で詳しく論じた。

サクシオンを与えるべし、という裁定の規準として現れる。また、法秩序には、これらの行為規範や裁決規範の他にも、かくかくしかじかの立場にある者は、かくかくしかじかの（例えば、裁判官として裁定を担うという）職務を担うべし、という形式を備えた規範も含まれており、それに即して権限が割り当てられた公務員たちにとって、法は組織規範という様態で現れることもある⁹。

こうした法の現れ方の諸様態はさらに細かく分析されうる。第一に、一口に「規範」と言っても、H.L.A. ハートが論じたように、義務賦課規範と権限付与規範が区別されねばならない。前者は刑法の多くの条文がそうであるように特定の作為・不作為を義務づけるのに対して、後者は所定の要件を満たした者に法的権限（例えば、有効な遺言や契約をする私的権限や立法権・司法権といった公的権限）を付与する規範であり、両者は法の現れ方の異なる様態として区別されうる。

第二に、規範遵守の様態も区別されうる。ハートは、法規範を受容して行動の指針とし、自他の行動の評価規準として用いる態度を内的観点（internal point of view）と呼んだ。そのうえで、内的観点のもとで規範を受容する動機には、規範の内容が道徳的に正当であることの他にも、「長期的な利害計算、他者への私心なき配慮、無反省な代々の伝統的な態度、単に他者と同じように振る舞いたいという願望等」（Hart 2012: 203=2014: 316）があるとする。また、この点に関連して、例えば不法滞在者のように、法規範や法体系そのものを受容するわけではないがそれに抵触しないよう努めるような「アウトサイダー」の法経験も区別できるであろう。

さらに、法経験の相互主体的な側面も見落とされてはならない。ある者が義務賦課/権限付与規範にもとづいて特定の権利・義務を他者に対して主張するとき、そこには、一方が他方に特定の作為・不作為を要求し、それと相関的に、他方が一方の要求を受容するという関係がある（例えば、私が相続権を主張・要求するとき、その他の親族は、私の権利要求を受容して相続を妨げない義務を負う）。また、相互主体性の次元は、一般私人と公務員との間にも存する。例えば、通常、立法者と一般私人との間には、代表する-されるという関係が、裁定にもとづき命令を発する裁判所と一般私人との間には、権威を主張する-受容するといった関係がある。正常な法秩序はこうした相互主体的関係を基礎としており、それに依拠して立法者や裁判官の命令はすべての市民に対する法的な妥当を獲得する。

以上を念頭に置いたとき、法秩序は〈それに関わる主体の有する役割・立場・関心に応じてさまざまに異なる法経験が相互に関連するなかで相互主体的・意味的に構成された法的世界〉として把握されうる。このとき、法秩序の現象学的探究の課題とは、それらの多様な法経験を差異化・類型化したうえで、法秩序を生きるさまざまな主体の一人称的経験において法がどのように現れているか、そして、それらの法経験の相互関連を解明することである。こうした課題は、法秩序の静態的現象学と呼ぶことができるであろう¹⁰。

⁹ 行為規範/裁決規範/組織規範の区別については、田中（2011: 67-71）。

¹⁰ なお、ここには、諸々の経験を「法」経験とする特徴は何であるかという、より根本的な方法論的問いが存することに注意（注7も参照）。この問いへの注意を促してくれた吉川孝氏に感謝する。

この課題に取り組むにあたっては、現象学の豊かな研究蓄積が有用であると思われる。例えば、上述した法規範の諸形式（行為/裁決/組織規範、義務賦課/権限付与）や規範遵守の動機づけの諸様態の分析は、フッサールやアレクサンダー・ブフェンダーによる意志・行為の現象学的分析、マックス・シェーラーによる当為意識の現象学的分析などの成果を適宜参照しつつなされるであろう。また、法秩序の相互主体的関係については、アドルフ・ライナッハの他者に向けられた作用としての社会的作用の議論、そして、その成果もふまえて展開されたフッサールの共同体論¹¹や法哲学者の尾高朝雄の国家構造論¹²などが注目に値する。

ところで、いかなる法秩序も不動ではなく生成変化するものであり、こうした法秩序の動態的側面の分析の必要性も法のグローバル化とともに高まっている。例えば、国際条約や国際文書が立法事実や裁判における解釈の基準として参照されることで生ずる国内法体系の変化、発展途上国への法整備支援がもたらすレシピエント側の法体系の変化、さらには、気候変動に対応するグローバルな法秩序の創出を目的に行われる環境活動家による各種の（ときに既存の法秩序に抵触する）抗議活動、等々が現代のグローバルな法秩序の動態の一例である。また、法動態の分析は、現在のみならず過去の法秩序についても重要である。例えば、日本が植民地化した地域について、いかにして日本国の法体系は当該地域へと移入され現地の法体系を代替したか、といった問いも法秩序の動態の分析に関連する。

以上を念頭に、法秩序の生成変化の過程を解明する法秩序の動態的現象学を構想する必要があるだろう。現段階で筆者に明確なビジョンがあるわけではないので、ここでは、法の秩序化（legal ordering）について、独自の現象学的考察を展開する法哲学者のハンス・リンダール（2013）の議論に触れておこう。フッサールやハイデガーを参照しつつ彼は、われわれの法的行為の中心にはつねに何かを「何か」として開示する（disclose）作用である法的志向性（legal intentionality）が働いているとする（それによって、例えば、われわれがスーパーでポテトを購入するとき、ポテトは「製品」として、お金は購入の「支払い金」として開示される）。この法的志向性は、合法的なもの（legality）と不法なもの（illegality）を境界化する一種の秩序化の働きであるが、ここで重要なのは、それが同一の仕方で繰り返されるわけではなく、つねに毎回「新たな（anew）」仕方で働くという点である。それゆえに「法的行為による秩序化は再-秩序化である」（Lindahl 2013: 130）。リンダールは、この再秩序化を駆動させ、既存の合法/不法の境界の変容を可能にする非-法的なもの（A-legality）を法の秩序化における中核的な契機として考察している¹³。

3. 法律学的方法論と現象学

(1) 法的価値の構成分析

¹¹ フッサールの共同精神論については、鈴木（2021: 第5・6章; 2022）。

¹² 尾高は『国家構造論』でライナッハの社会的作用論を参照しつつ、特定の個人が国家を代表・代理するという関係性について論じている（尾高 1936: 277-283）。

¹³ なお、リンダールは、ベルンハルト・ヴァルデンフェルスからも大きな影響を受けている。ヴァルデンフェルスの法現象学的考察については、Loidolt（2010: 343-352）

法的判断——紛争事案において、ある事態を合法/不法と評価し、それにもとづいて当事者間の権利・義務関係を確定する判断——は客観的か否か、という問いは法律学的方法論の重要論点の一つである。三権分立の原則に立てば、司法府の一員である裁判官の任務とは、建前上、すでに定立された法律の個別の事案への適用であり、新たな法を作ることではない。だが、実際のところ、裁判官は、法律を機械的に適用するわけではなく、結果を勘案しつつその文言を解釈し、また時には公平・正義・条理のような道徳的価値を参照しつつ裁定する。

こうした法解釈の特徴が、次のような率直な見解を実定法学者から引き出すこととなる。

法の解釈は単に法規の客観的な認識たるにとどまるのではなく、多かれ少かれ解釈する個人の主観的価値判断が入り込むことを免れない。[……] 法律家は、何事によらず、客観的な規則に忠実であるような顔を装いながら、実はそうでない自分の恣意を押し通そうとする詭弁を、意識的乃至は無意識的に行い兼ねないのである。(来栖 2004: 63)

同様の論点は判例を主要な法源とするコモンロー圏では一層先鋭化するが、その激しい論争の中心にいたのが、ロナルド・ドゥオーキンである。主著である『法の帝国』において彼は、法解釈や道徳的価値の関与なしには、何が法かという問いに答えられないことを認めたとうえで、なおかつ、法にはある種の客観性が帰属すると主張する (Dworkin 1986)。「純一性 (integrity) としての法」と呼ばれるその法理論によれば、法は、個別事案において裁判官がそのつど解釈するなかで構成 (construct) される。さらに、このときの構成的解釈は、恣意的になされるものではなく、最善の光のもとでなされねばならない。つまり、裁判官が自身の法解釈を正しいと主張するには、①これまでに蓄積された判例群と適合的であること、②政治共同体で共有された道徳的-政治的原理によって正当化されること、という二つの基準を満たす必要がある。くわえてドゥオーキンは、以上の基準を最も高い水準で満たす法解釈のみが正答であり、それは一つに定まると主張した。

これらの主張は多くの論争を引き起こした。例えば、法と道徳とは一体的なものとしてあるいは分離したものとして理解されうる/されるべきか¹⁴、仮に両者を一体的に捉えた場合でも、構成的解釈に一つの正答があるという主張は妥当か¹⁵、また、メタ価値論的な問いとして、道徳的価値との関係のなかで構成される法は客観的か、そうであればその客観性はいかなるものとして理解されるか¹⁶、等々。これらの問いは前述の法的本質の議論と絡み合いながら、現代の法哲学の主要問題を形づくっていると言ってよい。

これらにアプローチするにあたって現象学は有用かもしれない。というのも、ドゥオーキンは、解釈者の一人称的経験に定位しつつ、主観的な解釈がそれにもかかわらず真正な拘束

¹⁴ この論争については、濱 (2014) および日本法哲学会編 (2023) を参照。

¹⁵ 例えば、法解釈を政治の延長とみなす批判法学 (Critical Legal Studies) によれば、裁判における解釈の争いは矛盾し合うイデオロギーの調停不可能な対立であり、それゆえそこに正答はない。批判法学については、中山 (2000: 135-150) を参照。

¹⁶ 例えば、Leiter (2007: Ch. 8,9) は、自然主義の立場から法の客観性を論ずる。

力をもつと論ずるからである。

この種の事例における拘束 (constraint) は「内的」であるか「主観的」であるとわれわれは述べることだろう。それにもかかわらず、この拘束は現象学的にみて真正なもの (phenomenologically genuine) であり、この点こそがここで重要なのである。われわれが試みているのは、解釈者の観点から見たときに解釈がいかなるものであるかを把握することであり、解釈者の観点からみれば解釈者が感ずる拘束は真正なものである。このとき、その真正な拘束は、それに対してまったく異論がないかのように、つまり、他のすべての人々も当の解釈者と同じくらい強く当の拘束を感じているかのように感じられるのである。(Dworkin 1986: 235=1995: 367-8, 邦訳と強調は宮田)

このように、彼の見解によれば、解釈とは主観的なものでありつつも、解釈者の観点からみれば、真正な拘束力を備え、また他のすべての解釈者によってもそれが迫体験されるような、ある種の客観性を有したものとして経験される。

こうした一連の記述を目にしたとき筆者が想起するのは、フッサールの価値現象学である (以下の整理は、八重樫 (2017: 第4章) に多くを負う)。フッサールによれば、ある対象が現実にもつ価値は、価値覚 (Wertnehmung) という意識作用によって構成される。価値覚がいかなる意識作用であるかをめぐっては、解釈の余地があるものの、八重樫の論ずるように、感情であるというのが有力な見方であろう (例えば、喜び/悲しみのような肯定的/否定的感情は肯定的/否定的価値を構成する)。もっとも、フッサールは、このように主観的感情と価値との相関関係を論ずることで、価値を主観化したわけではない。たとえ、私の怒りがどれほど明証的であっても、それによって構成された価値がつねに現実的なもので、またそれゆえに価値判断が正しいとはかぎらない。つまり、フッサールの価値論は、「評価の対象がたんに価値があるとみなされていることと、現に価値があることの区別」 (八重樫 2017: 142) が成立すると考えており、その点で価値の客観主義に与する。では、いかなる要素が、後者から前者を、そしてそれと相関的に、正しい感情を正しくない感情から区別するのか。

八重樫の解釈によれば、それは価値評価の対象と価値評価者が置かれている文脈に内在する諸々の尺度である。ある対象 (例えば豚肉) の価値は、栄養学的観点・疫学的観点・道徳的観点・経済的観点・宗教的観点、等々の諸観点とそれらの観点に含まれた諸々の尺度との関係で決定される。こうした文脈と尺度が価値評価のパラメータとして働くことで、正しい感情と正しくない感情とが、そして、たんに価値があるとみなされていることと現に価値があることとが規範的に区別される。それゆえ、例えば、誕生日に贈り物を受けたことに怒っている人がその感情を正当化するいかなる尺度も持たないのであれば、その怒りは正当ではなく、それゆえ、その明証的な怒りが現実的価値を構成することもない。フッサールの価値の構成分析は、価値評価の文脈で働く諸々の尺度を分析しつつ、価値を構成する感情の正当性条件を解明することにある。

以上の議論との類比が許されるのであれば、法的価値の構成分析という課題を次のよう

に構想することができる。紛争事案を前に、法解釈をして、ある特定の事態や行為に合法/不法という法的な価値評価・判断を下す裁判官は、当該事案と何らかの形で感情的に関わる。とはいえ、一裁判官の感情は——たとえそれがどれほど明証的でも——拘束力をもつ法的価値をただちに構成するのではない。その感情が既存の判例群との適合性や共同体の道徳的-政治的諸原理との一致といった尺度によって正当化されてはじめて、それは真正で拘束力のある法的価値を、つまり現実的な法的価値を本来的に与えるものとなる。法的価値の構成分析の課題は、この正しい法的価値を構成する（他の解釈者からも同様に追体験される）法感情の正当性条件の解明である。このようにして、法的価値とそれについての判断の客観性が現象学的に捉え直されたとき、これまでの法的判断の主観性・客観性をめぐり一連の論争やドゥオーキンの正答テーゼがどのように理解できるのか、さらにまた法と感情との関係はどのように捉え直されるのか¹⁷、等々は興味深い論点である。

（2）法的思考における暗黙知の現象学的解明

法的思考のプロセスの分析も法律学的方法論の主要問題の一つである。我が国のように、法典を主要な法源とする大陸法圏では、法的思考を、一種の三段論法——適用されるべき法規範を大前提とし、紛争事案の具体的事実を小前提としたうえで、これらの二つの前提から結論としての判決を導出する推論形式——に依拠した推論として理解することが多い。図式的には、以下ようになる（cf. 高橋 2014: 3）。

- （1）大前提＝法規範：すべての x について、もし x が F ならば、 x は G すべし。
（例：刑法 199 条により、人を殺した者は死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処されるべし）
- （2）小前提＝具体的事実： a は F である。
（例：被告人は人を殺した）
- （3）結論＝判決： a は G すべし
（例：ゆえに、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処されるべし）

もっとも、法的三段論法は法的思考の説明として十分でないという批判も度々なされてきた（cf. 田中 2011: 453f.）。

というのも、事案を前にした裁判官は、大前提→小前提→結論という順序で思考をするわけではないからである¹⁸。むしろ、裁判官は、仮にこの法規範を大前提としたとき、われわれの正義・衡平感覚に合致した結論は導かれる否か、仮にこの事実認定にもとづいて小前提を形成した場合、どのような法規範が大前提として選択されるか、といった点を考慮し、大前提・小前提・結論のあいだで「視線を往復」させながら判決を形成する（加藤 2014）。むろん、これは裁判官が結論に合わせて事実を恣意的に操作しているというわけではなく、

¹⁷ この論点については、日本法哲学会編（2022）を参照。

¹⁸ 法的思考は裁判官のみならず検事・弁護士や裁判員としての一般市民なども行うものだが、以下では典型例として裁判官にのみ言及する。

事実認定にあたり裁判官は、このような場合に人間は通常このような行動をする/しないと
いった経験則を頼りにしつつ、その範囲内で妥当な事実認定をする(手嶋 2014)。以上の
ように法的思考は、正義・衡平感覚との適合性や事実をめぐる経験則を意識しつつ大前提-
小前提-結論のあいだの関係を調整することで、紛争事案の適切な落としどころを最終的に
見出すという統合的・全体論的な特性をもつ。

こうした複雑な思考において重要な働きをするのが暗黙知である。それは、第一に、問題
の事案に適用される法規範の選択(大前提の形成)が結論を考慮したとき妥当なものか、ま
た、それは既存の判例との関係でも適切かといったレベルで働くと考えられる。また、第二
に、事実認定のレベルでも、各種の経験則とその取捨選択という形で暗黙知は働く。裁判官
をはじめとする法律家たちは、紛争処理の経験を積むなかで、これらの暗黙知をいわば一種
のハビトゥスとして習得し、それを法の賢慮(juris-prudence)として働かせることで、法的
思考に適切な落としどころへと向かう筋道を与える。

さて、こうした暗黙知の働きの解明は肝要である。なぜならば、第一に、国家権力の行使
としての司法にはその正当化論拠の公開と正当化という要請が課せられ、判決の形成過程
を可能なかぎり明示化することが求められるし、第二に、暗黙知こそ、バランスの取れた判
決を導く法律家の技能を下支えするものであると同時に諸々のバイアスの温床ともなるか
らである(例えば、法規範の解釈に際して「社会通念」が不透明な仕方で援用されることへ
の疑念や「抗拒不能」な状態をめぐる事実認定に対する批判を想起せよ¹⁹⁾)。では、法的思
考における暗黙知の解明にあたって有望な方法論はいかなるものか。

ここでも現象学は有力候補となりうる。というのも、暗黙的(受動的・非明示的)なレベ
ルでの意識作用や理解の働きの分析は、現象学がこれまでに大きな貢献を果たしてきた領
域だからである。いくつか例を挙げれば、フッサールによる受動的綜合の分析(とくに類型
的知覚の議論)やそれを発展させたアルフレッド・シュッツの生活世界の現象学(とくに、
類型的知識にもとづいて状況解釈を行うときの意識を規定するレリヴァンスの構造やプラ
ン・ヒエラルヒーの様態の分析)、『存在と時間』で展開されたハイデガーの道具存在性の
実存論的分析(とりわけ、現存在の配慮的気遣いにもとづいて目立たない仕方で開示される
適所全体性をめぐる考察)等々²⁰⁾、がある。それらのいずれ(あるいはそれ以外)が最も適
切な出発点であるかはわからないが、いずれにせよ、法的思考における暗黙知の現象学的解
明は法現象学が向かいうる一つの可能性である。

4. 具体的に生きられた法経験の分析、あるいは、批判的法現象学?

¹⁹ 「抗拒不能」をめぐる事実認定における経験則や「常識的」知識の使用とその複雑な諸相を批
判的に分析したものとして、小宮(2011: 第4章; 2020)。

²⁰ ところで、ハイデガーの現象学を法的思考の分析に応用したものとして法学的ヘルメノイテ
ィクが存在が知られている。この立場は、『存在と時間』における理解・解釈をめぐる議論と
ハンス＝ゲオルク・ガダマーの解釈学をふまえつつ、裁判官の前理解(Vorverständnis)や前
判断(Vorurteil)が法的思考において重要な働きをすることを論じた。先に本文中で登場し
た「視線の往復」という概念も、もともとはこの立場の論者(カール・エンギッシュ)が、
解釈学的循環の発想に影響を受けつつ提唱したものである。詳しくは、中山(2011: 112-119)
を参照。

ここまでの考察の重点は、法概念・法秩序・法解釈/法的思考の本質的なないし一般的特徴の分析に際して、現象学がいかなる貢献をなしうるかという点に置かれていた。だが、現象学の魅力は、これらの諸特徴の抽象的分析ではなく、むしろ、具体的に生きられた経験の記述・分析の方にあるという意見もあるだろう。例えば、女性やLGBTQ、障害者、有色人種、エスニックマイノリティ等々による世界の具体的に生きられた経験を（マジョリティの世界経験と対照させつつ）分析し、そうすることで不当に構築された諸々の自明な世界理解・身体性・自己理解とその形成を取り巻く権力関係を明るみに出して批判するといった、現象学のアプローチがある（cf. 稲原・川崎・中澤・宮原 2023; Ngo 2017）。管見のかぎり、そうした社会批判的な傾向を有する現象学の動向は批判的現象学（Critical Phenomenology）と呼ばれ、近年盛んに論じられている²¹。それを法の領域で展開し、不当に構築された自明な法的世界の理解、法的な身体性や自己理解およびそれを取り巻く権力関係の記述・批判・解体に注力する批判的法現象学が構想されうるかもしれない。

批判的法現象学は、例えば、次のような問いに取り組むであろう。裁判や弁護士事務所・無料法律相談所での法律相談といった紛争解決・予防のための一連の法的プロセス、さらには賃貸借契約など日常の法生活で、日本語を母語としない人々やセクシュアルマイノリティはどのように法を経験しそれはマジョリティの法経験といかなる点で異なるか、警察による取り調べ・検事による訴追・裁判官による証拠調べ・加害者弁護といった一連の刑事司法プロセスのなかで性犯罪加害者と性犯罪被害者はそれぞれいかなる自己理解を形成するよう仕向けられるのか²²、司法試験に臨む学生たちはロースクールでの学習の過程でいかにして「リーガルマインド」を内面化し、法律家として「ふさわしい」身体性を習得していくか²³、等々。これらの場面での具体的に生きられた法経験を記述・分析し、それを取り巻く権力関係を批判することも法現象学の課題でありうる。

おわりに

本稿では、法哲学者の観点から法への現象学的アプローチの課題と可能性を整理してきた。そのなかで、法的本質直観の分析、法秩序の静態的/動態的現象学、法的価値の構成分析、法的思考における暗黙知の現象学的解明、批判的法現象学という五つの課題に言及した²⁴。

²¹ 「現象学に対する現代的・批判的アプローチは、『批判的現象学』として知られているが、それが（自身を『古典的現象学』から区別するために）現象学の伝統との関係で自らを位置付けるやり方には次の二つがある。第一は、古典的現象学を批判的に評価するというものであり、第二は、権力・身体化・社会的経験のあいだの諸関係を取り巻く諸々の前提の批判に注力する現象学の議論を展開するというものである」（Magri & McQueen 2023: 18）。

²² 性犯罪加害者については牧野（2020）、性犯罪被害者については小宮（2011、第6章）。

²³ ケネディ（1991）は、ロースクールの法学教育を既存のヒエラルヒーを支える法律家を再生産する規律訓練・規格化の場として批判する。

²⁴ なお、以上の諸課題は時には緊張関係に立つことに注意すべきである。例えば、法の「本質」の解明（法的本質直観の分析）は、ある法的「本質」を自明なものとする権力関係の暴露・解体を試みる批判的法現象学とは対立関係に立つ場合がある。諸課題のあいだの整合性

本論の説明ですでに明らかなように、法現象学は、現象学と法学そして社会学といった隣接分野とのあいだでの学際的な研究プロジェクトという性格をもつ。それが成功するか否かはその多産性に、つまり、第一に、各学科の直面する既存の諸課題に対して新たな視座や解決を提供しうるか、第二に、各学科において等閑視されてきた重要な課題の掘り起こしに寄与するか否かに依存する。本稿は、第一の点に関して、法哲学——それも私の法哲学——の観点からのみ検討をしたに留まり、また、第二の点についてはまったく検討できていない²⁵。これらの欠落があることを銘記し本稿を終えたい。

文献

- 青山治城、1992、「法の現象学」とは何か『情況』1992年9月別冊号、pp. 104-117.
Crowell, S., 2013, *Normativity and Phenomenology in Husserl and Heidegger*, Cambridge U.P.
Dworkin, R., 1986, *Law's Empire*, The Belknap Press of Harvard U.P. (小林公訳、1995、『法の帝国』未来社)
Fabra-Zamora, J.L., 2022, "The Conceptual Problems Arising from Legal Pluralism," in *Canadian Journal of Law and Society*, Vol.37-1, pp. 155-175.
Griffith, J. 1986. "What is legal pluralism," in *The Journal of Legal Pluralism and Unofficial Law*, Vol. 18-24.
濱真一郎、2014、『法実証主義の現代的展開』成文堂。
Hart, H.L.A., 2012, *The Concept of Law 3rd ed.* Oxford U.P. (長谷部恭男訳、2014、『法の概念 第三版』筑摩書房)
Husserl, E., 1954, *Erfahrung und Urteil*, Ludwig Landgrebe (Hrsg.), Claassen Verlag Hamburg. (長谷川宏訳、1975、『経験と判断』河出書房新社)
—— 1976, *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie. Erstes Buch: Allgemeine Einführung in die reine Phänomenologie. I. Halbband: Text der 1.-3. Auflage*, Karl Schuhmann (Hrsg.), Martinus Nijhoff. (渡辺二郎訳、1984、『イデーン I—II』みすず書房)
稲原美苗・川崎唯史・中澤瞳・宮原優、2023、『フェミニスト現象学：経験が響きあう場所へ』ナカニシヤ出版。
加藤新太郎、2014、「民事裁判における「暗黙知」——「法的三段論法」再考（総括コメント）」、日本法哲学学会編『民事裁判における「暗黙知」：法的三段論法再考』。
ケネディ・ダンカン、1991、「ヒエラルヒーのための訓練としての法学教育」、デヴィッド・ケアリズ編『政治としての法：批判的法学入門』松浦好治・松井茂記編訳、風行社。
小宮友根、2011、『実践の中のジェンダー：法システムの社会学的記述』新曜社。
—— 2020、「「抗拒不能」の認識における知識帰属の実践：ジェンダーバイアスの「アウトソース」問題について」『ジェンダーと法』Vol. 17、pp. 81-92。
来栖三郎、2004、「法律家（1953年）」『来栖三郎著作集 I』信山社。
Leiter, B., 2007, *Naturalizing Jurisprudence: Essays on American Legal Realism and Naturalism in Legal Philosophy*, Oxford U.P.
Lindahl, H., 2013, *Fault Lines of Globalization: Legal Order and the Politics of A-legality*, Oxford U.P.
Loiboldt, S., 2010, *Einführung in die Rechtsphänomenologie: eine historisch-systematische Darstellung*, Mohr Siebeck. (『法現象学入門』青山治城監訳、法政大学出版局、近刊予定)
—— 2017, "Phenomenology, Law, and the Political: A Methodical Reflection on First-Person Inquiry, Normative Orders, and Action," *Revista Ética e Filosofia Política*, No. XX, Vol. 2, pp. 152-173.
—— 2021, "Order, Experience, and Critique: The Phenomenological Method in Political and Legal Theory," *Continental Philosophy Review* 54, pp. 153-170) .
Magri, E. & McQueen, P., 2023, *Critical Phenomenology: An Introduction*, Polity Press.
牧野雅子、2020、『増補 刑事司法とジェンダー』インパクト出版会。

について言及するよう促してくれた青山治城氏に感謝する。

²⁵ 例えば、VTuberのような架空の存在や動植物の法的人格の有無や程度をめぐる議論に現象学は新たな視座を提供するかもしれない。Morioka (2023) はこの点について示唆に富む。

- Merleau-Ponty, M., 1964, *Le visible et l'invisible*, Claude Lefort ed., Gallimard. (滝浦静雄・木田元訳、1989、『見えるものと見えないもの』みすず書房)。
- 宮田賢人、2022、「法的確信(*opinio juris*)の現象学的解明：フッサール現象学を慣習法論へ応用する試み」『現象学と社会科学』第 5 号、pp. 75-89.
- 2024, 「「観点」から「態度」へ：ハートの「外的/内的観点」区分の現象学的再考」『法の理論 42』成文堂。
- Morioka, M., 2023, “The Sense of Someone Appearing There: A Philosophical Investigation into Other Minds, Deceased People, and Animated Persona,” in *Human Studies*, 46(3), pp. 565–582.
- 中山竜一、2000、『二十世紀の法思想』岩波書店。
- Ngo, H., 2017, *The Habits of Racism: A Phenomenology of Racism and Racialized Embodiment*, Lexington Books. (小手川正二郎・酒井麻依子・野々村伊純訳、2023、『人種差別の習慣：人種化された身体の現象学』青土社)。
- 日本法哲学会編
- 2014、『民事裁判における「暗黙知」：法的三段論法再考』有斐閣。
- 2019、『法多元主義：グローバル化の中の法』有斐閣。
- 2022、『法と感情』有斐閣。
- 2023、『現代法実証主義』有斐閣。
- 尾高朝雄、1936、『国家構造論』岩波書店。
- Raz, J., 2009, *Between Authority and Interpretation : On the Theory of Law and Practical Reason*, Oxford U. P.
- Smith, W.S., 2012, *The Phenomenology of Moral Normativity*, Routledge.
- 鈴木崇志、2021、『フッサールの他者論から倫理学へ』勁草書房。
- 2022, 「フッサールにおける共同精神と歴史的世界」、『立命館大学人文科学研究所紀要』132 巻、pp. 130-150.
- 高橋文彦、2014, 「統一テーマ「民事裁判における「暗黙知」——「法的三段論法」再考——」について」、日本法哲学会編、『民事裁判における「暗黙知」：法的三段論法再考』。
- 高野さやか、2015、『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会：裁くことと裁かないことの民族誌』三元社。
- 瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕、2014、『法哲学』有斐閣。
- Tamanaha, B.Z., 2017, *A Realistic Theory of Law*, Cambridge U.P.
- 田中成明、2011、『現代法理学』有斐閣。
- 手嶋あさみ、2014, 「民事裁判における事実認定の構造」、日本法哲学会編、『民事裁判における「暗黙知」：法的三段論法再考』有斐閣。
- Tong, Y. 2021, “On the Nature of Necessary Truths in Jurisprudence,” in *Canadian Journal of Law & Jurisprudence*, Vol. 34-1, pp. 203-237.
- 植村玄輝・八重樫徹・吉川孝編、2017、『現代現象学：経験から始める哲学入門』新曜社。
- 八重樫徹、2017、『フッサールにおける価値と実践：善さはいかにして構成されるのか』水声社。
- 横溝大、2015, 「インターネットにおける非国家的秩序の様相——ICANN と国家との関係を中心に」、浅野有紀ほか編著、『グローバル化と公法・私法関係の再編』弘文堂。
- 吉川孝、2011、『フッサールの倫理学：生き方の探究』知泉書館。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 23K12352 の助成を受けた。

(みやたけんと・小樽商科大学)

自閉スペクトラム症のある子どもと関わる特別支援学校教師の現象学
——「世界」、「道具」、「気分」に着目して——

Phenomenology of Special Needs School Teachers Involved with
Children with Autism Spectrum Disorder:
Focusing on “Welt”, “Zeug”, and “Stimmung”

呉 文慧
Bunkei Kure

要旨

本研究の目的は、自閉スペクトラム症（Autism spectrum disorder：以下、「ASD」）のある子どもに関わる際に発揮された、西特別支援学校教師である酒井先生の〈身体〉に根差した知性とその背景としての世界を、ハイデガーの現象学に基づいて探究することであった。先行研究の整理においては、ASDのある子どもに対する教育に焦点を当てた現象学的研究群を概観し、「ASDのある子どもの現象学」、「ASDのある子どもとの関係の現象学」、そして「ASDのある子どもに関わる実践者の現象学」の類型化を得たのち、「ASDのある子どもに関わる実践者の現象学」の中でもハイデガーの現象学に依拠する意義を論じた。酒井先生の住み込んでいる世界を道具や気分に着目して解釈した結果、酒井先生がASDのある子どもと相互作用を起こして新しい実践を生み出すことを志向する世界に住み込んでいること、そしてASDのある生徒であるカナさんに対しては、道具を介して自らの視線の強度を弱めることで相互作用を成立させるような〈身体〉に根差した知性を発揮していたことが明らかになった。

1. 問題と目的

本研究ではまず自閉スペクトラム症（以下、ASD）のある子どもに対する教育（以下、ASD教育）の現象学的研究を類型化した。次に近年研究が蓄積されはじめたハイデガーに依拠した現象学的研究が、ASDのある子どもと関わる実践者にとって重要な示唆を与えることを示した。最後にこうした考えに基づき、ASDのある子どもに関わる際に発揮された、ある特別支援学校教師の〈身体〉に根差した知性とその背景をハイデガーの現象学に基づいて探究した。

現象学では、通常は意思疎通が困難と考えられている他者（以下、意思疎通困難な他者）を取り巻く現象について研究が蓄積されてきた（村上，2021）。そしてASDのある子どもは定型発達（以下、TD）の子どもに比して異質な経験構造を有する他者として表象されることが多く、現象学においてASDのある子どもや彼／女らと関わる実践者、そしてここで織りなされるASD教育は重要なテーマの一つであり続けている。

では ASD 教育に焦点を当てた現象学的研究にはこれまでどのようなものがあったのだろうか。

(1) ASD のある子どもの現象学

ASD 教育に対する現象学的研究の方向性の一つとして、ASD のある子どもの経験構造や、前意識的に世界と対話し「生きられた世界経験の具体的な出発点」(西村, 2018, : 46) となる〈身体〉を描き、実践者への具体的な教育的働きかけのあり方を提案するものがある。これを象徴しているのが以下の中田 (1984) の文章である。

重障児の教育方法を研究するためには、(...) 彼らの体験の仕方を規定し、体験の対象を対象たらしめている彼らの経験構造を解明しなければならない。なぜならば、これらが解明されなければ、我々は、重障児を発達させるためにいかなる教育的な働きかけを行うべきかを知ることができないからである (Ibid.: 1)。

そして中田 (1984) は、重度の知的障害を伴う程度の重い ASD のある子ども (原文では重度の知的障害を伴う「自閉的傾向の強い重症児」(Ibid.: 559)) に対する実践者の教育的な働きかけの原則として、ASD のある子どもに積極的に快刺激を与え、外的対象 (大人) を重要な意味を持つものとして知覚させるように関わり特定の大人との間に感情の絆を形成させることと、外界の対象へ注意を向けさせて外界の対象を知覚させることを提案している (Ibid.: 224)。

また村上 (2008) では ASD 者の経験構造や〈身体〉の中でも、特に他者からの視線やスキミング、呼びかけが惹起する「視線触発」に焦点を当て彼／女らに対する教育的働きかけを提案している。まず TD 者は、視線触発が自我や他者の存在が認識されるに先立って作動しており、それが自己と他者の間に間身体性の次元を形成している。TD 者が視線のあった人の感情を類推する前にすでに感じ取ることができるのはこうした間身体性の次元が秩序を持っているためである。これに対し他者の存在に気づいているけれども視線を怖がるような、(全く視線を感じない ASD 者に比して) 程度の軽い ASD 者は、視線触発が作動しておりそれに伴い間身体性の次元も形成されているが、それがまだ秩序を持っていない世界に生きている。そのため、彼／女らにとって視線触発は了解不可能で侵襲的なものとして体験され、視線が交わることは大きな恐怖となる。こうした程度の軽い ASD 者に対する教育的働きかけとしては、「思い通りにならない他者の行為を、パニックや侵襲ではなく、そのまま認めて受容する経験」を積み重ねるための当事者同士のグループ・セラピーの実施が提案される (Ibid.: 192)。

最後に河野 (2015) は ASD 当事者の手記や当事者研究を参照し、TD 者は自己決定を任せることのできる〈身体〉を有しているのに対し、ASD 者の〈身体〉は「細かすぎるレベルでいちいち自己決定を自分に尋ねてくる」ような、「安心して任せることのできない」もので

あると述べる (Ibid.: 204-205)。これは、TD 者は喉が渴けば自然と飲み物を飲むことができるのに対し、ASD 者は誰かが声をかけてくれなければ飲み物を飲むことを忘れてしまうことをイメージすればわかりやすいだろう。ここから河野は、援助者が普段から ASD のある子どもと密接なコミュニケーションをとり、彼／女の「習慣を持った身体」のようになるように働きかけることを提案する (Ibid.: 207)。

中田、村上、河野はそれぞれ異なった形で ASD のある子どもの経験構造や〈身体〉を描き、それに応じた教育的働きかけを提案している。これらの差異は、一つは ASD のある子どもが多様な実態を持つこと、そしてもう一つは彼らが異なる現象学者に依拠したために生じたものであると考えられる。

例えば中田 (1984) が依拠したのは自然科学の視点や抽象化によって失われる以前の「生きられた経験」を重視したフッサールで、それゆえ彼／女らの経験の現れを規定する知覚や経験構造に焦点を当てたからだろうし、村上 (2008) が視線に着目したのは他者の顔、そして視線について考察を深めたレヴィナスに依拠したからであると考えられる。また、河野 (2015) が ASD のある子どもの〈身体〉、あるいは「習慣を持った身体」に注目したのは、〈身体〉について論を展開したメルロ＝ポンティに依拠したからであると整理することができる。

本節では ASD のある子どもの経験構造や〈身体〉を描き、そこから教師に対して教育的働きかけのあり方を提案する現象学的研究を概観した。本研究ではこれを「ASD のある子どもの現象学」と名づける。そして次節では ASD のある子どもではなく、ASD のある子どもと彼／女らに関わる大人の「関係」に焦点を当てた現象学的研究を見ていく。

(2) ASD のある子どもとの関係の現象学

ASD のある子どもと彼／女らに関わる大人の関係に焦点を当て、彼／女らへの支援を考察・実践したものとして、現象学を理論的な柱の一つとする小林・鯨岡 (2005) の「関係発達臨床論」がある。本研究の関心に照らして関係発達臨床論で注目すべきは以下の二つである。一つは、大人が子どもの情動をあたかも自分の情動であるかのように間主観的に把握することを重視していたことである。もう一つは、こうした大人と子どもの間主観的な関係により生じる正の循環の関係を発達の基盤にしていることである。

こうした前提の上で、鯨岡 (2005) は、ASD のある子どもの (行動) 障害の多くは生得的なものではなく、対人関係の中で作り上げられた「関係障害」(原文では「関係障碍」) であると主張する (Ibid.: 32)。例えば、母親と電車に乗るとパニックになってしまう ASD のある子どもの行動障害は、母親が自らの子どもを「意味不明の行動」を起こす存在であるとまなざす中で生じた緊張が子どもにも伝わったため作り上げられたと解釈される。そのため ASD のある子どもに関わる大人は、子どもの一見「意味不明の行動」に対してその子どもの情動を間主観的に把握することでその必然性を理解し (Ibid.: 28-29)、支援者が「馴染んだ他者」となって子どもの思いを受け止めながら支援者も自分の思いを伝えていくように

関わって正の循環の関係を築くことを提案する (Ibid.: 42-43)。

間主観的把握を重視する関係発達臨床論における理論的支柱としては、メルロ=ポンティが言及されている (鯨岡, 1999)。メルロ=ポンティは〈身体〉についてのみならず、フッサールの「間主観性」の批判的継承や、「間身体性」といった概念を生み出すことによって主体と主体の関係について論を展開したことで知られている。そのため関係発達臨床論が ASD のある子どもと彼／女らに関わる大人の関係について焦点化し、考察を深めることが可能であったのも、メルロ=ポンティに依拠したからであると考えられる。

このように ASD のある子どもと彼／女らに関わる大人の関係に焦点を当て、そこから彼／女らへの支援を導き出す現象学的研究を本研究では「ASD のある子どもとの関係の現象学」と名づける。

最後に次節では、ASD のある子どもに関わる実践者を概観する。そして本研究ではこれらの現象学的研究群を「ASD のある子どもと関わる実践者の現象学」と名づける。

(3) ASD のある子どもに関わる実践者の現象学

「ASD のある子どもに関わる実践者の現象学」は、主にフッサール、メルロ=ポンティ、そしてハイデガーに依拠して探究されてきた。

まずはフッサールを参照して行われた、Barnhart (2017) の研究である。そこでは ASD のある子どもと関わる教師に共通する経験構造が探求された。その結果、彼／女らが ASD のある子どもと関わる際に簡潔な指示を心がけていること、そして一貫したルーティーンを持つ構造化された教室を用意していることといった方略を採用していることが明らかになった。

メルロ=ポンティに依拠した研究では、特別支援教育ではなく学童保育の領域ではあるものの、田代 (2018) が ASD を含む言葉でのやりとりが難しい子どもと関わる保育士の〈身体〉についての現象学的探究を行っている。そこでは、四十年にわたり学童保育に携わってきた保育士の〈身体〉が、子どもの身体と「リズムが合う」ことによって、つまり連動、同調することで間身体的な器官として作動し、子どもの思いが言葉を経由することなく「わかる」と解釈されていた。

最後はハイデガーに依拠して行われた呉 (2023; 2024) の研究である。まず呉 (2023) では、ASD のある生徒と特別支援学校教師の授業場面における社会的相互作用が分析され、結果として以下の二点が明らかになった。一つめは教師が、ASD のある生徒を発達させること以上に、教師自身、ASD のある生徒、そして授業中に使用される「物」という様々な主体の意図や特性が満たされる授業の「枠」を生成することに関心を向ける世界に住み込んでいたことである。これに関連して二つめは、こうした適切な「枠」を生成するように〈身体〉に根ざした知性を発揮し、生徒との間に社会的相互作用を成立させていたことである。

次に呉 (2024) は、特別支援学校における生活場面における日常的なやりとりにおいて、教師がどのように ASD のある生徒と関係を深めているのかを分析した。そこで教師は、ASD

のある生徒の世界を変容させようとする〈身体〉を有しつつ、「正面」から ASD のある生徒の世界を変容させようとするのではなく、彼／女らの世界を尊重する「横並び」のような関係を基盤としながらも、自らのオリジナリティを侵襲性の低い形で発揮する「斜め」に立つような関わりによって関係を深めていたと解釈されていた。

上記の研究群に共通する特徴は ASD のある子どもと関わる実践者を対象とし、規範として機能する知ではなく、実践者がすでに行なっている実践において〈身体〉が前意識的に発揮している知を探究していることである。しかし、Barnhart (2017) や田代 (2018) が実践者の経験構造や〈身体〉を探究しているのに対し、呉 (2023; 2024) ではさらに実践者の〈身体〉に根差した知性の発揮が可能になる背景として機能する、実践者が住み込む「世界 (Welt)」(ハイデガー, 1927=2013) を探究することで、その背景を明らかにしているという差異がある。

(4) 本章のまとめ

本章では ASD 教育に焦点を当てた現象学的研究を概観し、「ASD のある子どもの現象学」、「ASD のある子どもとの関係の現象学」、そして「ASD のある子どもに関わる実践者の現象学」の類型を得た。

ここから本研究は以下の二つを提起する。一つは、「ASD のある子どもに関わる実践者の現象学」が ASD のある子どもと関わる実践者に対してより重要な示唆を与えるという主張である。

まず「ASD のある子どもの現象学」と「ASD のある子どもとの関係の現象学」に共通する図式は、「なぜ ASD のある子どもに関わる実践者は困難を覚えるのか」という問いを提起し、それに対する答えを提出することを通じて ASD のある子どもに対する望ましい教育的働きかけ——(研究者がそれを望んだがどうかを問わず) 実践者にとって規範として機能する知を提案することであった。

これに対し「ASD のある子どもに関わる実践者の現象学」では、「なぜ通常は関わるのが困難とされる ASD のある子どもに対して、ある実践者は関わる事ができているのか」が探究され、実践者が既に発揮している〈身体〉に基づいた知を学ぶことが目指されていた。

本研究ではこうした〈身体〉に基づいた知が ASD のある子どもと関わる実践者に対してより重要な示唆を与えると考える。なぜなら、意思疎通困難な他者とのコミュニケーションは実践者自身もはっきりと自覚できないままに前意識的に成立している場合が多く (西村, 2018)、必ずしも「望ましい教育的働きかけ」という意識的な働きかけは必要ではないと考えられるからである

もう一つは、ハイデガーに依拠した研究の重要性である。「ASD のある子どもに関わる実践者の現象学」において、フッサールやメルロ=ポンティに依拠して ASD のある子どもと関わる事ができる実践者の〈身体〉に根差した知性を探究する研究群と、ハイデガーに依拠して彼／女らの〈身体〉に根差した知性とその背景を探究する研究群があった。ここで、ASD

のある子どもに対する効果的な唯一の教育的働きかけは存在せず、目の前の子どもの実態に合わせた教育的働きかけを考案する必要があると指摘されている（Odom et al., 2012）ことは重要な意味を持つ。つまり実践者にとっては、ある実践者がどのような〈身体〉に根差した知性を発揮したのかを知ることのみならず、そうした〈身体〉に根差した知性の発揮がなぜ可能となったのかという背景を知ることが、目の前の ASD のある子どもの多様な実態に応じた教育的働きかけを考案する上でより有益であると考えられる。

上記の二点を踏まえ、本研究では ASD のある子どもに関わる際に発揮された、ある特別支援学校教師の〈身体〉に根差した知性とその背景としての世界を、ハイデガーの現象学に基づいて探究することを目的とした。

これまでの先行研究の整理を示したのが表 1 である。

表 1 ASD 教育の現象学の類型化

	論者	対象	依拠する現象学者	研究主題	実践への示唆
ASD のある 子どもの現象学	中田	ASD のある子ども	フッサール	経験構造	規範として機能する知
	村上	ASD のある子ども	レヴィナス	視線	規範として機能する知
	河野	ASD のある子ども	メルロ=ポンティ	〈身体〉	規範として機能する知
ASD のある 子どもとの 関係の現象学	小林・鯨岡	ASD のある子どもと 大人の関係	メルロ=ポンティ	間主観性 ・間身体性	規範として機能する知
ASD のある 子どもに関わる 実践者の現象学	Barnhart	実践者（教師）	フッサール	経験構造	実践者の〈身体〉に 根差した知性
	田代	実践者（保育士）	メルロ=ポンティ	〈身体〉	実践者の〈身体〉に 根差した知性
	呉	実践者（教師）	ハイデガー	世界	実践者の〈身体〉に 根差した知性と その背景

2. 研究方法

（1）研究協力校と研究協力者

西特別支援学校（以下、固有名詞は全て仮称）の中等部担任の酒井先生に研究協力をいただいた。西特別支援学校は子どもを中心に置いた教育実践を大切にしている。ある年の実践検討会における「子どもたちが大人しく授業に参加していたら、むしろ私は不安になる。子どもたちにはしっかりと自分のやりたいことを主張して私たちにぶつかってきてほしい。」という発言はその象徴である。

研究協力者の選定にあたっては、西特別支援学校の副校長と研究主任を務める教員の両

者に執筆者の研究関心を伝え協議を重ねた。その結果、ASDのある生徒であったカナさんとの関わりが印象的だった、教員歴・研究実施校への勤務が共に十一年の酒井先生を紹介していただいた。その後、執筆者からも酒井先生に研究関心を伝え、研究協力を承諾していただいた。酒井先生は五十代の女性で、四十代で教員になるまでは民間企業で事務の仕事をされていたが、その後教員免許を取得したという経歴を持つ。西特別支援学校へは教員免許を取得してすぐに着任された。

酒井先生がカナさんの担任をしたのは、酒井先生が西特別支援学校に着任して六年目、カナさんが中学三年生の時であった。当時のカナさんは、一つの活動を始めるとなかなか自分で区切りをつけて終えることができない、突然以前にあった嫌なことを思い出して他の生徒を殴ってしまうなどの課題があった。しかし、自分が嫌だと思ふ活動には自分の意思をはっきりと表明して参加しない、自分の好きな世界を表現することはできるなど、自分の軸をしっかりもった生徒であったという。

(2) 手順

インタビューは20xx年6月と20xx+1年2月にオンライン形式で実施した。第一回では「印象に残っているASDのある生徒との関わりについて自由に語ってください」などを質問の糸口とし事例やその時に生じた気分について語っていただいた。第二回は酒井先生に執筆者の解釈を確認していただきながらインタビューを行った。インタビューは全て録音され、逐語記録が作成された。時間は第一回が約一時間、第二回が約二時間であった。

(3) 研究方法論と分析方法

『存在と時間』においてハイデガー(1927=2013)は、実践者の日常的に発揮される技能は実践者の存在の内に常に既に埋め込まれていると述べている。これは、熟練した大工がハンマーを使用する際に使用の方法についてあれこれ熟慮することなく、端的に使いこなしている姿をイメージするとわかりやすいだろう。

ドレイファス(1991=2000)はこうしたハイデガーの思想を発展的に継承し、実践者の技能を探究する現象学を提唱した。ここで重要視されるのが、表象を経ない実践者の端的な行為、あるいは習慣として発揮される「振る舞い(Practices)」としての実践と、それを可能にする背景としての「世界」である。つまり、「現存在(Dasain)」は振る舞いを可能にする背景としての世界に住み込んでいる「世界内存在(In-der-Welt-Sein)」であり、実践者の技能を探究するためには彼／女らの住み込む世界の構造を明るみに出すべきだと考えたのである(Ibid.)。

現存在である実践者は、常に既に自らの存在を解釈し開示しているため、彼／女らの世界の構造は例えば実践者の語りのうちに常に既に現れている。しかしそれはぼんやりとした「前存在論な存在了解」であるため、解釈を通じてそれらを明るみに出す必要がある(Ibid.)。

本研究ではこうした解釈の際、以下の二つに依拠して分析を行った。一つめは、「道具

(Zeug)」である。ハイデガーによれば道具とは「何々をするための何か」であり、そういった様々な形での「何々をするための何か」がまとまって、一つの「道具立て全体」を構成する(ハイデガー, 1927=2013: 98)。そしてその道具立て全体は何らかの「帰趨(Bewandtnis)」に納まる世界を構成しており、現存在は道具の使用に熟達する中でその世界へ参入していく。つまり、現存在がどのような道具と、どのように「交渉(Umgang)」しているのかを分析することで、その現存在の在り方に接近することができるのである。例えばハンマーは「風雨を防ぐ」という帰趨に納まる世界の一つの道具として存在しており、大工はそれをよどみなく使用する中で自らが住み込んでいる世界を開示している(Ibid.: 122)。

よく知られているように ASD のある子どもは特定のモノ——道具へ強い執着を持つ。そのため、ASD 教育において重要な役割を果たす道具を現象学的に考察することは、特別支援学校教師の技能を探究する上でも有用であると考えられる。

二つめは現存在が抱く「気分(Stimmung)」である。ハイデガー(1927=2013)は、気分こそが現存在の世界の構造を開示すると述べる。それは気分が、「認識や意志に先立ち、またそれらが開示しうる範囲を超えて」、「気がつけば自分はどうこうである」という根源的な形でその現存在の世界を開示するからである(Ibid.: 204)。例えば、大工がどのような木材やハンマーを前にすると上機嫌／不機嫌になるかは、大工にとってそれらがどのような存在であるか、また自分はそうした道具立て全体の中にどのように位置づいているのかといったことを自ずと明らかにする。

道具への着目は呉(2024)において背景化しており、呉(2023)においても授業を共に作るアクターとして言及されているものの、教師の世界を開示するものとしては扱われていない。さらに気分は呉(2023; 2024)においてほとんど言及されていない。そのため、道具や気分に着目して教師の世界を開示しようとする本研究の試みは、呉(2023; 2024)とは別の角度から教師の世界を探究することで、ASD のある子どもと関わる教師の世界を多面的に描くことを可能にするだろう。

具体的な分析方法については、ドレイファスの現象学を看護領域における経験的な研究で発展させたベナー(1994=2006)を参考に以下のように行った。まず物語の全体的な理解のために全てのインタビューテキストを読み込んだ。そしてより詳しい解釈のためにある話題——後述する酒井先生とカナさんの関係が深まっていくプロセスを選び出して焦点を当てた。最後に、道具や気分を手がかりに部分的なテキストから全体的なテキストを行き来し、浮かびかがってきたテーマをもとに酒井先生の世界を解釈した。また解釈は第二回のインタビューで酒井先生と共に検討することでその妥当性を高めることを目指した。

本研究は西特別支援学校に設置されている機関内審査委員会において倫理が検討され承認された(承認番号:126)。ここでは研究協力者と事例に登場する生徒の匿名性を保つこと、いつでも研究を中止できることが確認された。酒井先生に書面と口頭で本研究の目的と個人情報保護について説明し、それぞれ同意を得た。

3. 結果

酒井先生がどのようにカナさんに関わっていったかに焦点を当てて分析を行った。具体的には、酒井先生とカナさんの関係が深まっていくプロセスに注目した。なぜなら酒井先生がどのようにカナさんと関係を深めていこうとしているのか、また関係が深まるとはどのようなことであると感じているのかを探究することが、酒井先生の〈身体〉に根差した知性とその背景としての世界を明るみに出す上で重要な視点を提供したからである。

結果として《カナさんから背中を向けられている段階》、《カナさんに付き合っている段階》、そして《カナさんと一緒に創造する段階》がテーマとして浮かび上がってきた（このようにテーマは《》で表記する）。加えて語り内の（）は執筆者による補足を、（...）は省略を、①と②はインタビューが行われた回を、**太字**は執筆者の強調をそれぞれ意味する。

(1) 《カナさんから背中を向けられている段階》

酒井先生がカナさんに関わり始めた当初、酒井先生はカナさんが自分を含む教師たちに「背中を向け」ていたと語る。

(ASD のある生徒は) 自分の好きなことを、あんまり人と一緒にやろうっていう構えがなかなかない子が多いかなってすごく思うんですね。(...)

後ろに先生が来ると、自分が今楽しんでいること邪魔されるんじゃないかっていう感じで背中を向けられるっていう。なかなかスタートから一緒にやりましょうっていうのは難しいっていうか。人は自分のことを、自分の世界を邪魔する存在になってると思ってる子が多いんじゃないかな。(語り 1) ①

発達心理学において TD の子どもは「自分の好きなこと」を他者と共有しようとする「共同注意 (Joint Attention)」が幼児期から見られ、これにより自分—他者—対象の三項関係が成立することが知られている (Tomasello et al., 2005)。こうした三項関係において、子どもは対象とのやり取りに閉じることなく大人とも対象を共有する中で視線が交わっている状態であると整理できよう。

これに対し、ASD のある子どもは共同注意の理解と産出に障害があることが知られている (別府, 2001)。つまり、ASD のある子どもは、他者と視線が交わることに恐怖を感じる人が多いため (村上, 2008)、対面する対象と直接のやり取りのみを行う自分—対象に閉じた二項関係の世界を生きることを好むのである。カナさんの「自分の好きなことを、あんまり人と一緒にやろうっていう構えがなかなかない」様子も、カナさんが二項関係の世界を生きることを好むために生じていると考えられる。つまり、「背中を向けられる」状態とは、カナさんが自分と対象のみの閉じられた世界で生きようとする際に酒井先生が感じるものであると考えられる。

興味深いのはこの段階において酒井先生が「せっかく人と人が出会ったんだから一緒に面白いことやりたいのに、拒否されているみたいで辛い」（語り 1.1）②という気分を抱いたことである。では、酒井先生の抱いた「辛い」という気分はどのように酒井先生の世界を開示しているのだろうか。

ASD 教育では、ASD のある子どもの能力の欠陥に焦点を当ててそれを補償しようと、彼／女らを客体とみなす実践が多いことが指摘されてきた（Conn, 2018）。これに対し、酒井先生の「人と人が出会ったんだから一緒に面白いことをやりたい」という発言は、酒井先生がカナさんを客体ではなく、「一緒に面白いこと」をする主体であると捉えている点に特徴がある。それは酒井先生の「（私とカナさんは）教師と子どもだけれども、やっぱりベースっというか、本来元々そこにあるのは人と人なんだよね。」（語り 1.2）②という発言にも顕著に現れている。つまり、酒井先生はカナさんを客体ではなく、「人」という主体として捉えている世界に住み込んでおり、だからこそ視線が交わらず、自分がカナさんの世界から疎外されたことを「辛い」と感じたのだと考えられる。

また酒井先生は、カナさんが自分のことを「自分が今楽しんでいること」、あるいは「自分の世界」を「邪魔する存在」として捉えていると感じている。このように酒井先生はカナさんの世界から疎外されていても、カナさんの情動の間身体的に把握している（小林・鯨岡, 2005）、あるいはしようとしているように思われる。そしてこうしたカナさんの情動の間身体的な把握は、次節以降の関係に深く関わっている。

（2）《カナさんに付き合っている段階》

カナさんの情動の間身体的把握を志向する酒井先生は、カナさんとの「距離感」を縮めたい、あるいは「関係をつくりたい」と考え、「何好きなんだ何好きなんだ」とカナさんの好きなものの「リサーチ」をはじめめる。

どうやったら（カナさんとの）距離感が縮まるかなっていうところでは、とことん彼女が好きなものは何かなってというのが、リサーチするっていう感じで。（…）

私も関係をつくりたいからっていうことで、彼女の好きなことをいっぱいいっぱい、一緒にやろうやろう、やっていきたいってやっていくわけなんですけど。（語り 2）①

「リサーチ」は、「その子が今すごい夢中になってるそれって、どんな世界なんだろうっていうことへの興味」（語り 2.1）②によって始まる。つまり、ここで酒井先生は、カナさんが住み込んでいる世界を、カナさんの「好きなもの」に焦点を当てることで理解しようとしている。

ここで注目すべきは、酒井先生のカナさんの世界に対する理解が、単に表象的なものにとどまっていないことである。そこで行われていたのは、「彼女の好きなことをいっぱいいっぱい、一緒にやろうやろう」と繰り返しのリズムで語られるように、カナさんの「好きなこ

と」酒井先生自身もやることで両者の〈身体〉のリズムを同調させ（田代, 2018）、カナさんの情動を間身体的に把握する形でなされる世界の共有である。

こうしたやりとりを通じ、酒井先生はカナさんが絵本を作ることが好きであることに気がつき、それを一緒にやるようになっていった。

カナさんと私は、絵を描きながらお話、ストーリー作りをするようになったんですけど、そこでいつも出発は三匹の子豚の話だったりとか、そこから始まって最後こういう終わり方をするというのがいつも決まってるんです。（語り 3）①

こうして、酒井先生とカナさんは始まりと終わりが決まっている一定程度定形化された絵本を作るという実践（以下、定形の絵本作り実践）を何度も繰り返すことになった。それはこの短い語りの中で「いつも」が二回も繰り返されていることから垣間見えるように、ある種の常同的な——呉（2024）の事例にも現れていた変化の少ない円環のように時間が流れていたことが推測される。このようにカナさんの好きなことを酒井先生も一緒になって繰り返し行うようになった段階を《カナさんに付き合っている段階》と名付けよう。そして、定形の絵本作り実践を何度も繰り返すうちに、酒井先生はカナさんが登場人物の服に変化を持たせていることに気がついた。

彼女はもともとあるベースのストーリーを沿いながら、（キャラクターの服を）自分の好きな服にしていっていったりするんですよね。（...）ストーリーに沿いながら彼女は彼女なりのアレンジを加えて、エプロンを着せるとか、自分の好みの衣装を着せるとかっていうことをやってるんだなって。（語り 4）②

酒井先生はカナさんが絵本に登場するキャラクターに「自分の好きな服」や「自分の好みの衣装」を着せていることに気づく中で、カナさんの住み込んでいる世界を、モノを頼りに理解しようとしている。よく知られているようにハイデガー（1960=2008）は、例えば農夫の靴といった、彼に馴染み深い道具を解釈することで彼の世界を開示することができる」と述べた。「靴という道具の履き広げられた内側の暗い開口部からは、労働の歩みの辛苦」等が示されており、つまるところ「この道具を貫いているのは、泣き言を言わずにパンの確保を案ずることであり、困難をまたも切り抜けた言葉にならない喜び」（Ibid.: 42-43）であるというように。酒井先生も同様に、カナさんに馴染み深い道具——絵本に登場するキャラクターの「服」や「衣装」を通じて、彼女の世界を理解しようとしていることがわかる。

こうして酒井先生はカナさんの世界を理解し、定形の絵本作り実践を繰り返し続けた。そしてそれは酒井先生に背中を向けていたカナさんの中に「（酒井先生は）自分の世界を大事にしてくれてるんだなっていう信頼感」（語り 4.1）②を醸成していく。しかし酒井先生はカナさんと定形の絵本作り実践をしていくだけの関係に次第に「つまんない」という

気分を覚えるようになっていった。

(カナさんと定形の絵本作り実践をしているだけだと) なかなかもう一步踏み込めてないような感じが。付き合ってる感っていうのが、自分を客観的に見て付き合ってる感を感じてるんだろうなと思います。(…)

彼女の作る世界に付き合う、それも面白んだけど、何か違う世界も作りたいなと思って、何でしょう、私がそこでもう、そこにとどまってるのがつまんないなっていうか。
(語り 5) ①

カナさんの好きなことに「付き合ってる」時、酒井先生は「自分を客観的に見て」しまっている状態である。この時、酒井先生はカナさんとのやり取りに没入できておらず「一步踏みこめてない」と感じ、このような関係に「つまんない」という気分を抱くようになる。

ここでは酒井先生の抱いた「つまんない」という気分はどのように酒井先生の世界を開示しているのかを見ていこう。まず《カナさんに付き合っている段階》において、酒井先生はカナさんの好きな対象を共有している。そのためここにおいてカナさんは、対象と自分のみが存在する二項関係の世界からは抜け出していると考えられる。

しかし、この段階では酒井先生とカナさんと視線は交わっておらず三項関係は成立していない。なぜなら、視線が交わるためには酒井先生がカナさんに対して他者として現前していなければならないにもかかわらず、酒井先生は「彼女の作る世界に付き合う」だけで、カナさんに対する他者としては実存していないからである。

このように《カナさんに付き合っている段階》において、酒井先生は他者ではなく、むしろカナさんの「作る世界」を構成する一部——カナさんの絵本を作るという帰趨に納まる世界を円滑に成立させるための道具のように現前している。このように酒井先生はカナさんの「作る世界に付き合う」のみならず「人と人」(語り 1.1)としてカナさんに対して他者として現前しながら共に「違う世界」を作りたかったにもかかわらず、人と道具であるような関係に「とどまっている」状況に対して「つまんない」という気分を覚えたのだと考えられる。

以上より、《カナさんに付き合っている段階》において、カナさんは対象と自分のみの二項関係の世界からは抜け出しているものの、酒井先生が他者ではなく道具のように現前している状態、いわば不完全な三項関係の世界を生きっていると整理できよう。

(3) 《カナさんと一緒に創造する段階》

そして、《カナさんに付き合っている段階》を「つまんない」と感じた酒井先生は、次第に定形の絵本作り実践に「バリエーション」を入れていくようになっていった。

つまんなくなるから、私も一緒にもっとはじけたいみたいなどころになって、バリエーションを入れていくんですよね。(…)

いつもならこういう話の展開をしてっていうときに、この人はこういうレースの付いたブラウスを着ていたんですとかっていうところを、何色と何色と何色のチェックのシャツを着ていましたみたいな感じで、これはカナさんが好きだろうなって思う色とかそれを選びながらなんですけど、ちょっと吹っかけてみるっていうか、提案してみるっていうか、新しいものをちょこっと入れてみるんですよね。(語り 6) ①

酒井先生の「つまんない」状況を打開する契機になるのが、酒井先生がカナさんに「カナさんが好きだろう」と思う「新しいもの」を「吹っかけてみる」という行為である。これは酒井先生が自分自身の世界をカナさんへと投げ出すことを意味する。そしてここで語られた「吹っかけてみる」という行為——あるいはハイデガー (2013/1927) の用語で言えば「投射 (Entwurf)」することの特徴は、安定した状況から不安定な状況へと自らを投げ出すことである。酒井先生がカナさんに対して道具のように在る時、酒井先生はカナさんの世界の中で安定している。しかし、こうした人と道具の関係は、酒井先生が理想とする「人と人」(語り 1.1) の関係が成立していない。ここで酒井先生は自らをカナさんのやりたいことを叶えるだけの道具ではなく、「人」としてカナさんに視線を向ける。それはカナさんの世界に付き合うだけでなく、「自分の好きなものもちろめ寄る感じ」(語り 6.1) ②で、カナさんに対して他者として現前するように関わることである。もちろん、次の語りに見られるように酒井先生の投射はカナさんに「受け入れる場合、受け入れない場合がある」(語り 7)。こうした不確実性を孕むため、酒井先生は「吹っかけてみる」という不安定な状況を想起させる表現で語ったと考えられる。

さらに、「吹っかけてみる」という語りの前後には「ちょっと吹っかけてみる」、あるいは「新しいものをちょこっと入れてみる」というように、少ない程度を表す副詞が併せて使われていることにも注目したい。ここからは、酒井先生が投射の際に、自分自身の世界をなるべく侵襲性の低い形で発揮する(呉, 2024)ように——例えば「カナさんが好きだろうなって思う色」を提案するという形で心がけていることが読み取れる。

そして、このように酒井先生がバリエーションを入れていくと、これまでになかった絵やストーリーが出てくることがあった。ここで酒井先生はカナさんと関係が深まったと感じ「ワクワク」したという。

バリエーションを入れた時にカナさんもいつもと違う、自分のお気に入りの服だったのにいつもと違うアレンジを入れられても、それをいったん聞く耳を持てるっていうか聞いてくれて、面白いと思ったらそのまま彼女はつないでいってくれる。その話を聞きながら、なるほどっていう感じのまなざしをしながら、自分の好きな色に、そのチェックのシャツの色を塗っていったりして。いったらいつもと違う絵になっていくんですね。（…）

受け入れる場合、受け入れない場合があるんですけど、それをお互いが両方から吹っかけ合いながら、新しい絵とかストーリーができてくるっていうのがすごい面白かったんです、私自身。ワクワクするというか。（…）そういう活動が二人の間に生まれたなっていうときに、関係が深まったんだなって。（語り 7）①

ここでは酒井先生とカナさんが、互いの好きなもの、面白いと思うものを「両方から吹っかけ合い」、両者が相互作用を起こすことで、これまでなかった「新しい絵とかストーリー」が生まれることが語られている。このように、カナさんと酒井先生と一緒に新たな作品を生み出す段階を《カナさんと一緒に創造する段階》と名づける。酒井先生はこの段階において「ワクワク」したと述べており、前節のような自分を客観的に見て一步引いている状態ではなく、この実践に没入していたことがわかる。

ここで「ワクワク」という気持ちが生じたのは、ここにおいて三項関係が成立し、酒井先生とカナさんの視線が交わったためだと考えられる。なぜならカナさんは絵本という対象とのやり取りのみならず、他者として現前した酒井先生の世界——「バリエーション」を「なるほど」と受け入れ、それを「つないで」「いつもと違う絵」を展開しているからである。ここでカナさんは、対象とやり取りしながら、それに閉じることなく他者とも対象を共有している状態、すなわち視線が交わっている状態である。

つまり、《カナさんと一緒に創造する段階》において、酒井先生がカナさんに対して他者として現前しつつも絵本という対象を共有しながら視線が交わっているのである。ここにおいて酒井先生が目指していた「人と人」（語り 1.1）の関係が実現され、「ワクワク」という気分が生起したと整理できよう。

4. 考察

結果は以下のようにまとめられる。酒井先生と出会った頃のカナさんは、教師に背中を向け、対象と自分のみが存在する二項関係の世界を生きていた。そのため酒井先生はカナさんの世界から疎外され「辛い」と感じていた（《カナさんから世界を向けられている段階》）。ここで酒井先生は、カナさんに信頼してもらうためにカナさんの世界に付き合う。しかしこの段階の酒井先生はカナさんに対して道具のように在るため、「つまんない」という感情を抱く（《カナさんに付き合っている段階》）。そこでの酒井先生はカナさんに他者として現前しておらず、三項関係は不完全なものとなっている。そのため酒井先生はカナさんの世界に

付き合いつつ、自らの世界を投射しバリエーションを出すようになる。そして、そのバリエーションがカナさんに受け入れられた時、両者の間にこれまでなかった新しい作品が創造され、酒井先生は「ワクワク」する（《カナさんと一緒に創造する段階》）。以上をまとめたのが表 2 である。

表 2 結果のまとめ

関係の深まり	三項関係	酒井先生の気分	カナさんに対する 酒井先生の在り方
《カナさんから背中を 向けられている段階》	不成立 (二項関係)	辛い	疎外
《カナさんに 付き合っている段階》	不完全に成立 (他者の不在)	つまんない	道具的
《カナさんと一緒に 創造する段階》	成立	ワクワク	他者として投射

まず酒井先生は、酒井先生自身とカナさんを「人と人」という主体同士として捉えた上で「一緒に面白いこと」をすること（語り 1.1）、具体的には両者が相互作用を起こす中でこれまでなかった新しい作品を作ること志向する世界に住み込んでいると考えられる。これは「ASD のある子どもの現象学」と比較することでその特徴を際立たせることができる。酒井先生も「ASD のある子どもの現象学」と同様、カナさんのことを「リサーチ」し（語り 2）、理解しようとしている点では共通している。しかし、その理解の探究は、例えばカナさんの経験構造や〈身体〉がいかに TD の子どもと違い、そしてそれに応じてどのように関わればよいかという形で動機づけられてはいなかった。酒井先生はカナさんの「好きなもの」（語り 2）に焦点を当て、カナさんの「好きなもの」（語り 2）と「自分の好きなもの」（語り 6.1）の相互作用を起こし、これまでになかった新しい作品を作ること動機としてカナさんを理解しようと関わっていた。

さらにこうした関わりを実現させるため、酒井先生はカナさんの世界を理解する際や、自らの世界をカナさんに投射する際に、道具を媒介として関わるように〈身体〉に根差した知性を発揮していた（語り 4）。これまで通常教育のみならず ASD 教育においても対話の重要性が指摘されてきた（Conn, 2018）が、酒井先生はカナさんと言語実践に依拠する対話をすることなく彼女を理解しようとする特徴があった。つまり、本事例からは、他者と視線が交わることが苦手な ASD のある生徒に対して、言語実践に依拠する対話に限らない形で ASD のある生徒を理解することが重要であることが示唆されている。さらに、こうした理解を通じてカナさんとの信頼関係を作った酒井先生は、自らの世界を投射する際に、いつもと違う「バリエーション」の服を提案するというように、道具を媒介とすることでカナさんと直接視線が交わることなく相互作用を成立させている（語り 7）。つまり、《カナさんと一緒に創

造する段階》における三項関係は、道具を介し酒井先生の視線の強度を弱めたことにより成立したと考えられる（語り 7）。

ここから酒井先生の〈身体〉は、視線が交わることが苦手なカナさんに対し、それでも他者として現前した上で相互作用を行うという隘路を、道具を介することで解決していたと整理できよう。これらは「ASD のある子どもとの関係の現象学」との比較することでその特徴が顕著になる。つまり鯨岡（2005）では大人—子どもの二項関係における間主観的な理解が前景化していたのに対し、酒井先生はここに道具という対象を介した三項関係においてカナさんを理解し、相互作用を成立させていたのである。

以上により酒井先生は、カナさんと相互作用を起こして新しい実践を生み出すことを志向する世界に住み込んでおり、また道具を介してそれを成立させるように〈身体〉に根差した知性を発揮していたとまとめることができる。ただし、道具を介してカナさんとの相互作用の中で新しい実践を生み出すという〈身体〉に根差した知性は、（道具——モノが ASD のある子どもに対する教育において重要だという前提はありつつも）絵本が好きなカナさんが相手だからこそ発揮されたと解釈すべきだろう。むしろ酒井先生の実践を支える背景は、相互作用を起こして新しい実践を生み出すことを志向する世界に住み込んでいることであり、それを実現するための一つの現れとして道具を介して相互作用を成立させるような〈身体〉があったと考えられる。そのため、カナさん以外の ASD のある生徒に対してはまた異なる〈身体〉に根差した知性を発揮したことが予測される。

このように本研究では、ASD のある子どもと関わる実践者の現象学の中でも、経験構造や〈身体〉を対象として何が教育的働きかけとして有用なのかという結果を明らかにするのみならず、そうした〈身体〉に根差した知性の発揮がなぜ可能となったのかという背景を、道具や気分といったこれまで焦点化されてこなかった側面から明らかにした点に新規性が認められるだろう。

謝辞

インタビューに快く協力してくださった酒井先生をはじめ、いつもあたたかく迎えてくださった西特別支援学校の先生方や児童・生徒の皆様、そして保護者の皆様に感謝申し上げます。本論文の執筆にあたっては神戸大学の稲原美苗先生や神奈川工科大学の小田切祐詞先生からご指導やご助言をいただきました。また日本現象学・社会科学会第四十回大会や第一五九回臨床実践の現象学研究会での発表の機会から多くを学びました。本当にありがとうございました。最後に、本研究は公益財団法人倶進会の助成を受けて実現しました。重ねてお礼申し上げます。

付記

本論文は神戸大学大学院人間発達環境学研究科に提出した博士論文(令和五年度)の一部を加筆修正したものです。

文献

- Barnhart, Ramona, 2017, *A phenomenological study of elementary teachers of autism spectrum disorder students: common lived experiences* (Doctoral dissertation). Retrieved from https://media.proquest.com/media/hms/ORIG/2/2xWkH?_s=o7MNklS1q8RPdHr8Z9YHajX40SM%3D (2024年2月29日閲覧) .
- 別府哲、2001、『自閉症幼児の他者理解』ナカニシヤ出版.
- Benner, P, 1994, “The tradition and skill of interpretive phenomenology in studying health, illness, and caring practice”. in Benner, P.(Eds.), *Interpretive Phenomenology: Embodiment, Caring, and Ethics in Health and Illness*, 99-128. California: SAGE Publications, Inc. (相良・ローゼンマイヤーみはる監訳、2006、『健康・病気・ケアリング実践についての研究における解釈的現象学の流儀と技能』、『ベナー解釈的現象学——健康と病気における新体制・ケアリング・倫理』、93-118. 医歯薬出版.
- Conn, Carmel, 2018, “Pedagogical intersubjectivity, autism and education: Can teachers teach so that autistic pupils learn?”, in *International Journal of Inclusive Education*, 22 (6) , 594-605.
- Dreyfus, Lederer Hubert, 1991, *Being-in-the-World: A commentary on Heidegger's Being and Time, Division I*. The MIT Press. (門脇俊介監訳、2000、『世界内存在 : 『存在と時間』における日常性の解釈学』産業図書) .
- Heidegger, Martin, 1927, *Sein und Zeit*, Max Niemeyer. (高田珠樹訳、2013、『存在と時間』作品社) .
- 同、1960, *Der Ursprung des Kunstwerkes*. Philipp Reclam jun. (関口浩訳、2008、『芸術作品の根源』平凡社) .
- 小林隆児・鯨岡峻、2005、『自閉症の関係発達臨床』日本評論社.
- 河野哲也、2015、『現象学的身体論と特別支援教育：インクルーシブ社会の哲学的探究』北大路書房.
- 鯨岡峻、1999、『関係発達論の構築：間主観的アプローチによる』ミネルヴァ書房.
- 同、2005、『関係発達について』、小林隆児・鯨岡峻編『自閉症の関係発達臨床』、1-46. 日本評論社.
- 呉文慧、2023、『教師はどのようにASDのある生徒と社会的相互作用を成立させているのか：授業の「不調」場面に焦点を当てた現象学的探究』、『質的心理学研究』第22巻、7-24.
- 同、2024、『特別支援学校教師はどのように自閉症のある生徒に関わっているのか：教師の実践知に対する現象学的探究』、『臨床実践の現象学』第6巻、1-16.
- 村上靖彦、2008、『自閉症の現象学』勁草書房.
- 同、2021、『ケアとは何か』中央公論新社.
- 中田基明、1984、『重症心身障害児の教育方法：現象学に基づく経験構造の解明』東京大学出版会.
- 西村ユミ、2018、『語りかける身体：看護ケアの現象学』講談社.
- Odom, Samuel., Hume, Kara., Boyd, Brian., & Stabel, Aaron., 2012, “Moving beyond the intensive behavior treatment versus eclectic dichotomy: evidence-based and individualized programs for learners with ASD”, in *Behavior Modification*, 36(3), 270–297.

自閉症スペクトラム症のある子どもと関わる特別支援学校教師の現象学
—「世界」、「道具」、「気分」に着目して—

田代和美、2018、「保育者は子どもの思いをどのように感じているのか：障がいをもつ子どもとのかかわり
についての保育者の語りから」、『日本家政学会誌』、第 67 巻、515-525.

Tomasello, Micheal., Carpenter, Malinda., Call, Josep., Behne, Tanya., & Moll, Henrike., 2005 “Understanding and
sharing intentions: The origins of cultural cognition”, in *Behavioral and Brain Sciences*, 28(5), 675-691.

(くれぶんけい・田園調布大学)

エディット・シュタインにおける「心的なものの因果性」の問題
——レアルな生状態と生感情の告知——

Das Problem von "Psychische Kausalität" bei Edith Stein:
Die Bekundung von realer Lebenszustand und Lebensgefühl

中川 暖
Dan Nakagawa

要旨

本論文は、エディット・シュタインにおける「心的なものの因果性」の概念の位置付けを再検討することにある。たとえば、私に突如として引き起こされる高揚感や疲労感のような「心的な状態」の要因は、どのように捉えられるであろうか。シュタインは、心的な状態をレアルな生状態（生命力）による生感情の告知という現象として捉えた。また、その現象は「因果性」と「動機付け」との間の境界にある特定の心的な状態として考察される。本論文では、心的なものの因果性の概念を、生状態としての「レアルな自我」の告知としての生感情において捉え直すことにする。その際に、テオドル・リップスとアレクサンダー・プフェンダーの感情論との思想的な接続を考察することで、リップス学派及びミュンヘン・ゲッティンゲン学派が主に提示した現象学的实在論の中に、シュタインの現象学を位置づけることにする。

はじめに

エディット・シュタイン (Edith Stein, 1891-1942) は「心的なもの (Psychisches) ¹」の概念をどのように捉えていたのか。シュタインは、1917年の博士論文である『感情移入の問題について』(ESGA6:1917) や 1918-1922年の『心理学と精神科学の哲学的基礎づけに関する寄与論稿』(ESGA6:1918-1922、以下『寄与論稿』)の第一部「心的なものの因果性, „Psychische Kausalität“」において、心的なものを「心的なものの現実性 (psychische Wirklichkeit)」という階層構造にて分析している。その階層構造とは「心理物理的個体 (psychophysisches Individuum)」における「心 (Seele)」、「意識 (Bewußtsein)」と「意識流 (Bewußtseinstrom)」、「生感情 (Lebensgefühl)」と「生状態 (Lebenszustand)」を重層的に捉えたものである。シュタインにおける「心的なもの」に関する議論は、フッサールの超越論的観念論に対する批判的な見解が示されつつ、フッサール現象学とは別の潮流として見出された、リップス学派及びミュンヘン・ゲッティンゲン学派が主に展開した「レアルな心的なもの」に関する感

¹ シュタインにおける「心的なもの」はコンラート＝マルティウスから援用された術語であり、精神や身体とは区別された特異な事象である。心的なものは心理や靈魂という概念規定では表現できないものである (MacIntyre, 2006/2007: 110)。

情論からの影響を受けている。特に、テオドル・リップス (Theodor Lipps, 1851-1914) やアレクサンダー・プフェンダー (Alexander Pfänder, 1870-1941) における感情論との接続は想定される。

本論文で着目したいのは、シュタインが「心的なものの因果性²」を構成する「心的なもの」と「因果性」という内容の異なる二つの術語を結合させており、両者がどのように連関しているのかを模索している点である。心的なものは「身体 (Leib)」と「精神 (Geist)」の間に存在する。身体は「因果性 (Kausalität)」の連関によって支配された自然的世界、精神は「動機付け (Motivation)」の連関によって支配された精神的世界に組み入れられており、心的なものは、因果性と動機付けの相互作用のうちに位置づけられる。本論文の目的は、シュタインがどのように「心的なものの因果性」を分析したのかを、リップスやプフェンダーの感情論を援用することで明らかにすることである。

1. フッサールとシュタインにおける「意識と心的なものの境界線」の問題

(1) 因果性と動機付けの境界線

因果性と動機付けの境界線は、シュタインが編纂した『イデーンII』(IV) の中で主題的に説明を試みていることは周知されている³。それ以前の『イデーンI』(III/I) の第47節の脚注では、因果性と動機付けの境界線は以下のように記述されている⁴。

動機付けというこの現象学上の根本概念は、純粋な現象学領域を切り離して取り出すという、『論理学研究』において行われた事柄と結び付いて、直ちに私にとって生じてきた根本概念であり—しかもそれは、超越的な実在領域に関係する因果性という概念と対立するものとして、生じてきたのだが—、この根本概念は、我々が例えば

² 「心的なものの因果性」の概念に関する先行研究を整理しておきたい。第一に、マッキンタイア (2006/2007) の研究では、心的なものの因果性を外部からの影響や結果としてのみ理解できるような心的なものや意識の側面を強調して捉えており、更に、心的なものの説明を自然のおよび社会的な事象の共同体性の内に位置づけて解釈している (MacIntyre, 2006/2007: 110)。当該研究では、心的なものの因果性を外的印象との関わりにおいて分析し、歴史、文化、社会、民族のような共同体論との接続を重視し、生感情と生状態の分析からは切り離している。第二に、ベツチャート (2011) の研究では、心的なものの因果性をフッサールの『イデーン』期の問題圏域から区別しており、生感情と生状態の分析を意識に内在化された心的な現象との比較によって分析している (Betschart, 2011: 6-15)。たしかに、当該研究では、心的なものの位置づけを、生感情や生状態との関係で解釈している点は評価できる。しかし、シュタインが心的なものの概念をどのように受容したのか、フッサール現象学をどのように乗り越えたのかについては考察されていない。上記の先行研究を踏まえて、本論文では、シュタインとフッサールの意識と心的なものの理解の相違点を浮き彫りにしたうえで、シュタインがどのように「レアルな心的なものの状態」を分析したのかをリップス現象学及びミュンヘン・ゲッティンゲン学派の感情論を援用することで明らかにする。

³ 『イデーンII』は1918年にシュタインにより編纂されてから、1924-1925年にラントグレーベ達に受け継がれて、フッサールの死後1952年により出版されることになる。シュタインは、『寄与論稿』において『イデーンII』が未だ出版されていないことに言及しながらも、自分自身の主張に多大なる影響を与えたことを記している (ESGA6: 8)。

⁴ ESGA6: 40-41.

目的の意志に関して、それが手段の意志を動機付けると言うことを可能にするような動機付け概念を、一般化したものである。(III/I: 112)

因果性と動機付けの区別化は以下のように意義付けられている。因果性の概念は「超越的な実在領域」に関係している。「実在性 (Realität)」とは、時間-空間的かつ因果的な自然や感覚的事物のような「事物 (res/Ding)」を意味する⁵。それに対して、動機付けは「純粋な現象学領域」に見出される。ここでの純粋な現象学領域が現象学的還元という手続きを経て見出される意識に「内在的な」かつ「実的な・レールな (reel)」志向性の領域を意味するとすれば、動機付けは純粋体験の領域の法則になる。実際に、『イデーンII』では、動機付けは歴史的—文化創造的な「精神生活の法則性」(IV: 220) と称される「志向性の領域」を指すことで、環境世界における因果性の法則性とは直ちに区別される (IV: 220-223)。そして、体験の動機付けは因果性を現象学的還元したものである⁶。

シュタインは、フッサールに従って、自然科学と精神科学の領域の境界を確定することを目的としている⁷。フッサールが示した因果性と動機付けの定式化を、シュタインは引き継いでおり、自然科学の領域で因果性という連関を、精神科学の領域で動機付けという連関を受け入れている。そのうえで、最終的には、シュタインは「因果性と動機付けの連結 (Ineinandergreifen)」(ESGA6: 64) ないし「因果性と動機付けの相互作用 (Zusammenwirken)」(ESGA6: 69) という心的なものの法則性を提示する。

(2) 意識と心的なものの境界線

シュタインは、1900年以前のブレンターノ、ミュンスターベルク、ナトルプのような、経験的心理学による「意識と心的なものの混同」を抱えた研究に依拠する限りでは、心的なものの解明が不十分であることを指摘する (ESGA6: 8)。それに対して、フッサールが『厳密な学としての哲学』(XXV: 1911) から『イデーンI』において提示した「心理学と現象学の境界線」の問題を、シュタインは高く評価している (ESGA6: 9)。そして、さしあたりこの時期にフッサールが批判的な姿勢で取り組んでいた、心理学における心的な現象や心的な体験の位置づけをシュタインは受容している (ESGA6: 9)。『厳密な学としての哲学』では、「意識の自然化」への批判を巡る議論の際に示されるように、心的なものは、経験的意識に即して自然の連関の中に位置づけられて捉えられるような経験心理学に基づいている (XXV: 22)。より詳細に、フッサールは、『イデーンI』第53/54節の議論において、心的なものの意識を「心理物理的個体」という心的なものと物的なものの二つの世界を並列させることで、ひとつの実在的な出来事の連関に組み入れていた (III/I: 103-105)。とはいえ、心的なものは、記述心理学の試みでは「意識の相関関係」において捉え直されており、すべて

⁵ 本論文では、自然的事物を「実在性」、心的な状態を「レアルなもの」と表現する。

⁶ III/I: 112-113, Bernhard Rang, 1973: 115.

⁷ Genki Uemura, Alessandro Salice, 2018: 129, 142.

の心的なものの体験は絶対的な体験の諸連関を表す指標になる (III/I: 106)。たしかに、シュタインは、フッサールの研究が意識と心的なものの必然的な分離に基づいている限りで、現象学的研究の基礎になることを評価している (ESGA6: 8)。とはいえ、少なくともシュタインは『寄与論稿』序論の末尾でフッサールに提言している。

ところが、もし我々がすべての位相の相関関係からノエマ的な意味での意識を分離するならば、このことは、根源的時間意識についてのフッサール自身の研究によって余儀なくされるように我々は思うのである。そして、我々はこれについてフッサールの承認を得ることを望んでいる。(ESGA6: 11)

シュタインは、フッサールの超越論的観念論による意識構造に対して批判的な提言を試みているといえる。上記の引用で示されるのは、おそらくフッサールが『イデー I』で示した、ノエマ-ノエシスの意識構造を意識の構成要素に含めるのではなく、むしろ、根源的時間意識を論じる際にもノエシスを意識流に含めているゆえに、ノエマとノエシスを切り離すべきであるという、フッサールに対する要望に解釈できる⁸。

上記の観点からもシュタインが完全にフッサールの超越論的現象学におけるノエマ-ノエシスの意識構造に賛同しているわけではないことは読み取れる。それゆえ、シュタインがフッサールの意識と心的なものの位置づけに関しても、どこまで賛同していて、あるいは、フッサールをどのように乗り越えているのかについては更に分析する必要があるように思われる。

(3) シュタインにおける心、意識流、生感情と生状態の差別化

『感情移入の問題について』や『寄与論稿』は、シュタインがフッサールの助手として『イデー II』を編纂していた同時期に記された著作である。シュタインは、人間の心的なものの構造を 1.心、2.意識と意識流、3.生感情と生状態の階層構造において説明している。

1) 心理物理的個体における「心」

第一に、心理物理的個体は、我々が心的なものの現実性を認識する際に物的なものの現実性を媒介としているという視座の下で分析される。たとえば、19 世紀の経験的心理学で使用された因果法則である「連合原理 (Assoziationsprinzip)」(ESGA6: 5) や、「心理物理的並列性と相互作用理論の間の対決」(ESGA6: 5) のような、心的なものと物理的なものの連関性や対立を巡る研究である。心理物理的個体は、「身体」の影響に依存する実体的な統一

⁸ ベツチャート (2011) の研究では、この提言は、現象学的心理学の道に進むためにあたかもフッサールによる意識の構造を放棄するべきであるかのような、フッサールに対する要望にも解釈できる (Betschart, 2011: 14-15)、と指摘されている。当該研究は、この提言をシュタインの現象学的心理学の試みの出発点になることを見据えているが、この提言に対する釈義の展開としては些か飛躍的な解釈であろう。

体としての「心」によって形成されている。心は、「身体的なものに束縛された意識」である。心的なものの体験は、精神生活が現実化した「身体に束縛された感覚 (Empfindung)」によって引き起こされる (ESGA5: 66)。身体に束縛された感覚とは、美味しい食事の楽しさ、感覚的な痛みによる苦しみ、柔らかな衣服の心地よさ、食べ物の味わい、どこにその痛みが突き刺さっているのか、どこでその衣服が体の表面に触れているのかを気づかせてくれるような、外的印象によって引き起こされる感覚や感情である (ESGA5: 65)。シュタインは、第一に、身体に束縛された感覚を、知覚の形式に基づく「感情的感覚 (Gefühlsempfindung)」 (ESGA5: 65, 118) や「感覚的感情」 (ESGA5: 65, 118) という「生身のありありとした感情」と捉えている。第二に、感覚的感情は、私のうちにも存在し、私の自我から溢れ出るような「精神的感情 (geistiges Gefühl)」でもある (ESGA5: 65)。それは外部知覚やエネルギー、我々の行動に告知される心的なものの特徴を持つ。たとえば、我々の意志作用の緊張または弛緩は、我々の意志の実行を告知し、意志作用は感情の強度、活発さ、情動の興奮を通して現れる (ESGA5: 65)。身体に束縛された感情の根底にある精神的感情は、身体に束縛された感情ではなく、感覚的感情に影響を与える感情である。たとえば、「高揚 (Frischigkeit)」「疲労 (Mattigkeit)」「過敏性 (Reizbarkeit)」「疲労困憊 (Erschöpfung)」「睡眠 (Schlaf)」が身体に告知されるという事象である。第三に、「共通感情 (Gemeingefühle)」 (ESGA5: 65, 118) とは、精神的感情としての高揚や疲労を感じているときに、同時に、身体活動に高揚や疲労が現れる感情である。この点において、シュタインは、精神的感情と身体に束縛された感情との相互作用の現象に着目している。精神的感情が身体に束縛された感情に対して、「現象的な影響」を与える様式が「心的なものの因果性」として語られる。

2) 意識と意識流 (体験流)

第二に、シュタインは、体験を 1. 「志向的体験」と 2. 「非-志向的体験」に区別する⁹。1. 「志向的体験」は、感覚データが意識に与えられることで感覚が実的な構成要素となり、それらが意識流の統一によって構成される体験である (ESGA6: 12)。シュタインは、志向的体験を、「ノエシス (上位の段階)」「ノエマ (下位の段階)」「意識流 (最下位の段階)」という階層構造において説明する (ESGA6: 10)。シュタインは、ノエシスとノエマを上位と下位の段階に切り離しているといえる。ここで示されるのは、すべての「ノエマ的なもの」は、本来的な意識的生活である「ノエシス的なもの」に対応するが、意識は各段階において異なる方法で作動しているということである (ESGA6: 10)。シュタインによれば、この意識作動のおかげで、より低次のノエマ的なものの統一は、より高次の統一を構成する多様体になる (ESGA6: 10)。そして、シュタインは、意識の最下位の段階にある根源的な「意識流」を、ひとつの意識体験を構成する「体験流の統一体」とみなしている (ESGA6: 12)。この点にお

⁹シュタインは、「志向的体験」と「非-志向的体験」を上部構造と下部構造として説明しているが (ESGA6: 25)、それらを明確に区分して構造化したのは、ベツチャート ((2011) の研究である (Betschart, 2011: 32-33))。

いて、意識ないしは体験を構成する体験流と構成される体験が区別される。『感情移入の問題について』では、意識流と心は、同じく心的なものの構成要素とみなされるが、両者は区別される (ESGA5: 55)。というのも、心的なものの統一構造は、意識流の特異な体験内容に依存しており、意識流を通して心の構造は規定されるからである (ESGA5: 55)。より詳細に、1920 年のブレスラウ講義を編纂した『哲学入門』(ESGA8: 1920) では、心的なものの構造は、意識や意識流、身体とは区別化された「レアルな心」として語られる (ESGA8: 124-127)。ただし、心的なものと意識流は連関しており、心的生活が意識に現れることは、その人の心的体験に特有の意識流を告知知らせることであると述べられる (ESGA8: 125)。

3) 生感情と生状態

第三に、2. 「非-志向的体験」とは、生の領域に属する「生感情」(上部構造) と「生状態/生命力」(下部構造) としての「レアルな自我」によって示される¹⁰。シュタインは、生状態を意識流の下位の段階に位置づけており、生状態に限定された生感情を発見している (ESGA6: 26)。更に、非-志向的体験は、レアルな生状態の変化に根差した生感情に「内部データ」が与えられる体験を意味する (ESGA6: 22)。その場合の「生感情と生状態の連関性」をシュタインは以下のように説明する。

生感情の中に私の自我の瞬間的な性質が現れる。その生状態、そして、そのような性質の変化において、持続的でレアルな性質が現れる。それが生命力である。このレアルな特性を持った自我はもちろん、純粹体験の放射点としての根源的に体験された純粹自我と混同されてはならない。レアルな特性を持った自我は、その特性の担い手として、内部データの告知を通して与えられるような超越的でレアルなものとしてのみ理解されるが、それ自体が内在化されることはない。我々はこのレアルな自我、その性質を心的な状態と呼ぶ。そして、意識と心的なものは根本的に相互に異なることがわかる。「意識的な」純粹体験の領域としての体験かつ体験内容に現れる意識領域と、超越的でレアルな領域としての心的な領域は異なるのであるが、ここで我々はこのレアル性を物理的な実在性や他の既存の実在性とは区別されることを控えなければならない。(ESGA6: 22)

上記の引用では、1. 意識、純粹体験、純粹自我、意識流における内在領域、2. 超越的でレアルな生状態の心的な領域が区別されている。1. で示されるのは、感覚データにより引き起こされる「何かについての歓喜や悲しみ」であり、フッサールの志向的体験といえる。

¹⁰ マッキンタイアによれば、シュタインにおける生感情と生状態という術語は、ディルタイから継承されたものである (MacIntyre, 2006/2007: 112)。しかし、少なくともこの指摘はシュタイン自身の典拠からは推察できない。

それに対して、2. で示されるのは、生感情とレアールな自我の下に満たされた生状態である。ここでの生状態としてのレアールな生命力は、増加したり減少したりする「生命力の量」を意味する。生感情と生状態の連関は、生状態が様々な生感情にレアールな生命力を「告知 (Bekundung)」という仕方で現れることで結ばれる (ESGA6: 23)。シュタインの「心的なものの体験の位相」に関する記述を整理すれば、以下のようになる¹¹。

表 1 心的なものの体験の位相

1. 「意識に吸収される内容 (例: 感覚データや幸福感) 」
2. 「このような内容の体験、意識への吸収 (例: 感覚をもって幸福感を感じる こと) 」
3. 「このような体験の意識流 (例: 体験それ自体という意識の流れ) 」
4. レアールな自我の「生状態」が告知された「生感情」
5. レアールな自我の「生状態 (生命力) 」

生状態や生感情は、単純に体験流に分類することはできないし、生状態をそれ自体として心的な状態に当てはめることもできない (ESGA6: 25)。このことは、心的な状態が生領域としての生状態から引き出された力を消費し、使い果たされるならば心的な状態が消滅することにも基づいている (ESGA6: 26)。その場合には、生感情や生状態は他の体験内容に影響を与えるものとして成立している (ESGA6: 26)。シュタインにとって、生感情と生状態の連関構造は、既にフッサールの意識と意識流の統一という構造では示されないレアールな心的なものの構造を開いているといえよう。

2. リップスとシュタインによる「レアールな生状態における生感情の告知」の解明

シュタインは、レアールな生状態の告知としての生感情を意識に告知されるという構造において説明している (ESGA6: 21-22)。以下では、意識の中に告知される生感情の現象性を、リップスにおけるレアールな自我の「告知」や「表現現象 (Ausdrucksphänomen)」に関する議論を手掛かりとして再検討する。

(1) リップスにおけるレアールな自我の「告知」や「表現現象」の解明

リップスは、1901 年の『自己意識：感覚と感情』(Lipps: 1901) において、心的なものを「意識現象の直接的な根底にあるもの」(Lipps, 1901: 40) とみなし、より正確には、「心的なものとは自我感情 (Ichgefühl) の根底にあるレアールな自我である」(Lipps, 1901: 40) と述べている。そして、「レアールな自我 (reales Ich)」を「直接的に感じられる自我の基質」

¹¹ 1～3 の区分は、『寄与論稿』のシュタイン自身の「体験の位相」に関する記述を参照している (ESGA6: 18)。4～5 の区分は筆者が付け加えたものである。

(Lipps, 1901: 39) や「心的な現象を告知する自我」(Lipps: 1901: 39) と定義している。たとえば、心的なものとは、感覚、表象、感得、意志という意識現象に対する心的な状態や過程というレアルな基質である (Lipps, 1901: 39)。リップスは、意識現象とレアルな自我の関連性を、私に聞こえる「現象的な音」と現象的な音を直接的に引き起こさせる原因としての「空気の振動」と「レアルな音」との関係において記述している (Lipps, 1901: 41)。音源としてのレアルな音は、現象的な音を可能にする空気の振動において私に現れる。実際のところ、現象的な音を可能にしているのは、空気の振動であるにもかかわらず、私に知覚された音色としての現象的な音をレアルな音の表現として我々は理解する。レアルな音に対して、音の感覚を通して与えられるのは「現象的な音」ないしは「音の現象」である (Lipps, 1901: 41)。この具体例に準えて、リップスが提示するのは、レアルな自我は現象的な自我の内に感情において私に現れる、或いは現象的な自我の中でレアルな自我はその存在を感情において告知するという事態である (Lipps, 1901: 41)。現象的な自我は体験されなければ存在しないが、レアルな自我は私の意識に告知されるかどうかに関係なく存在する。リップスは、意識現象として告知された感情の中に、心的なものというレアルな自我を発見する。

しかしながら、意識現象とレアルな心的なものの状態の関連性とはどのような関係であろうか。リップスは、1903 年の『美学 I』(Lipps: 1903) において、意識現象とレアルな心的なものの状態の関係を「表現運動 (Ausdrucksbewegung)」—「表情 (Ausdruck)」と「身振り (Geste/Gebärde)」の現象—と「レアルな感情」の関連性として述べている (Lipps, 1903: 141-143)。感情と表情や身振りの関連性は、「記号 (Zeichen)」ではなく「シンボル (Symbol)」の連関である (Lipps, 1903: 140)。記号とは意味されるものが現実であることを我々に示すものであり、シンボルとは、努力、内的行動、内的状態、内的興奮が自分自身の「内的な生活の活動」の様式を直接的に意識に告知するものである (Lipps: 1903: 140)。そして、リップスは、1909 年の『心理学原論』(Lipps: 1909) において、表情や身振りに具わる「心的な生活の表出 (seelische Lebensäußerung)」を「シンボル連関」として語る。「心的な生活の表出」を把握する試みは、(1)「心的な生活の表出」の衝動と (2)「模倣」の本能的衝動の二つの要因が協力的に活動していることにより示される (Lipps 1909: 229)。悲しみは悲しい表情や身振りを引き起こさせて、悲しい表情や身振りは悲しみをその中で「表出する」ないしは「告知する」。そして、悲しみの感情と悲しい表情や身振りの連関は「本能的衝動」において結び付けられている (Lipps, 1909: 229-230)。たとえば、悲しんでいる他者を私がどのように感じるのかを記述する際には、「模倣運動 (Nachahmungsbewegung)」(Lipps, 1909: 230) の衝動によって理解することができる。私が他者の悲しい表情や身振りの運動を知覚する際に、他者の悲しい表情や身振りの中で現れている悲しみの感情に応じて、私の内に生じてきた悲しみの表出や告知を直接的に捉える (Lipps, 1903: 129)。リップスの議論で示されるのは、レアルな自我が意識現象に対して「告知」や「表現現象」という仕方で現れてくるということである。この点において、レアルな自我と意識に現れる心的現象は区別

される。

(2) シュタインにおけるリップスの「告知」や「表現現象」の受容と展開

シュタインは、『感情移入の問題について』において、リップスの1903年以降の著作群である『美学I』や『心理学原論』を受容し、心的なものの告知や感情における表現現象の分析を再検討している(ESGA5: 53)。シュタインは、リップスの表現現象の問題に対する探究態度を「学問的探求の破綻した説明」(ESGA5: 53)であると批判しており、リップスの試みを「我々の精神の不可解な設備」の能力ないし「自然的な本能」によって、ひとつの意識的生を特有の物体(Körper)に束縛させていると評価している(ESGA5: 53)¹²。ここで指摘されているように、シュタインは、リップスが表現現象の問題を、模倣運動や本能的衝動という学問では把握できない意識現象をもとに分析したことを批判している。他方で、シュタインは、リップスの告知や表現現象の構造を肯定的に受容している箇所がある。『寄与論稿』では、心的なものは、意識に内在化されない、レアールな生状態による生感情の告知という現象を通して分析される(ESGA6: 22)。シュタインは、意識体験の中に告知された生感情を以下のように捉えている。

生感情は体験との関係において超越的なものであり、体験の中に告知される。そして、意識に対する生感情について言えば、その意識になるということを、内在的な内容の体験やその構成要素として、それが内在化する体験の意識と混同してはならない。(ESGA6: 21)

シュタインの着眼点は、レアールな自我の生状態に告知された生感情と意識の内在体験を区別することにある。そのうえで、レアールな自我の生状態の様々な変化様態、すなわち、生状態の「強度(Intensität)」や「緊張(Gespanntheit)」の「度合い(Grad)」に応じて、生感情が体験の意識のうちに告知されていることを示す(ESGA6: 21)。意識に告知された生感情は意識に内在化されるのではなく、あくまでも意識の内在体験に対しては超越的なものとして現れ、意識体験のうちに告知される(ESGA6: 21)。ただし、リップスが告知という仕方方で記述した、レアールな自我と意識現象の連関性に、シュタインは現象的な影響関係を読み取る(ESGA6: 16, 17)。『寄与論稿』の第二章の冒頭では、意識に対して影響を与える「疲労感」や「疲労困憊」という生感情の具体例を以下のように述べている。

私が疲労を感じる時に、生の流れは止まっているようにみなされ、ゆっくり這って進

¹² フッサールは『間主観性の現象学』においてリップスの「模倣本能説」を「現象学的無知の避難所」と否定している。この点において、シュタインは、フッサールやフッサール以降の現象学者たち(シェーラー、インガルテンら)と類似する傾向を持ったリップスの感情移入論を批判している(Zahavi, 2014: 112)。しかし、本論文では、ザハヴィ(2014)の見解とは異なり、リップスにおけるレアールな自我の「告知」や「表現現象」を肯定的に受容したシュタインの議論を考察する。

み、様々な感覚領域で起こるすべてのことが疲労に影響される。まるで色は色を失い、音はメロディーを失ったかのように、そして、いずれの「印象」——いわば、その意欲に反して生の流れに押し付けられるデータ——は苦痛で不快であり、いずれの色、音、感触には悲しみが伴う。疲労感が消え去る時に、他の領域にも変化が起こり、高揚感に変わった瞬間に、その流れは活発に躍動し、前進し疑いなく高揚感と歓喜が息を吹き返す。(ESGA6: 16)

ここで示されるのは、疲労感のような生感情が、聴覚、視覚、感覚に与えられる色、音、感触のような「体験内容」に影響を与えているという事態である¹³ (ESGA6: 16, 23)。シュタインは、疲労感や高揚感の影響を受けることで、様々な体験内容の強度や性質が変化するという「現象的な依存関係」を発見する。生感情と体験内容を結び付ける現象的な依存関係は、「物理的因果性」や「動機付け」とは区別される (ESGA6: 16)。

3. プフェンダーとシュタインによる「心的なものの因果性」の解明

シュタインによれば、「レアルな心的なものの因果性は、体験の領域という現象的な因果性において告知される」(ESGA6: 24)。ここで示されるように、現象的な因果性は、レアルな心的なものの因果性の出来事が体験の領域のうちに告知知られることを意味する。ただし、心的なものの因果性を説明する際に、シュタインは、「レアルな因果性」と「現象的な因果性」という区別をしているが (ESGA6: 16, 23, 72-73)、それらの因果性についての積極的な議論はなされていない。以下では、プフェンダーにおける「心的なものの現実性」の原因様式に関する議論を参照することで、シュタインの「心的なものの因果性」の様式に関して再検討する。

(1) プフェンダーにおける「心的なものの現実性」の原因様式の解明

プフェンダーは、1904年の『心理学入門』(Pfänder, 1904)において、心的なものの現実性を「対象」と「対象意識 (Gegenstandsbewußtsein)」、「感情 (Gefühl)」、「努力 (Streben)」の心的生活を構成する三要素として分析している。プフェンダーにとって、心的なものの現実性は、非空間的かつ感覚的には知覚できない世界で主観が絶え間なく変化する体験、苦しみ、行動から構成されるものである (Pfänder, 1920: 185)。この体験、苦しみ、行動は対象についての感覚、知覚、想像、思考という様々な種類の「対象意識」に関連している。そして、この対象は「心的なものの現実性の周縁」(Pfänder, 1920: 186)にあり、意識的自我と関連し

¹³意識において原因となる出来事は、それぞれの生感情である。生感情により引き起こされた意識体験の原因は、「生領域の変化 (すなわち、生の領域を構成する生感情の変化)」である (Betschart, 2011: 23)。しかし、当該研究では、生感情と体験内容の影響関係の議論に関しては詳細に触れられていない。

ている。この過程において、心的な主観は対象についての意識を持つことになるが、感覚や知覚したものは、歓喜や悲しみのような様々な感情を引き起こさせる (Pfänder, 1920: 203)。プフェンダーは、「感情」を歓喜、悲しみ、快、不快、あらゆる種類の感情的気分、美的感情、同情、反感、満足、不満とみなし、対象意識が様々な感情の変化に起因していることを指摘する (Pfänder, 1920: 203)。感情の変化の原因となる対象意識は、感情を刺激する対象物から完全に消え去ることはなく、他方で、感情も対象意識の背景となり、対象意識の内容に影響を与える。この点において、プフェンダーは、対象意識の内容の変化の原因が感情であることを認めている (Pfänder, 1920: 206)。心的生活を構成する「努力」は、対象意識や感情とは区別された心的なものの現実性の活動性を示す。たとえば、努力は欲求、欲望、願望、切望、希望、意欲や行動のように心的な主観の働きとなる (Pfänder, 1920: 221)。この努力の出現は、努力の働きが対象意識に変化を与えることで明らかになる。その場合には、心的な出来事は、努力の結果として引き起こされた出来事なのか、感情の結果として引き起こされた出来事なのかを混同することになる。

プフェンダーにとって、努力の原因と感情の源泉はどのように区別されるのか。プフェンダーは、1911年の『動機と動機付け』(Pfänder, 1911)において、努力の原因様式を以下のように説明している¹⁴。第一に、「現象的源泉 (phänomenal Quelle)」とは「自我あるいは自我の特定の感情状態」(例: 欠如感、不満、不快感)などを意味する (Pfänder, 1911: 130)。これは心的な状態の前提となるような源である。第二に、「現象的原因 (phänomenal Ursache)」とは「志向的な対象」(例: 興奮を引き起こさせる音)を意味する (Pfänder, 1911: 130)。第三に、「レアルな原因 (reale Ursache)」とは、「心理物理的個体と瞬間的な物理的環境を提供する固有の心的な状態の膨大な複合体」(Pfänder, 1911: 130)を意味する。これは心理物理的個体とその周囲の物理的環境の状態(例: 手の温かさ、テーブルの硬さ)を引き起こさせるような原因である。プフェンダーによれば、三つの原因様式は、心的な状態の原因であり、それ自体が「意志の動機」を意味するものではない¹⁵。シュタインは、プフェンダーによる努力の原因様式の分析を参照して、「現象的源泉」が「生状態 (生命力)」であることを指摘する (ESGA6: 55)。たとえば、旅の快適さによって感じる歓喜は自我の態度表明であり、疲労困憊のような自我の状態では、旅の中で休息することで旅を魅力的に感じることもある。シュタインは、様々な努力の働きが生状態としての源泉を通して誘惑されることで「目的を持った努力」に変化することを指摘する (ESGA6: 55)。

(2) シュタインにおける「心的なものの因果性」の再検討

¹⁴ プフェンダーにおける心的な状態の原因様式に関しては、八重樫 (2009) や植村 (2020) の説明が詳しい (八重樫, 2009: 28-29; Uemura, 2020: 31)。

¹⁵ 植村&サリーチェ (2018) の研究では、シュタインとプフェンダーにおける「動機付け」概念は近いが、動機付けの存在論的な位置づけに関しては相異していると指摘される。プフェンダーは、動機付けを意志に限定しているが、シュタインは動機付けを現在の信念、知覚、感情の様々な体験の中に認めている (Genki Uemura, Alessandro Salice, 2018: 142)。

シュタインは、『寄与論稿』において、プフェンダーの「源泉」、「レアルな因果性」、「現象的な因果性」という術語を援用して、心的なものの因果性の過程について分析している。(ESGA6:25, 55)¹⁶。その際に、『感情移入の問題について』では、心的なものの因果性は、「恐怖のせいで私の心臓は静止する」という具体例で示される。シュタインは、「自分自身の体験」とその「体験に告知された心の能力の性質」の間に心的なものの因果性という連関を見出しており、この連関が心的なものと心的なものの現象的な依存関係であることを示す(ESGA5: 67)。『寄与論稿』では、生感情と他の心的なものの体験の現象的な依存関係は、純粹体験の中に告知された生感情を通した影響関係であることが示される(ESGA6: 23)。この現象的な依存関係とは、純粹体験に生感情が告げ知らされることによって、生感情が純粹体験にとって現象的な原因となる連関である。そのうえで、生感情の背後にある真の原因、いわば、心的なものの現実性の「源泉」が、「レアルな生命力」であることが主張される(ESGA6: 23)。シュタインは、生命力(生状態)が心的な出来事の源泉であり、その心的なものが告知を通して他の心的なものの特性の変化を与える連関性を「現象的な因果性」とみなしている。

他方で、『寄与論稿』の第三章では、シュタインは、精神生活の法則である「動機付け¹⁷」の連関において、生感情と他の体験内容の影響関係を分析する。シュタインは、動機付けを「作用(Akt)」が他の作用に相互に結合する連関とみなし、この作用の中心点を純粹自我に据えている(ESGA6: 36, 37)。作用における相互の連関は、一方の作用から他方の作用が出現すること、一方の作用が他の作用に基づいて実行されることを意味する(ESGA6: 36)。ただし、本来的に動機付けの要因は、結果となる作用の実行ではなく、この作用の体験内容である(ESGA6: 38)。このことは、シュタインが提示している以下のような具体例に表れている。「私の歓喜の動機は、待ち望んでいた手紙が届いたことであり、手紙の到着を知ったことではない」(ESGA6: 38)。この具体例では、私の歓喜が、直前に起こった手紙の到着を知るという実際の出来事ではなく、待ち望んでいた手紙が届くという体験内容が動機となることを意味する。上記の具体例は、生感情と体験内容の影響関係を動機付けの過程で説明することを可能にする。上述したように、生感情という疲労感や高揚感の影響下において、特定の体験内容の強度は変化する。シュタインは、『寄与論稿』の第五章において、生感情と体験内容の影響関係によって因果性と動機付けが相互作用する可能性を指摘する(ESGA6: 64-69)。第一に、歓喜は支配的な生感情の性質に応じてより活発になったり、より鈍くなったりするという仕方で因果的に条件づけられている(ESGA6: 64)。第二に、誰かが私に与え

¹⁶ 八重樫(2009)の研究では、「レアルな因果関係は直接的には体験されえない出来事」であり、「現象的な因果関係は当の努力がそこにおいて生じるところの自我によって直接に体験される」出来事であることが示される(八重樫, 2009: 28)。植村(2015)の研究では、経験における因果性におけるシュタインとプフェンダーの見解を指摘している。当該研究では、「現象的な因果性とレアルな因果性との間には一定の関係が成り立っている」(植村, 2015: 102)ということが主張される。

¹⁷ 植村&サリーチェ(2018)の研究では、シュタインの動機付け概念に具わる二つの要素を明確に指摘している。第一に、「動機付けが意識や感情ではなく、認知体験や知覚体験においても作用していることを認める」。第二に、「体験内容と対象を区別し、動機を前者の一種にみなしている」(Genki Uemura, Alessandro Salice, 2018: 141)。

てくれた歓喜は、今度は誰かを喜ばせようという意図を動機付ける可能性があり (ESGA6: 65)、生感情が体験内容の特定の性格や強度や深みに依存している限りで、生感情の影響それ自体は動機付けられている (ESGA6: 65)。

生感情と体験内容を関係づける因果性と動機付けの相互作用によって、「レアルな心的なものの因果性が、体験の領域という現象的な因果性において告知される」というシュタインの主張を再検討することができる。たしかに、純粹体験とレアルな心的なものは、異なった体験内容によって区別されるが、ある種の連動性を有している。その連動性とは、純粹体験に心的なものが告知されるという連動である。まず意識に直接的に告知されるのは、単純な体験内容である。たとえば、事物の硬度は特定の感触として現れることや私の心的な状態としての歓喜は特定の感情で表現される (ESGA6: 67)。更に、特定の状況下では事物の感覚や動作はより高度に変化する。良いニュースを知ったのであれば、一日中、バラ色の気分になり、このバラ色の気分は私から溢れ出る歓喜を動機付ける (ESGA6: 67-68)。少なくとも意識体験に告知された心的なものは、様々な体験内容を強化したり弱体化させたりするゆえに、意識体験の内在的な反省では見出せないレアルな心的なものの状態が体験内容を動機付けているといえる (ESGA6: 68)。

おわりに

本論文では、シュタインにおける「心的なものの因果性」をレアルな生状態と生感情の告知という現象から再検討した。その際に、リップス学派及びミュンヘン・ゲッティンゲン学派の「レアルな心的なものの状態」に関する感情論との思想上の接続が見られることを指摘した。シュタインは、フッサールの超越論的観念論に対する批判的な見解を踏まえて「意識と心的なものの境界線」を問題にした。その結果として、レアルな生状態(生命力)による生感情の告知というレアルな心的なものの状態を提示した。シュタインは、フッサールのように、心的なものを「意識の相関関係」とみなすことなしに、生感情が意識に内在化されない意識状態に告知された心的なものであることを示したといえよう。更に、シュタインは、ミュンヘン・ゲッティンゲン学派に見られるレアルな自我の告知という現象を援用して、レアルな生状態が意識に告知されるというレアルな心的なものの領域を重視した。そのうえで、シュタインは、レアルな心的なものの因果性が体験の領域という現象的な因果性において告知されるという事態を指摘した。レアルな生状態(生命力)と生感情の連関から、レアルな心的なものの因果性を捉えるならば、心的なものの因果性は、意識に告知されることで生感情と体験内容を関係づける現象的な因果性とみなされる。

凡例

第一次文献:シュタインの著作に関しては、エディット・シュタイン全集 (Edith Stein

Gesamtausgabe) からの引用は ESGA と略号を使用し、巻数と頁数を記載した。フッサールの著作に関しては、フッサール全集 (Husserliana) 略号を使用し、巻数と頁数を記載した。それぞれ引用・参照は ()、引用文の補足は引用文の中に [] において補足した。それぞれ翻訳のある著作は適宜参照した。

第二次文献: 著者名、出版年、頁数の順番で記載した。

文献

第一次文献

■Husserl, Edmund (エドムント・フッサール) :

[III/I]: *Ideen zu einer reinen phänomenologischen philosophie*, hrsg.v. W.Beimel, 1950. (エドムント・フッサール、1979、『イデーニ I-I』(渡辺二郎訳) みすず書房. エドムント・フッサール、1984、『イデーニ I-II』(渡辺二郎訳) みすず書房.)

[IV] : *Ideen zu einer reinen phänomenologischen philosophie, Zweites Buch*, hrsg.v. W.Beimel, 1952. (エドムント・フッサール、2001、『イデーニ II-I』(立松弘孝・別所良美訳) みすず書房、エドムント・フッサール、2009、『イデーニ II-II』(立松弘孝・榊原哲也訳) みすず書房) .

[XXV]: *Aufsätze und Vorträge: 1911-1921*, ed. Sepp Hans Rainer, Nenon Thomas, Nijhoff, Dordrecht, *Philosophie als strenge Wissenschaft*, 1987, SS.3-62. (エドムント・フッサール、1970、『厳密な学としての哲学』(佐竹哲雄訳)、岩波書店) .

■Stein, Edith (エディット・シュタイン) :

[ESGA5]: *Zum Problem der Einfühlung*, 2. Aufl. 2010.

[ESGA6]: *Beiträge zur philosophischen Begründung der Psychologie und der Geisteswissenschaften* , 2010.

[ESGA8]: *Einführung in die Philosophie*, 2. Aufl.2010) .

■Lipps, Theodor (テオドール・リップス)

[Lipps: 1901]: *Das Selbstbewusstsein; Empfindung und Gefühl*; Wiesbaden : Bergmann, 1, Aufl. 1901.

[Lipps: 1903]: *Ästhetik: Grundlegung der Ästhetik*. Hamburg and Leipzig: Leopold Voss, 1, Aufl. 1903.

[Lipps: 1909]: *Leitfaden der Psychologie*, 3st Edition. Leipzig; Wilhelm Engelmann, 3, Aufl. 1909.

■Pfänder, Alexander (アレクサンダー・プフェンダー)

[Pfänder: 1911]: *Motive und Motivation*, München, 1963, 123-156.

[Pfänder: 1920]: *Einführung in der Psychologie*, Leipzig, 1920.

第二次文献

Betschart, Christof, 2011, *Was ist Lebenskraft?; Eine Auseinandersetzung mit Edith Steins Untersuchung „Psychische Kausalität“*, Päpstliche Universität Gregoriana Philosophische Fakultät.

Genki Uemura, Toru Yaegashi, 2012 , Alexander Pfänder on the Intentionality of Willing, *Philosophia Verlag GmbH*, 243-274.

Genki Uemura, Alessandro Salice, 2018, Motive in Experience: Pfänder, Geiger, and Stein, *Phenomenology and*

Experience, 129-149.

Genki Uemura, 2020, Alexander Pfänder's Phenomenology of Motivation, *The Routledge Handbook of Phenomenology of Agency*, 29-40.

MacIntyre, Alasdair, 2006, *Edith Stein; an philosophical prologue*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc.

———, 2007, *Edith Stein; A philosophical Prologue 1913-1922*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc.

Lebech, Mette, 2004, Study Guide to Edith Stein's Philosophy of Psychology and the Humanities, in: *Yearbook of the Irish Philosophical Society: Voices of Irish Philosophy 2004*, Maynooth 2004, 40-76.

Rang, Rernherd, 1973, *Kausalität und Motivation; Untersuchungen zum verhältnis von Perspektivität und Objektivität in der Phänomenologie Edmund Husserls*, Maetinus Nijhoff.

Zahavi, Dan, 2014, *Self and Other; Exploring Subjectivity, Empathy, and Shame*, Oxford University Press.

植村玄輝、2015、「現象学的実在論と感覚説」『現象学年報』第31号、99-107.

八重樫徹、2009、「行為、因果、責任：フッサールとプフェンダーの「動機付け」概念を巡って」『フッサール研究』第7号、24-36.

(なかがわだん・上智大学)